

第66回CDM理事会、第29回JI監督委員会、
第7回京都議定書締約国会合の決定までを反映

図解 京都メカニズム

2012年6月 第17版



公益財団法人 地球環境戦略研究機関

市場メカニズムグループ 小坏 一久、小柳 百合子 編

作成協力:西村薫

図解・京都メカニズムは、京都メカニズムに関する国際ルールや国内ルールについて、わかりやすく解説することを目的としています。全ての国際・国内ルールについて記述している訳ではなく、その後のルール改定によって、変更されている可能性もあります。

また本資料の内容は編者の見解であり、IGESとしての見解を述べたものではありません。

掲載した情報に間違いがないよう最大の努力をしていますが、编者及びIGESは、本資料の利用によって被った損害、損失に対して、いかなる場合でも一切の責任を負いません。本資料中の間違い等やご意見については、cdm-info@iges.or.jpまでご連絡下さい。

また本資料は < <http://www.iges.or.jp/jp/cdm/report.html> > よりダウンロード可能です。

転載・引用する場合、出所を明記して下さい。明記せずに転載・引用することは固くお断り致します。

用語集

略語	英語正式名称	日本語訳
AAU	Assigned Amount Unit	割当量単位 (割当量の一部)
ACM	Approved Consolidated Methodology	承認済み統合方法論
AE	Applicant Entity	申請組織
AIE	Accredited Independent Entity	認定独立組織
AM	Approved Methodology	承認済み方法論
AMS	Approved small-scales methodologies	承認済み小規模CDM方法論
A/R CDM	Afforestation and Reforestation Project Activities under the Clean Development Mechanism	新規植林・再植林CDM
AR	Afforestation and Reforestation	新規植林・再植林
CCS	Carbon dioxide Capture and Storage	炭素隔離・貯留
CDM	Clean Development Mechanism	クリーン開発メカニズム
CDM-AP	CDM Accreditation Panel	CDM(運営組織)認定パネル
CEF	Carbon Emission Factor	炭素排出係数
CER	Certified Emission Reduction	認証された排出削減量(CDMのクレジット)
CME	Coordinating or Managing Entity	(PoAにおける)調整又は管理主体
CMP(COP/MOP)	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol	京都議定書締約国会合
COP コップ	Conference of the Parties (to the UNFCCC)	気候変動枠組条約締約国会議
CPA	CDM programme activity	CDMプログラム活動
CPR	Commitment Period Reserve	約束期間リザーブ
DFP	Designated Focal Point	指定担当機関
DNA	Designated National Authority	指定国家機関
DOE	Designated Operational Entity	指定運営組織
EB	the CDM Executive Board	CDM理事会
EIT	Economies in Transition	市場経済移行国
ERT	Expert Review Team	専門家審査チーム
ERU	Emission Reduction Unit	排出削減単位(JIのクレジット)
GHG	Greenhouse Gas	温室効果ガス
GIS	Green Investment Scheme	グリーン投資スキーム
GWP	Global Warming Potential	地球温暖化係数
HFCs	Hydrofluorocarbons	ハイドロフルオロカーボン
IE	Independent Entity	独立組織

略語	英語正式名称	日本語訳
IET	International Emissions Trading	国際排出量取引
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change	気候変動に関する政府間パネル
ITL	International Transaction Log	国際取引ログ
JI	Joint Implementation	共同実施
JISC ジスク	Joint Implementation Supervisory Committee	JI監督委員会(=6条監督委員会)
JI-AP	Joint Implementation Accreditation Panel	JI(独立組織)認定パネル
LULUCF ルルシーエフ	Land Use, Land-Use Change and Forestry	土地利用・土地利用変化・林業 (又は吸収源活動)
MoC	Modalities of Communication	(プロジェクト参加者とCDM理事会との)連絡方法
MP	Methodologies Panel	ベースライン・モニタリング方法論パネル
NM	New Methodology	新方法論
OE	Operational Entity	運営組織
PDD	Project Design Document	プロジェクト設計書
PFCs	Perfluorocarbons	パーフルオロカーボン
PoA	Programme of Activities	プログラム活動(プログラムCDM)
PP	Project Participant	プロジェクト参加者
RMU	Removal Unit	除去単位(吸収源活動に基づくクレジット)
SAR サー	(the IPCC) Second Assessment Report	IPCC第二次評価報告書
SBI	Subsidiary Body for Implementation	実施に関する補助機関
SBSTA サブスタ	Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice	科学・技術上の助言に関する補助機関
SF ₆	Sulfur Hexafluoride	六フッ化硫黄
SOP ソップ	Share of Proceeds	収益の一部(徴収分)
SSC	Small Scale CDM	小規模CDM
SSC-WG	Working group for small-scale CDM project activities	小規模CDMワーキング・グループ
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change	国連気候変動枠組条約
VVM	Validation and Verification Manual	バリデーション・認証マニュアル

目次

1. 京都議定書

- 1-1. 概要 p 1
- 1-2. 経緯 p 2
- 1-3. 附属書 国リスト p 3

2. 京都メカニズムの概要

- 2-1. クリーン開発メカニズム (CDM) p 4
- 2-2. 共同実施 (JI) p 5
- 2-3. 国際排出量取引 p 6

3. CDMのステップ p 8

4. CDMの関係主体

- 4-1. CMP (京都議定書の締約国会合) p10
- 4-2. DNA (指定国家機関) p10
- 4-3. CDM理事会 p11
- 4-4. パネル・ワーキンググループ p13
- 4-5. DOE (指定運営組織) p14
- 4-6. プロジェクト参加者 p16
- 4-7. プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡方法 p17

5. CDMプロジェクトの条件 p19

6. PDDの作成の流れ p20

7. ベースライン

- 7-1. ベースラインと追加性の概念 p21
- 7-2. ベースライン・シナリオ p22
- 7-3. ベースライン方法論 p23

- 7-4. 標準化ベースライン p24
- 7-5. 標準化ベースラインの申請と審査手順 p27
- 7-6. 追加性の実証・評価ツール p29
- 7-7. ベースライン方法論等の新規提案・改定 p31
- 7-8. 承認済み方法論からの逸脱の申請 p32
- 7-9. DOEから方法論パネルへの承認済み方法論・ツールの適用に関する質問の提出と検討の手順 p32

8. プロジェクト開始日とクレジット期間

- 8-1. CDMプロジェクトの開始日 p33
- 8-2. クレジット期間 p35

9. モニタリング計画 p37

10. 関係締約国からの承認 p38

11. CDMプロジェクトのバリデーション

- 11-1. バリデーションの手順 p39
- 11-2. バリデーションの要件 p40

12. CDMプロジェクトの登録

- 12-1. 登録申請の手順 p41
- 12-2. 登録申請に対する再審査の手順 p42
- 12-3. 登録料 p43

13. CDMプロジェクト実施後の変更

- 13-1. モニタリング計画の改定 p44
- 13-2. 発行申請提出前の逸脱 (deviation) 申請 p44
- 13-3. 登録済みPDDの記載内容からの変更 p45

14. 検証及び認証 p46

15. CERの発行

15-1. CER発行申請の手順 p47

15-2. CER発行申請に対する再審査の手順 p48

16. CERの分配 p49

17. クレジット期間の更新 p50

18. 小規模CDM (SSC)

18-1. 小規模CDMの定義 p52

18-2. 簡易化されたルール・手順 p53

18-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化) p57

19. 新規植林・再植林(A/R) CDM

19-1. A/R CDMの概要 p58

19-2. A/R CDMの非永続性(tCER及びiCER) p59

19-3. 小規模A/R CDM p62

20. プログラムCDM

20-1. プログラムCDMの概要 p63

20-2. プログラムCDMの手続き p65

20-3. 適格性条件の設定基準 p66

20-4. 適格性条件の設定要件 p67

21. 共同実施(JI)

21-1. JIの手順の流れ p68

21-2. JIの関係主体 p70

21-3. JIのルール(CDMとの違い等) p72

21-4. JI PDDとベースライン p73

21-5. 有効性決定の手順 p74

21-6. 排出削減量(又は吸収増大量)の検証の手順 p75

22. 国際排出量取引

22-1. 国際排出量取引の概要 p76

22-2. 約束期間リザーブ(CPR) p77

22-3. グリーン投資スキーム(GIS) p78

23. 京都ユニットの管理システム

23-1. 国別登録簿 p79

23-2. CDM登録簿 p81

23-3. 国際取引ログ(ITL) p82

24. 京都メカニズム活用の際の留意事項

24-1. 京都メカニズムの参加資格 p83

24-2. 京都ユニットの取得量・発行量の上限 p84

24-3. 京都ユニットの繰り越し制限 p84

24-4. 国が不遵守の場合の制限 p84

25. 京都ユニットの管理の流れ

25-1. 京都ユニットの発行、取得・移転 p85

25-2. 京都ユニットの償却、繰り越し p86

25-3. 附属書 国の吸収量の算定方法 p87

26. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

26-1. 日本の国内制度の概要 p90

26-2. 日本の国別登録簿 p92

26-3. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス p94

26-4. クレジットの会計・税務処理 p96

第16版(2012年2月)からの主な変更点

文書名の略称と正式名

本資料内略称例 [] 内	対応する文書番号又は正式文書名
KP 2条 1(a)	京都議定書 (the Kyoto Protocol), 第2条, パラグラフ1(a)
CP/2001/13/Add2, p1 2(a)	FCCC/CP/2001/13/Add.2, page1 パラグラフ2(a)
CMP/2005/8/Add1, p1 2(a)	FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1, page1 パラグラフ2(a)
EB01 Rep, 2	Executive Board of the Clean Development Mechanism, 1 st Meeting Report, パラグラフ2
EB01 Anx2, 3	Executive Board of the Clean Development Mechanism, Annex 2 to the 1 st Meeting Report, パラグラフ3
PDD GL ver7, p1	Guidelines for Completing the Project Design Document (CDM-PDD), and the Proposed New Baseline and Monitoring Methodologies (CDM-NM) Version 07, page 1 (バージョン7が2008年8月2日に公開されている)
SSC GL ver5, p1	Guidelines for Completing CDM-SSC-PDD, F-CDM-SSC-Subm and F-CDM-SSC-BUNDLE, Version 05, page 1 (バージョン5が2007年9月14日に公開されている)
Glos ver6, p1	Glossary of CDM terms Version 06, page 1 (バージョン6が2012年3月2日に公開されている)
JISC01 Rep, 2	Joint Implementation Supervisory Committee, 1 st Meeting Report, パラグラフ2
JISC01 Anx2, 3	Joint Implementation Supervisory Committee, Annex 2 to the 1 st Meeting Report, パラグラフ3
JI Glos ver3, p1	Glossary of Joint Implementation terms Version 03, page 1
Anx は Annex、Apx は Appendix、Att は Attachment、Ann は Annotation の略	
CDM M&P は CDM Modalities and Procedures (Annex to Decision 17/CP.7) (FCCC/CP/2001/13/Add.2, p26 ~ 41)のこと	
CDM A/R M&P は Modalities and Procedures for Afforestation and Reforestation project activities under the CDM (Annex to Decision 19/CP.9) (FCCC/CP/2003/6/Add.2, p16 ~ 27)のこと	
JI Guidelines は Guidelines for the implementation of Article 6 of the Kyoto Protocol (Annex to Decision 9/CMP.1) (FCCC/CMP/2005/8/Add.2, p3 ~ 9)のこと	

1. 京都議定書

1-1. 概要

京都議定書は、1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択された気候変動枠組条約における附属書 国の温室効果ガス(GHG)排出量について、法的拘束力のある排出削減の数値目標を設定

温室効果ガスとして二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、HFC、PFC、SF₆の6種類を指定

気候変動枠組条約附属書 国は、主に先進国であるが、ロシア・東欧等(市場経済移行国)を含む

附属書 国は、2008～2012年の5年間(第1約束期間)に温室効果ガス排出量の上限が設定される

- ☞ 各国の初期割当量(Assigned Amount)は、以下によって計算される
「基準年排出量」×「排出削減数値目標」×5年
- ☞ 基準年排出量は1990年の温室効果ガスの排出量(HFCs、PFCs、SF₆については1995年の排出量としてもよい)
市場経済移行国のCO₂の排出量については1990年以外の年を基準年としてもよい
- ☞ 国内での植林等の吸収源活動によるCO₂の吸収増大量については、排出枠として割当量に加えることが可能

附属書 国の排出削減目標を達成するための補足的な仕組みとして、市場原理を活用する京都メカニズム(3つ)を導入

共同実施
(JI: Joint Implementation)
<京都議定書 第6条>

クリーン開発メカニズム
(CDM: Clean Development Mechanism)
<京都議定書 第12条>

国際排出量取引
(IET: International Emissions Trading)
<京都議定書 第17条>

国だけでなく、事業者も京都メカニズムに参加することが可能 [\[CMP/2005/8/Ad2, p7 ㏍529\]](#)[\[CMP/2005/8/Ad1, p13 ㏍533\]](#)[\[CMP/2005/8/Ad2, p19 ㏍55\]](#)

☞ 参加するためには、国が京都メカニズムへの参加資格を満たすことが必要 ([24-1参照](#))

参考: 京都議定書の発効

☞ 京都議定書は、以下の気候変動枠組条約締約国が、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託者に寄託した日の90日後に発効する [\[KP 25条 ㏍51\]](#)

55ヶ国以上の締約国

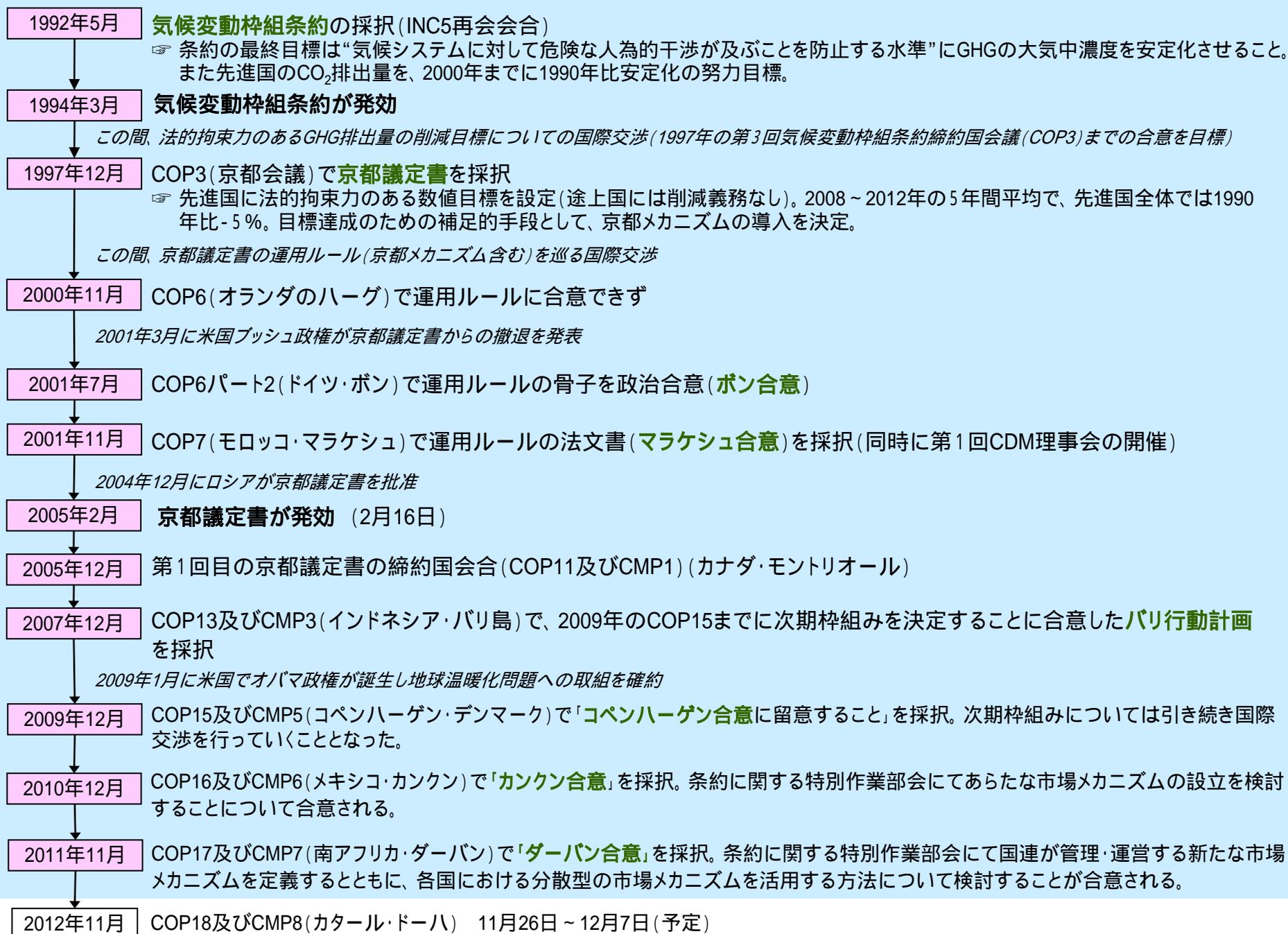
かつ、1990年の附属書 国のCO₂総排出量のうち55%以上を占める附属書 国

☞ 京都議定書は2005年2月16日に発効した

現時点で191カ国と1つの地域経済統合機関(EEC)が批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託している

それらのうち、附属書 国の1990年の二酸化炭素の排出量合計は全附属書 国の排出量合計の63.7%

http://unfccc.int/kyoto_protocol/status_of_ratification/items/2613.php



1-3. 附属書 国リスト

附属書 国の温室効果ガス排出量の排出削減の数値目標(基準年排出量比)及び初期割当量は以下の通り

☞ EU加盟国(15ヶ国)については京都議定書上の目標は-8%であるが、各国の目標を再配分しており[Council decision of 25 April 2002 (2002/358/CE)](京都議定書第4条で認められている)、その値を掲載している

EU加盟国(京都議定書採択時の15ヶ国)			市場経済移行国(EIT)			左記以外の国		
国	目標	年平均割当量 ()内は最大吸収量	国	目標	年平均割当量 ()内は最大吸収量	国	目標	年平均割当量 ()内は最大吸収量
ポルトガル	27.0%	76.4 (0.8)	ロシア	0%	3,323.4 (121.0)	アイスランド	10%	3.7 (0.0)
ギリシャ	25.0%	133.7 (0.3)	ウクライナ	0%	920.8 (4.1)	オーストラリア	8%	591.5 (0.0)
スペイン	15.0%	333.2 (2.5)	クロアチア	-5%	29.8 (1.0)	ノルウェー	1%	50.1 (1.5)
アイルランド	13.0%	62.8 (0.2)	ポーランド	-6%	529.6 (3.0)	ニュージーランド	0%	61.9 (0.7)
スウェーデン	4.0%	75.0 (2.1)	ルーマニア	-8%	256.0 (4.0)	カナダ	-6%	558.4 (44.0)
フィンランド	0.0%	71.0 (0.6)	チェコ	-8%	178.7 (1.2)	日本	-6%	1,185.7 (47.7)
フランス	0.0%	563.9 (3.2)	ブルガリア	-8%	122.0 (1.4)	米国	-7%	
オランダ	-6.0%	200.3 (0.0)	ハンガリー	-6%	108.5 (1.1)	スイス	-8%	48.6 (1.8)
イタリア	-6.5%	483.3 (0.7)	スロバキア	-8%	66.3 (1.8)	リテンシュタイン	-8%	0.2 (0.0)
ベルギー	-7.5%	134.8 (0.1)	リトアニア	-8%	45.5 (1.0)	モナコ	-8%	0.5 (0.0)
英国	-12.5%	682.4 (1.4)	エストニア	-8%	39.2 (0.4)	トルコ		
オーストリア	-13.0%	68.8 (2.3)	ラトビア	-8%	23.8 (1.2)			
デンマーク	-21.0%	55.4 (0.2)	スロベニア	-8%	18.7 (1.3)			
ドイツ	-21.0%	973.6 (4.5)	ベラルーシ	-8%	117.2 (0.0)			
ルクセンブルク	-28.0%	9.5 (0.0)						
EU15全体	-8.0%	3,936.5 (19.0)						

割当量及び最大吸収量の単位は百万t-CO₂/年

米国は京都議定書の批准・国連への寄託をしていない

各国の割当量は、京都議定書7条4項に基づく初期報告書の値(25-1参照)。空欄は未提出。ベラルーシはERT(専門家審査チーム)の合意前の数字。

2010年6月28日時点で、ブルガリア、クロアチア(及び米国、トルコ、ベラルーシ)以外の国は京都メカニズム参加資格を有している

[http://unfccc.int/files/kyoto_protocol/application/pdf/eligibility_list_for_website_posting_on_28_june_2010.pdf]

最大吸収量は、京都議定書3条4項に基づいて国全体として計上可能な吸収量の最大値(25-3参照) [CMP/2005/8/Ad3_p9]。吸収量は排出枠として割当量に追加できる。

1990年以外の年を基準年としている市場経済移行国は、ブルガリア(1988年)、ハンガリー(1985~87年平均)、ポーランド(1988年)、ルーマニア(1989年)、スロベニア(1986年) [CP/1996/15/Ad1_p16 Ⅱ75]

トルコは京都議定書附属書B国としての削減目標を有していない。ベラルーシが京都議定書附属書B国となるためには京都議定書附属書Bの改正が必要。

2. 京都メカニズムの概要

2-1. クリーン開発メカニズム(CDM)

温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 国が関与して、排出上限が設定されていない非附属書 国(途上国)において排出削減(又は吸収増大)プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいてクレジットが発行される

- ☞ 実際にプロジェクトが行われる非附属書 国をホスト国と呼ぶ
- ☞ CDMで発行されるクレジットをCER(Certified Emission Reduction)と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1, p7 11'51(b)]
- ☞ 排出削減はCDMプロジェクトがなかった場合に比べて追加的であればならない [KP 12条 11'55(c)]

附属書 国は京都議定書の数値目標達成のために、CERを活用可能 [KP 12条 11'53(b)]

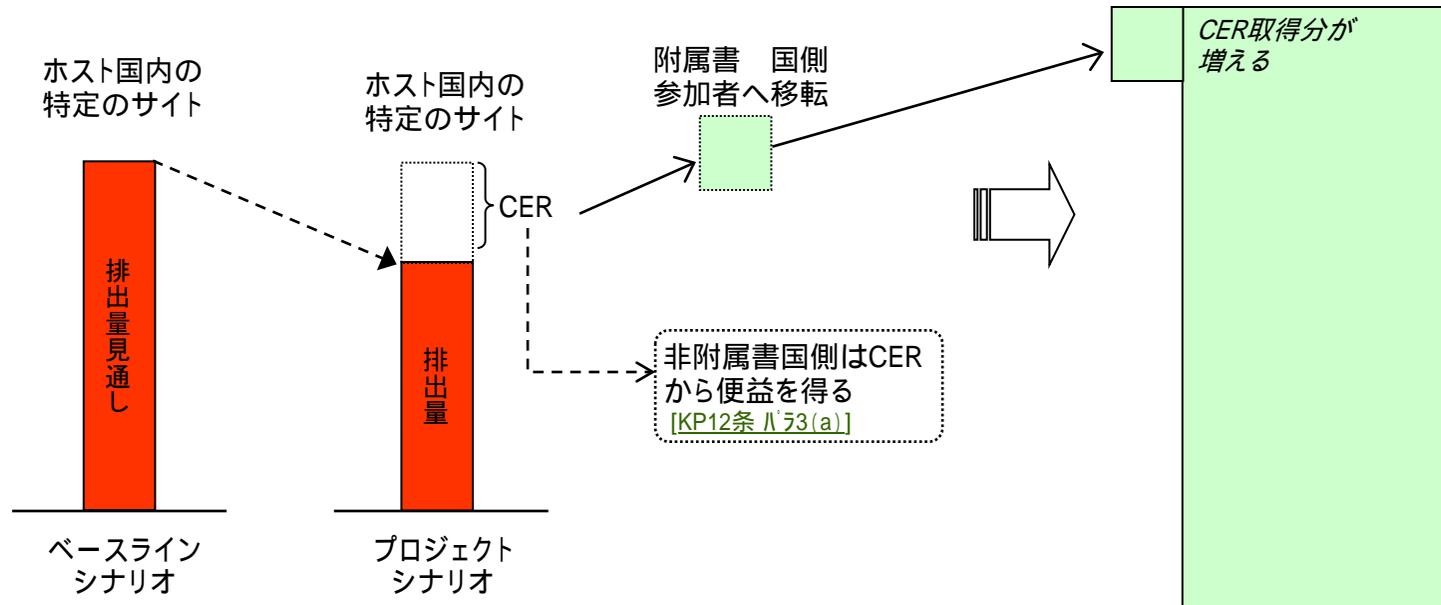
- ☞ 結果として、附属書 国の総排出枠の量が增大する
- ☞ CER発行には様々な審査が必要であり、第三者が関与し厳格に行われる

京都議定書の第1約束期間が始まる前にクレジットの発行が可能

- ☞ 2000年～2007年の排出削減量に基づいて発行されたクレジットについても、附属書 国の数値目標達成に活用できる [KP 12条 11'510]

ホスト国(非附属書 国)には総排出枠がない

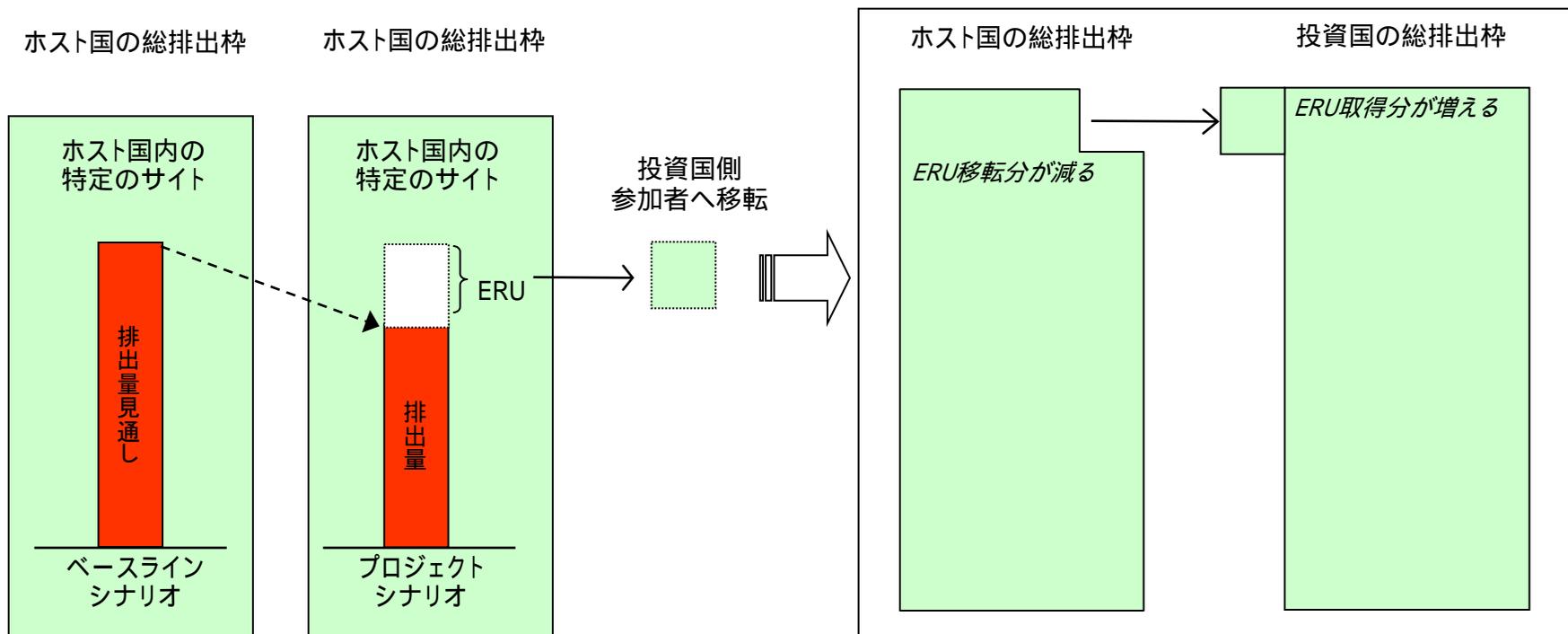
附属書 国の総排出枠



2-2. 共同実施(JI)

- 「共同実施(JI)」とは、京都議定書で第6条で規定されている活動の通称名
 温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 国同士が協力して、附属書 国内において排出削減(又は吸収増大)プロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づいてクレジットが発行される
- ☞ 実際にプロジェクトが行われる国をホスト国と呼ぶ
 - ☞ 共同実施で発行されるクレジットをERU(Emission Reduction Unit)と呼ぶ [CMP/2005/8/Ad1.p7 ㉒(a)]
 - ☞ 排出削減又は吸収増大は、JIプロジェクトがなかった場合に比べて追加的でなければならない [KP 6条 ㉒(b)]
- ERUは京都議定書の数値目標達成に向けて活用可能 [KP 6条 ㉒1]
- ☞ 結果として、数値目標が設定されている(総排出枠が設定されている)附属書 国間での排出枠の取得・移転になるため、附属書 国全体としての総排出枠の量は変わらない
- ERUは2008年以降の削減分に対して発行される [CMP/2005/8/Ad2.p2 ㉒5]

ホスト国・投資国(共に附属書 国)の総排出枠の合計は変わらない



2-3. 国際排出量取引

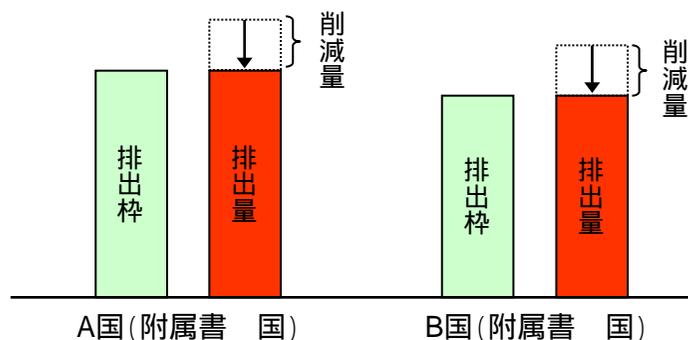
温室効果ガス排出量の上限(総排出枠)が設定されている附属書 国間で、排出枠・クレジット(京都ユニット)の取得・移転(取引)を行うこと

☞ 附属書 国合計の総排出枠の量は変わらない

☞ 議定書附属書B国のみが国際排出量取引への参加が可能

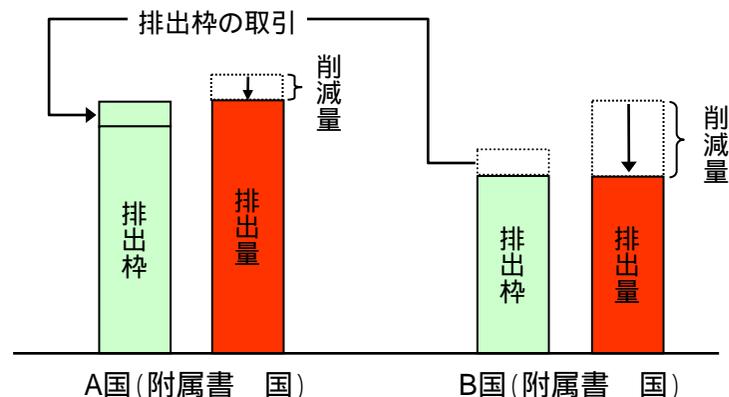
市場メカニズムにより、理論的には目標達成のための全体費用を低下させることが可能となる(下図参照)

国際排出量取引がない場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	-	-	-
取引後・総排出枠	10	8	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	2	2	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$400	\$200	\$600
排出枠売買	-	-	-
目標達成費用	\$400	\$200	\$600

国際排出量取引がある場合



	A国	B国	合計
取引前・総排出枠	10	8	18
排出枠の取引	1	-1	0
取引後・総排出枠	11	7	18
削減前排出量	12	10	22
必要削減量	1	3	4
削減費用単価	\$200	\$100	-
削減費用	\$200	\$300	\$500
排出枠売買	150	-150	0
目標達成費用	\$350	\$150	\$500

(注) B国はA国に排出枠1単位を\$150で販売するとした。ただし、取引のために必要なコストは考慮していない。

国際排出量取引で取得・移転が行える排出枠・クレジット(京都ユニット)は、以下の5つ

- ☞ 割当量単位 (Assigned Amount Unit : AAU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 ㉒(c)]
附属書 国の総割当量は、基準年排出量と数値目標から算定される
 - ☞ (附属書 国における) 吸収源活動による吸収量 (Removal unit : RMU) [CMP/2005/8/Ad1, p7 ㉒(d)]
附属書 国の総吸収量は、新規植林・再植林 [CMP/2005/8/Ad3, p5 ㉒(a) ~ (d)] 及び吸収源に関連した追加的活動 [CMP/2005/8/Ad3, p5 ㉒(e) ~ (h)]による純吸収量から算定される
 - ☞ 共同実施で発行されるクレジットであるERU (Emission Reduction Unit)
 - ☞ CDMで発行されるクレジットであるCER (Certified Emission Reduction)
 - ☞ 短期の期限付きクレジット (Temporary CER : tCER) ・長期の期限付きクレジット (long-term CER : ICER) (19-2参照)
tCER・ICERは新規植林と再植林CDMで発行されるクレジットである [CMP/2005/8/Ad1, p62 ㉒(g) ~ (h)]
- 京都ユニットの最小取引単位は、1t-CO₂

参考：京都議定書の遵守評価

第1約束期間末における各附属書 国の温室効果ガスの総排出枠は以下の通り

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{各附属書 国} \\ \hline \text{の総排出枠} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{割当量} \\ \hline \text{単位} \\ \hline \text{(AAU)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{国内} \\ \hline \text{吸収量} \\ \hline \text{(RMU)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{共同実施及びCDMで発行} \\ \hline \text{されたクレジットの取得分} \\ \hline \text{(ERU+CER+tCER+ICER)} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{国際排出量取引による} \\ \hline \text{京都ユニットの取得・移転分} \\ \hline \end{array}$$

繰り越し (Carry-over)

第1約束期間の追加期間末において、附属書国が「総排出枠」>「総排出量」となった場合、余剰の排出枠を次期約束期間に繰り越すことが可能である

[CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉒15][CMP/2005/8/Ad2, p30 ㉒36]

- ☞ 追加期間とはCMP指定日より100日間 (25-2参照) [CMP/2005/8/Ad3, p101 XIII]
- ☞ ただし、いくつかの制限がある (24-3参照)

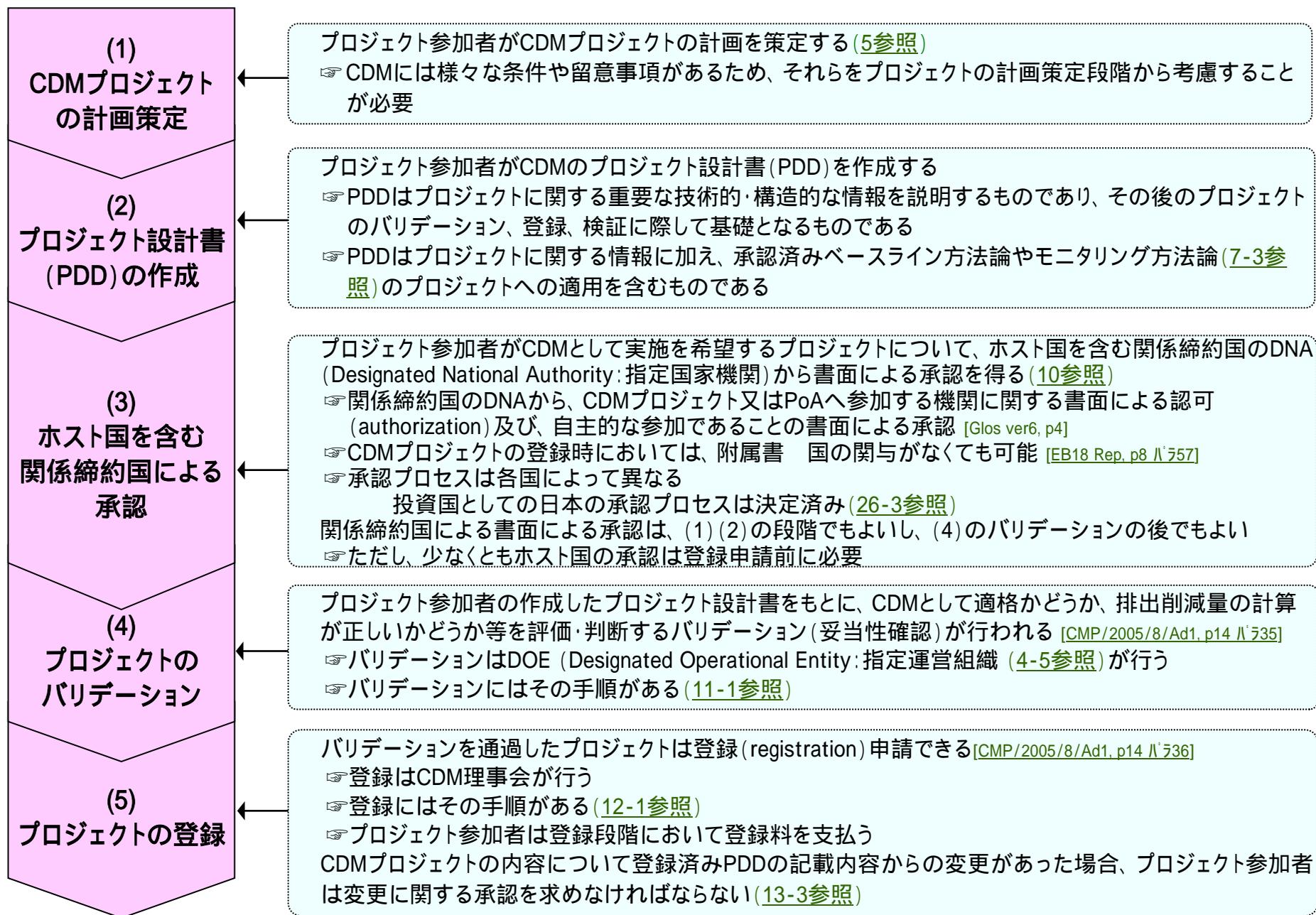
不遵守時の帰結

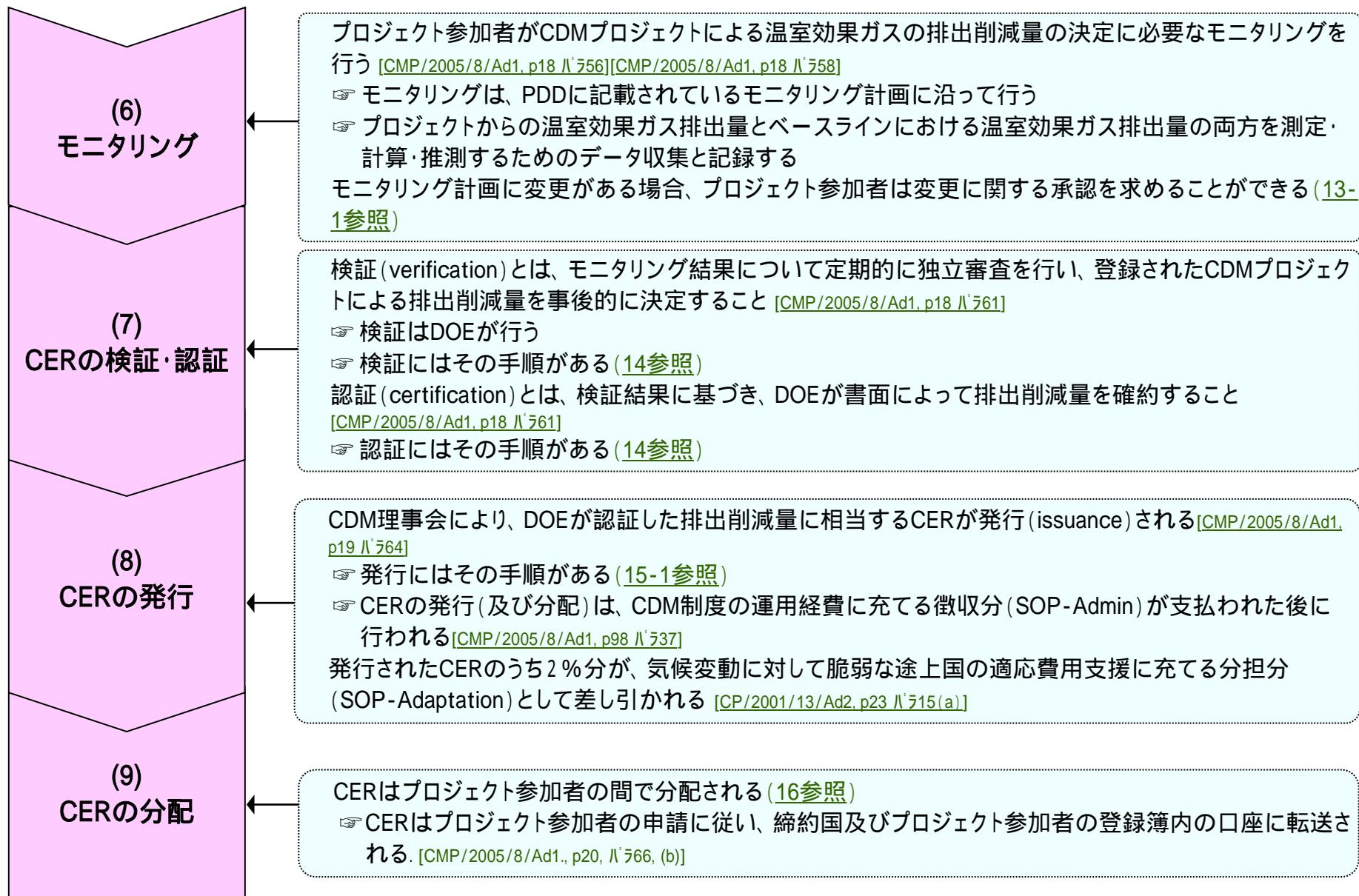
第1約束期間の追加期間末において、附属書国が「総排出枠」<「総排出量」となった場合、その国は京都議定書不遵守と見なされる不遵守となった附属書国に対しては、以下の措置が講じられる

[CMP/2005/8/Ad3, p102 ㉒55]

- ☞ 過剰に排出した量を1.3倍し、第2約束期間の総排出枠から差し引く
- ☞ 遵守行動計画を作成する
- ☞ 国際排出量取引によって京都ユニットを移転する資格を停止する

3. CDMのステップ





4. CDMの関係主体

4-1. CMP (京都議定書の締約国会合)

COPIはConference of the Partiesの略、CMPはThe Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocolの略

京都議定書の締約国会合(CMP)は、CDMに関する最高意志決定機関である [\[EB53 Anx38 Ⅱ'53\]](#)

- ☞ CMPは決定や決議の採択(CMP報告書によって公表される)によって、CDM理事会に対してガイダンスを与える
 - ☞ CMPは、実施手順のための基礎となり将来の意志決定のための参照となる決定を行い、方向性を設定する。CMPの決定は指令として位置づけられ、京都議定書の円滑な実施を確保するための義務的な要請又は規則となる。
 - ☞ CDM理事会のすべての決定はCMP決定に整合していることが必要
- CMPは、CDMの実施に関して、以下のような権限がある [\[CMP/2005/8/Ad1, p7 Ⅱ'52~4\]](#)
- ☞ CDM全般のガイダンスを与える
 - ☞ CDM理事会(Executive Board : EB)の提言に基づいてCDMの手順、その他必要事項について決定する
 - ☞ CDM理事会が認定した組織をDOE (Designated Operational Entity: 指定運営組織)に指定する
 - ☞ CDM理事会の年次報告書を審査する
 - ☞ CDMプロジェクトやDOEの地理的分布について検討する
 - ☞ その他

参考: CDMの手順の改定

[\[CMP/2005/8/Ad1, p6 Ⅱ'54\]](#)

- ☞ CDMの手順に関する改定はCMPの規定に従って決定される
 - 第1回目のレビューは第1約束期間終了後から1年以内に行う
 - 第1回目のレビューは、必要があればCDM理事会及び(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う
 - その後のレビューは定期的に行う
- ☞ いかなる改定も、既に登録されたCDMプロジェクトには影響を与えない

4-2. DNA (指定国家機関)

国や事業者がCDMに参加するためには、CDMのためのDNA (Designate National Authority: 指定国家機関) が設立されていることが必要 [\[CMP/2005/8/Ad1, p12 Ⅱ'529\]](#)

CDMプロジェクトに関係する国のDNAが、CDMに対する自主的な参加に関する承認レターを発出する

- ☞ ホスト国の承認レターには「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」ということの確認が含まれていることが必要 [\[CMP/2005/8/Ad1, p15 Ⅱ'540\(a\)\]](#)
- ☞ 承認のプロセスは各国によって異なる

ホスト国の定義 [\[Glos ver6 p11\]](#)

- ☞ 関係締約国とはCDMプロジェクト又はPoAが物理的に立地している場所を領土とする非附属書 国のことをいう

4-3. CDM理事会

CDM理事会 (Executive Board: EB) は、CMPの権威とガイダンスに基づいてCDMの監督を行う [CMP/2005/8/Ad1, p8 ㊦75]

CDM理事会の決定は、CMPの公式決定と整合していなければならない。決定はCDM理事会報告及び付属書類によって公表され、それぞれの決定の性質によって階層がある。CDM理事会にはルール・メイキングとルール執行の両方の役割があるため、その決定は3種類に分けることができる。

[EB53 Anx38, ㊦74-5, 7]

☞ CDMプロジェクトサイクル全般の実施のための、制度の監督に関連する規制に関する決定

☞ プロジェクト参加者、指定運営機関(DOE)等による様式・手順の順守に関する、例えば以下のような裁定
運営機関(OE)の認定及び暫定指定
方法論の承認
CDMプロジェクトの登録
CERの発行

☞ CDM規制機関としての実施に関する決定

CDM理事会理事及び理事代理のための行動規範がある

[EB47 Anx62]

CDM理事会理事メンバーへの委託事項(Terms of Reference)を決定 [CMP/2010/L.8 Anx1]

CDM理事会の構成 [CMP/2005/8/Ad1, p9 ㊦77~12]

☞ 理事は京都議定書締約国からの10名で構成

国連定義の5地域代表の5名、附属書 国2名、非附属書 国2名、小島嶼国1名

国連定義の5地域とは、アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、東欧、西欧他結果として、(アジア地域代表が日本から選出されない限り)10名のうち附属書 国から4名、非附属書 国から6名となる

それぞれの理事について理事代理を置く

☞ 理事と理事代理は、上記の各地域毎で指名された後、CMPによって選出される

欠員補充の際も同様

☞ 理事の任期は2年で、最大2期まで

ただし任期には理事代理としての期間は含めない

☞ 設立当初は理事と理事代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、CMPが毎年2年任期の理事と理事代理を各5名選出していく

☞ 議長と副議長は、附属書 国及び非附属書 国から1人ずつ選ぶ
毎年、附属書 国の理事と非附属書 国の理事とが交替で就任する

CDM理事会の開催・議決 [CMP/2005/8/Ad1, p10 ㊦713~16]

☞ 年に3回以上会合を開催

☞ 定足数は、附属書 国、非附属書 国それぞれ過半数以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席

☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した理事は投票していないものと見なされる

☞ CDM理事会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能

規制に関する決定 (regulatory decisions) [EB53 Anx38 ¶76]

◆規制に関する決定は、CDMの様式・手順の円滑な実施を確実にすることを意図している。それらの決定は、CDM理事会レポート本体に含まれていない場合は、以下のような文書タイプによって発行される。

基準 (standards) は、規格及び義務的なパフォーマンスのレベルを指し、承認済み方法論や関連するツールを含むCDMプロジェクトサイクルに関するCMPの決定を統一的に順守することを目的として設計される。

手順 (procedures) は、CDMの様式・手順が求める具体的な要求事項を満たすために必要な措置。手順によって、プロジェクト参加者とDOEの、CMP及び/又はCDM理事会が発行した決定や基準の順守を確保する。

ガイドライン (guidelines) は、基準や手順に記述されている必要事項を満たすための方法等の補完的な情報である。ガイドラインは、CMP及び/又はCDM理事会が公表した基準や手順を一律に順守することができるように設計される。

追加説明 (clarifications) は、CDM理事会レポートの中に記載される基準や手順の適用に関する混乱を防ぐために発行される。追加説明は、CMP及び/又はCDM理事会が公表した適用可能な基準や手順を統一的に順守できるように設計される。追加説明は暫定的な性格のものであり、そうした追加説明の内容を考慮して関連する基準や手順の改定を行っていく。

様式 (forms) は、CDM理事会の決定は含んでいない。しかし CDMプロジェクトサイクルにおける業務プロセスの標準化等のための、データや情報の提出を促進するために使用される。様式はプロジェクト参加者が記入するあらかじめ設定されているデータ欄を含む。様式を記入・提出することは、手順において求められる義務的な活動の1つである。

実施に関する決定 (operational decisions) [EB53 Anx38 ¶79-10]

- ◆実施(及び管理)に関する決定は、CDM理事会の円滑な運営のために行われ、以下のような事項を取り扱う。
CDM理事会議事次第及びレポート、理事会スケジュール、理事会文書の管理、予算と管理(経営活動計画、手数料その他)、作業計画及び優先順位、パネル・ワーキンググループ・専門家リスト・委員会及び/又は他の補助組織の設立、パブリックコメントの募集、技術報告書の委託、CDM理事会の運営と作業計画に関するCMPへの勧告と報告書の作成、運営・管理上の情報ノートやその他事項
- ◆実施に関する決定は、CDM理事会レポート本体に含まれていない場合は、次の文書タイプのうちいずれか1つの形式で付属書類として公表される
情報ノートは、理事会スケジュール、予算情報、作業計画、その他運営又は管理上の情報を含む特定の事項に関連する事実を含む短いメッセージ
用語集(glossary)は、CDMに関連するアルファベット順のリスト
勧告は、了承、承認、支持、選択肢の提供、手順の推奨の文書
- ◆CMPはいかなる決定、ガイダンス、ツール、ルールも以前のものが遡って適用されるべきではないという原則を着実に実行するよう理事会へ要請
[CMP/2010/L.8 ¶15]

4-4. パネル・ワーキンググループ

CDM理事会は、その役割を果たしていく上で、専門家からなる委員会、パネル、ワーキンググループを設置することができる。専門家の選定(UNFCCCの専門家リストも選定対象となる)に際しては、地域バランスを考慮しつつ、その役割を果たすために必要な専門能力を重視する。[\[CMP/2005/8/Ad1, p10 \1718\]](#)

「パネル/ワーキンググループに関する一般的ガイドライン」がある [\[EB37 Anx1\]](#)

CDM理事会 (EB)

方法論パネル
(MP)

- ☞ 方法論パネル(Methodologies Panel: MP)は、ベースライン・モニタリング方法論やPDDの改正その他についてCDM理事会に対して勧告を行う [\[EB46 Anx12, \172-3\]](#)
- ☞ CDM理事会理事2名がそれぞれ議長・副議長を務める。加えて理事2名が議長・副議長のサポートを行う。それらのCDM理事会理事の他に、16名のメンバーで構成される [\[EB46 Anx12, \175\]](#)

小規模CDMワーキンググループ
(SSC WG)

- ☞ 小規模CDMワーキンググループ(Working group for small-scale CDM project activities: SSC WG)は、小規模CDMのベースライン・モニタリング方法論その他についてCDM理事会に対して勧告を行う [\[EB23 Anx20, \171\]](#)
- ☞ CDM理事会理事又は理事代理2名がそれぞれ議長・副議長を務める
- ☞ 議長・副議長の他に、5名で構成される。うち2名は方法論パネルのメンバーとする。 [\[EB23 Anx20, \173\]](#)

A/R CDMワーキンググループ
(AR WG)

- ☞ A/R CDMワーキンググループ(Working Group on Afforestation and Reforestation project activities: AR WG)は、A/R CDMのベースライン・モニタリング方法論やA/R CDMのPDDの改正その他についてCDM理事会に対して勧告を行う [\[EB23 Anx14, \172-3\]](#)
- ☞ CDM理事会理事又は理事代理2名がそれぞれ議長・副議長を務める
- ☞ 議長・副議長の他に、8名で構成される [\[EB23 Anx14, \175\]](#) [\[EB31 Rep, \1748\]](#)

登録・発行チーム
(RIT)

- ☞ 登録・発行チーム(Registration and Issuance Team: RIT)は、DOEが提出したCDMプロジェクト登録申請及びCER発行申請について、それぞれの必要要件を満たしているか等について査定を行う [\[EB46 Anx58, \175\]](#)
- ☞ RITは20名以上で構成される [\[EB46 Anx58, \177\]](#)

CDM[運営組織]認定パネル
(CDM-AP)

- ☞ CDM[運営組織]認定パネル(CDM Accreditation Panel: CDM-AP)は、運営組織の認定(accreditation)、DOEの認定の一時停止・取消・再認定その他についてCDM理事会に勧告を行う [\[EB23 Anx1, \174\]](#)
- ☞ CDM-ATのメンバーの選定を行う [\[EB23 Anx1, \175\]](#)
- ☞ CDM理事会理事が務める議長・副議長に加えて7名で構成される [\[EB23 Anx1, \1713\]](#) [\[EB33 Rep, \1716\]](#)

CDM[運営組織]評価チーム
(CDM-AT)

- ☞ CDM[運営組織]評価チーム(CDM Accreditation Assessment Team: CDM-AT)は、DOE及びその候補の評価を行い、CDM-APへの評価報告書を作成する
- ☞ チームはチームリーダー1名と最低2名のメンバーで構成され、1チーム1つずつの評価を担当する [\[EB09 Anx1\]](#)

アピールパネル

- ☞ CDM-APIは、認定プロセスに下でのアピール(抗議)手順にしたがってアピールパネルを設立する。CDM理事会は、事務局に対してアピールパネルの作業内容の決定を迅速に行うよう要請した。 [\[EB42 Rep, \177\]](#)

4-5. DOE (Designated Operational Entity: 指定運営組織)

DOE (指定運営組織)とは、CDM理事会による認定 (accreditation)を受け、CMPから指定 (designation)される国内法人又は国際機関であり、以下の2つの機能を持っている

- ☞ 提案されたCDMプロジェクトについてバリデーションを行い、引き続き登録申請を行う
- ☞ 登録されたCDMプロジェクトの排出削減量を検証・認証し、CDM理事会に対してCER (Certified Emission Reduction) 発行の申請を行う

DOEのリストはUNFCCCウェブサイトで公開されている<<http://cdm.unfccc.int/DOE/list/index.html>>
CDM理事会に申請すれば、1つのDOEが、あるプロジェクトのバリデーションからCERの検証・認証まで実施することが認められる場合がある [CMP/2005/8/Ad1, p12 ¶27(e)]

公式文書においては、DOEに関する用語として、以下が使用されている

- ☞ 組織 (Entity) = 申請書提出前段階の組織
- ☞ 申請組織 (Applicant entity: AE) = 申請書を提出した組織
- ☞ 指定運営組織 (DOE) = CMPに指定された組織 [EB56 Anx2, p3 footnote]

運営組織(OE)の認定手順 [EB56 Anx2, ¶73]

CMPは、CDM理事会からの勧告に基づいて運営組織の指定 (designatation)及び指定の取消を行う

CDM理事会は、AEの認定 (accreditation)、CMPに対する (当該AEの) 指定の勧告、DOEの一部又は全部の一時停止、DOEの認定の取消について決定する。DOEの認定は暫定的な指定を意味する。

CDM-APは、CDM理事会の技術パネルとして、運営組織の認定についてCDM理事会に勧告を行う

CDM-ATは、CDM認定手順及びCDM-APのガイダンスに従い、AE及び/又はDOEの評価を行い、運営組織の認定のための要求事項への合致度のレベルについて明確化し、CDM-APに報告を行う

UNFCCC事務局は、認定手順の実施について支援を行う

AEの認定 (及び再認定)のための評価は、以下の主要要素で構成される。

- ☞ CDMのバリデーション・検証を遂行できるかどうか及び認定に必要な事項を満たしているかどうかについて、書類を対象としたCDM-ATによる机上審査
- ☞ 上記の実施を評価するための、CDM-ATによる現地審査。現地審査はAEの事務所及び/又はCDMの業務が実施される場所 (CDM-APが決定する)で行われる。 [EB56 Anx2, ¶74]

パフォーマンス評価 [EB56 Anx2, ¶76-9]

☞ DOEは認定のスコープに関して CDM-APによるパフォーマンス評価を受ける

☞ DOEは、DOEの機能が維持されていることを確保するための定期現地査察を受ける。査察は3年間のDOEの認定期間において少なくとも1回は実施される。

☞ CDM理事会はDOEは認定のための要求事項に合致しているかについて評価するための抜き打ち検査 (spot check)をいつでも実施することができる

☞ DOEは、その認定期間中において、CDM-AT又はCDM理事会の決定により、追加的な机上審査及び/又は現地審査を受けることがある

「運営組織(OE)のためのCDMの認定標準」がある [EB56 Anx1]

DOEの一時停止又は取消 [CMP/2005/8/Ad1, p11 ¶21]

CDM理事会は、DOEの審査の結果、認定基準や有効なCMP決定の条項を満たしていないと判断した場合、CMPに当該DOEの指定の一時停止又は取消を勧告する

- ☞ 勧告の前に、当該DOEに対し、聴聞の機会が与えられる
- ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、それは暫定的に即時効力を持ち、CMPの最終決定ができるまで当該DOEの指定は一時的に停止又は取消となる
- ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、当該組織はすぐに書面による通知を受ける
- ☞ CDM理事会の勧告及びCMPの最終決定の内容は公表される

最終決定の結果、認定基準を満たしていると判断された場合、指定の一時停止又は取消が回復されると考えられる

参考: CDMバリデーション・認証マニュアル (CDM-VVM) 01.2版 [EB55 Anx1]

- ☞ CDM理事会はCDMバリデーション・認証マニュアル(validation and verification manual: VVM)を採択し、AE/DOEに対してVVMを適用し、経営システムにおいてVVMの要求を統合するよう要求した
- ☞ すべてのAE/DOEにとって、VVMの要求に従ってバリデーション及び検証を行うことが必要不可欠である

参考: DOEの不遵守及びパフォーマンスを監視するための政策枠組み

- ☞ CDM理事会が合意した政策枠組み[EB49 Anx3]は以下によって構成されている
 - DOEのパフォーマンス及び不遵守の定義、政策の範囲、原則、政策の要素、不遵守の評点、不遵守の分類、不遵守の帰結、実施の提案
- ☞ CDM理事会は政策枠組みの実施計画についても合意しており[EB51 Anx2]、例えば以下のような内容を含んでいる
 - 課題の分類と重み付け、指標、境界値、モニタリング情報の活用、次のステップと実施スケジュール

DOEの指定の一時停止・取消による既存のCDMプロジェクトへの影響

[CMP/2005/8/Ad1, p11 ¶22 ~ 24]

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトのバリデーション、検証・認証を実施したDOEが、指定の一時停止・取消を受けても、当該DOEが作成した各種報告書(バリデーション報告書、検証報告書、認証報告書)に重大な欠陥がない限り、そのCDMプロジェクトに対する影響はない「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別のDOEが、欠陥の再審査・訂正を実施する
 - 再審査のための費用は、指定の一時停止・取消を受けた運営組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消されたDOEが、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠・クレジット(京都ユニット)を取得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account)に入れなければならない
- ☞ 当該DOEの指定の一時停止・取消が既存のプロジェクトに影響を及ぼす場合、一時停止・取消の前に、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる

4-6. プロジェクト参加者

CDMプロジェクトへの参加は自主的であることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p12 ¶728]

関係締約国、又は関係締約国のDNAからCDMプロジェクト又はPoAへの参加の認可 (authorization) を受けた民間事業者及び公的機関 [Glos ver6, p14]

関係締約国の参加

- ☞ 京都議定書締約国であれば、非附属書 国もCDMプロジェクトに参加可能

[CMP/2005/8/Ad1, p12 ¶730]

- ☞ 「関係締約国」がプロジェクト参加者と見なされるのは、PDDのセクションA3に明記されている場合、又は(既に登録されているプロジェクトにおいては、「プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡方法(4-7参照)」にしたがって事務局に明確に連絡している場合) [EB25 Rep, p18 ¶7110]

民間事業者及び公的機関の参加

- ☞ 民間事業者及び公的機関のプロジェクトへの参加を承認した締約国が参加資格を持っている場合にのみ、それらの事業者・機関はCERを移転・取得することができる [CMP/2005/8/Ad1, p13 ¶733]
- ☞ 関係締約国による承認及び認可 (authorization) は、DNAによるCDMプロジェクト又はPoAへの参加に関する事業者・機関への書面による認可 (authorization) を含むこと。ホスト国からは、CDMプロジェクト又はPoAが持続可能な発展の達成に寄与することの確認を含むこと [Glos ver6, p.4]

DOEはプロジェクト参加者と契約関係があることが必要。バリデーション段階におけるPDDの公表時(11-1参照)には、DOEはどのプロジェクト参加者とバリデーションのための契約を結んでいるかについて示すことが必要。[EB50 Anx48 ¶77]

登録申請の段階(12-1参照)においても、DOEと契約関係にあるすべてのプロジェクト参加者はPDDに記載されていることが必要(プロジェクトからの自主的脱退のレターを提出している場合を除く)。バリデーション段階におけるPDDの公表時にはPDDに記載されていたとしても、DOEとの契約関係がないプロジェクト参加者については、登録申請段階で削除することは可能。[EB50 Anx48 ¶78]

参考: 登録申請前段階でのプロジェクト参加者の取下げ [EB30 Rep, ¶741]

- ☞ バリデーション段階で公表されたPDDに記載されていて、登録申請段階のPDDには記載されていないプロジェクト参加者があった場合、DOEは当該プロジェクト参加者から自主的な脱退についてのレターを受け取ってバリデーションレポートの中で記述することが必要

参考: 登録済みCDMプロジェクトからのプロジェクト参加者の取下げ

[EB38 Rep, ¶757]

- ☞ プロジェクト参加者が登録済みCDMプロジェクトの参加を取り下げたい場合、UNFCCC事務局は、「プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡方法(4-7参照)」に沿って全てのプロジェクト参加者が書面によって取下げに合意していることを確認することが必要

4-7. プロジェクト参加者と事務局・CDM理事会の連絡方法

(バージョン1) [EB45 Anx59]

プロジェクト参加者と事務局及びCDM理事会との連絡方法 (MoC: Modalities of Communication) [Glos ver6, p. 12]

連絡方法 (MoC: Modalities of Communication) については、全てのプロジェクト参加者によって (署名された) 規定の様式によって提示する。MoC 様式は、規定の範囲に従い代表として事務局及びCDM理事会と連絡するために1つ又は2つ以上の機関をフォーカルポイントとして指定する。それぞれの件減の範囲について、別の組織を/シェアード/ジョイントでフォーカルポイントとして指名してよい。

フォーカルポイント [EB45 Anx59 Ⅱ'2-3, 6-8]

フォーカルポイントとは、いくつか又は全てのフォーカルポイント権限の範囲において、全てのプロジェクト参加者がCDM理事会並びに事務局と連絡するためにMoCによって指名した (1つ又は2つ以上の) 機関

☞ 当該CDMプロジェクトのプロジェクト参加者として登録されていなくてもよい

単独フォーカルポイント

☞ 1つの組織が独占的に、いくつか又は全ての範囲のフォーカルポイント権限を持つこと。その組織の認証署名で、全ての指示ができる。

シェアード・フォーカルポイント

☞ 2つ以上の組織が、ある範囲のフォーカルポイント権限を持つこと。それらの組織のどれか1つの認証署名で、当該範囲に関する全ての指示ができる。

ジョイント・フォーカルポイント

☞ 2つ以上の組織が、ある範囲のフォーカルポイント権限を持つこと。それらの組織の全ての認証署名によって、当該範囲に関する指示ができる。

フォーカルポイント権限の範囲としては以下がある

- ☞ <範囲 a>: プロジェクト参加者の各口座へのCER転送申請に関する連絡、及び/又は
- ☞ <範囲 b>: プロジェクト参加者の追加及び/又は撤退申請に関する連絡、及び/又は
- ☞ <範囲 c>: 上記<範囲 a> <範囲 b>以外の登録及び発行に関する事項の連絡

それぞれの権限の範囲について、別の組織を単独/シェアード/ジョイントでフォーカルポイントとして指名してよい

署名権限者 [EB45 Anx59 Ⅱ'74-5]

プロジェクト参加者[フォーカルポイント]の署名権限者とは、そのCDMプロジェクトのプロジェクト参加者[フォーカルポイント組織]の代表者で、名前、詳細連絡先及び認証署名をMoCに登録しなければならない。プロジェクト参加者[フォーカルポイント組織]は、第1署名権限者1人と、その代理人1人を指名する。

MoCの内容 [EB45 Anx59 Ⅱ'112]

MoCには以下の内容が含まれる

- ☞ CDMプロジェクト名称 (可能であればUNFCCC参照番号含む)
- ☞ 提出日、全てのプロジェクト参加者リスト
- ☞ それぞれのフォーカルポイント権限の範囲毎の、フォーカルポイントの指名
- ☞ それぞれのフォーカルポイントとその署名権限者の詳細連絡先と認証署名
- ☞ 全てのプロジェクト参加者によるMoCの内容に関する合意の署名

署名 [EB45 Anx59 Ⅱ'79-11]

署名は、プロジェクト参加者によるMoCの内容承認、又はフォーカルポイントとの連絡等のために用いられる

手書きの署名 (場合によって企業の社印付き) でも、CDM情報システム上で暗号化された電子署名のどちらでもよい

☞ 電子署名であっても効力は同じである。事務局はCDM情報システム上でデジタル署名を可能としなければならない。

デュー・デリジェンスの手段として、署名によって特定される個人又は企業を連絡手段として登録するプロセスがある。このプロセスは、CDMプロジェクトの登録申請の時に新たなプロジェクト参加者となる場合、DOEによって実施される。登録済みCDMプロジェクトにおいてプロジェクト参加者として登録の申請があった場合には、既存のMoCに沿って事務局が実施する。

4-7. プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡方法

MoCの変更 [EB45 Anx59 11'15-18]

いくつか又は全てのフォーカルポイント権限の範囲においてフォーカルポイントの指名を変更する場合、プロジェクト参加者は署名権限者による署名入りで新たなF-CDM-MOC様式に記入し、その権限を持つフォーカルポイントを通じて提出しなければならない

- ☞ (プロジェクト参加者又はフォーカルポイント組織の)署名権限者の変更: <範囲 b>の権限を持つフォーカルポイントが、必要な署名入りで最新の「F-CDM-MOC様式別紙2」を提出する
- ☞ プロジェクト参加者の変更: <範囲 b>の権限を持つフォーカルポイントが、必要な署名入りで最新の「F-CDM-MOC様式別紙2」を提出する
- ☞ プロジェクト参加者の追加又は撤退: 追加又は撤退がフォーカルポイントの指名の変更を伴わない場合、<範囲 b>の権限を持つフォーカルポイントが、「F-CDM-MOC様式別紙2」を提出する。追加又は撤退がいずれかの権限の範囲のフォーカルポイントの指名の変更を伴う場合、<範囲 c>の権限を持つフォーカルポイントが、署名入りの新たな「F-CDM-MOC様式」を提出する。

民間契約上の義務 [EB45 Anx59 11'13]

CDM理事会及び事務局は、CERの売買に関する民間契約上の義務についての責任や権限を負わない。そのような事項に関する事項はMoCの中に含まれてはならない。そのような契約上の義務はプロジェクト参加者と指名されたフォーカルポイントに全責任がある。

MoC中の機密情報の制限的取扱い [EB45 Anx59 11'14]

実署名、契約の詳細、その他個人情報については、プロジェクト参加者、フォーカルポイント、DOE、CDM理事会理事、事務局スタッフのみが取り扱う

F-CDM-MOC様式の活用について [EB45 Anx59 11'19-20]

(a) 新たな申請: プロジェクトの登録前・後に関わらず、新たなMoCの申請についてはF-CDM-MOC様式(UNFCCCウェブサイトから入手可能)を用いなければならない

(b) 登録申請するプロジェクト: プロジェクト参加者がF-CDM-MOC様式に記入し、登録申請時に必要な書類とともにDOEを通じて提出する。DOEは、MoCを事務局に提出する前に、それぞれのプロジェクト参加者の署名権限者の詳細について審査する(特にPDDの別紙1と整合しているかどうか)。

☞ 署名されたMoCの猶予期間(登録前のプロジェクト): F-CDM-MOC様式の決定前に、全てのプロジェクト参加者によって署名されたMoCの記述があるものの、プロジェクトがまだ登録されていない場合、フォーカルポイントはオリジナルの署名されたMoCの記述を提出してもよい(F-CDM-MOC様式の決定前に署名された証拠が必要)。こうした例外的なケースについては8カ月の猶予が与えられるが、その後は上記(b)に従う。

☞ 署名されたMoCの猶予期間(登録済みのプロジェクト): F-CDM-MOC様式の決定前に、全てのプロジェクト参加者によって署名されたMoCの記述があるものの、まだ事務局に提出されていない場合、フォーカルポイントはオリジナルの署名されたMoCの記述を提出してもよい(F-CDM-MOC様式の決定前に署名された証拠が必要)。こうした例外的なケースについては1カ月の猶予が与えられるが、その後は上記(a)に従う。

事務局は更新されたMoCの有効日について、対応するプロジェクトのページに掲載しなければならない

参考: 利害関係者との直接連絡 [EB62 Rep Anx15]

- ☞ 「利害関係者との直接連絡に関する方法と手順 バージョン1」
- ☞ この手順はCDM理事会が利害関係者と政策的な問題や個別の提出案件についての運営手続きに関する手順や方法を定める一般原則を記す。
- ☞ 利害関係者はDNA(4-2参照)、AE/DOE、プロジェクト参加者およびその他利害関係者を含む。

5. CDMプロジェクトの条件

CDMとして登録されるためにはいくつかの要件がある。したがって、CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要

☞ CDMの目的は非附属書 国の持続可能な開発を達成し、条約の究極的な目的に貢献すること、及び附属書 国の数値目標の達成を支援すること [KP 12条 11'52]

当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」かどうかについては、各ホスト国が判断する [CP/2001/13/Ad2, p20]

☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減をもたらすこと

[CMP/2005/8/Ad1, p16 11'543]

☞ 原子力施設から生じたCERについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p20]

☞ 吸収増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定 [CP/2001/13/Ad2, p22 11'57(a)]

CDMとして登録されるためには、必要な項目を含むプロジェクト設計書(PDD)を作成することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p23 11'52]

ODAとCDM

☞ 附属書 国からの公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない [CP/2001/13/Ad2, p20]

附属書 国が「その資金がODAの流用ではなく、それらの国の資金的義務とは別である」という確認を行う [PDD GL ver7, p9]

また開発援助委員会(DAC)は、2004年4月15～16日のハイレベル会合において「CDM支出に対するODAの適格性」という文書を承認している [DAC/CHAIR(2004)4/FINAL]

参考: プログラム活動によるCDM [CMP/2005/8/Ad1, p97 11'520]

☞ 地方/地域/国家政策又は基準はCDMプロジェクトとすることはできない

☞ しかしながら、プログラム活動はCDMプロジェクトとして登録することができる。ただし承認済みベースライン・モニタリング方法論があって、それらが適切なバウンダリー、ダブルカウントの防止、リーケージの計算、排出削減が実際に生じており、測定及び検証可能かつプロジェクトがない場合と比べて追加的であること等を明確にできることが条件。(20参照)

参考: 炭素隔離・貯留(CCS: Carbon dioxide capture and storage) プロジェクト

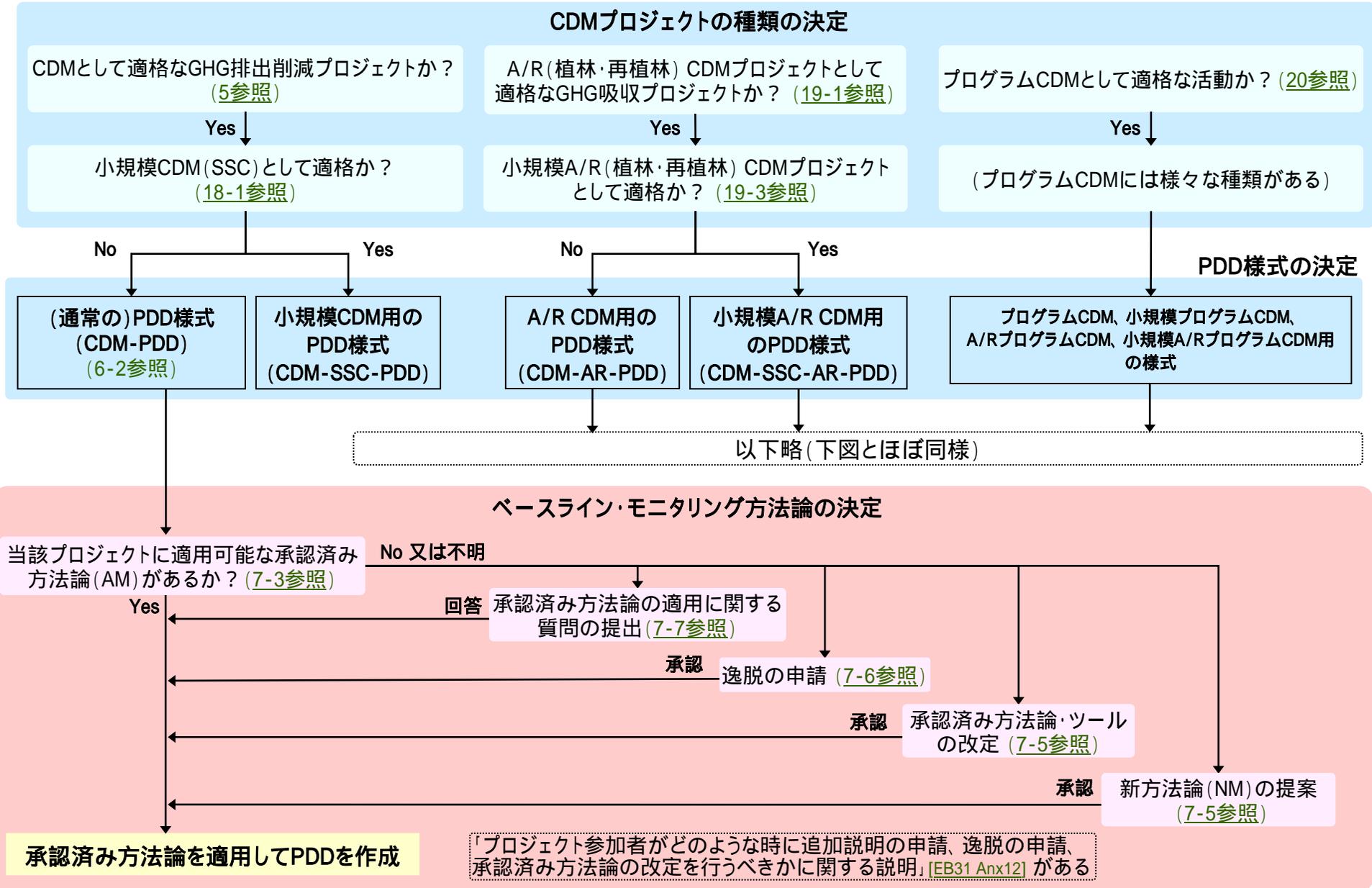
☞ 第7回CMPにて、CCSをCDMプロジェクトとして登録するための様式・手順を採択 [10/CMP.7 11'51]

☞ 第7回CMPにて、CCSプロジェクトの様式・手順を定期的に見直すことを決定。第一回目の見直しは本決定より5年以内を実施する。 [10/CMP.7 11'52]

☞ 第7回CMPにて、本決定附属書における様式・手順のいかなる改訂も登録済みプロジェクトに対して影響しないことを決定。

[10/CMP.7 11'53]

6. PDDの作成の流れ

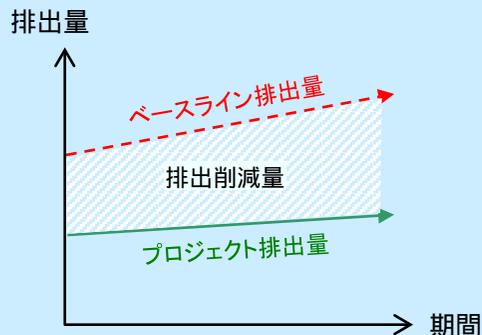


7. ベースライン

7-1. ベースラインと追加性の概念

CDMプロジェクトのベースライン(シナリオ及び排出量)とは、提案するプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ

[CMP/2005/8/Ad1, p16 Ⅱ 744]



ベースライン排出量と、CDMプロジェクト実施後の温室効果ガス排出量(プロジェクト排出量)との差が、CDMプロジェクトによる排出削減量(すなわちクレジット量)となる

- ☞ ベースライン(シナリオ及び排出量)は以下のように設定しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p16 Ⅱ 745]
 - (a)承認済み方法論及び新方法論使用に関する規定に従って、プロジェクト参加者によって設定されること
 - (b)アプローチ・前提・方法論・パラメータ・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明な、かつ保守的に行うこと
 - (c)個別のプロジェクト毎に設定すること
 - (d)小規模CDMについては、そのために開発された簡易化されたルール・手順に従うこと
 - (e)関連する国家・産業政策や状況を考慮に入れること(例:産業改革、現地燃料調達の可否、電源拡張計画、プロジェクトの産業における経済状況など)
- ☞ ベースライン排出量を計算するためには、ベースラインシナリオを特定することが必要
- ☞ ベースライン排出量は、プロジェクト・バウンダリー内の全てのガス、部門、排出源区分からの排出量を入れること [CMP/2005/8/Ad1, p16 Ⅱ 744]

登録されたCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの排出が削減されれば、そのCDMプロジェクトは**追加的**である [CMP/2005/8/Ad1, p16 Ⅱ 743]

☞ DOE(指定運営組織)は、プロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、提案されているプロジェクトがなかった場合と比べて、温室効果ガスの**追加的**な排出削減が予想されることを確認する [CMP/2005/8/Ad1, p14 Ⅱ 37(d)]

プロジェクト参加者は、そのプロジェクトがなぜ、どのように**追加的**であるか、そしてベースライン・シナリオでないことについて、選択したベースライン方法論を用いてPDDの中に記述しなければならない。 [PDD GL ver7, p12]

☞ プロジェクトの開始日がバリデーションの日よりも前である場合、CDMによるインセンティブが意志決定に際して真剣に考慮されたことの根拠を示すことが必要。その根拠はプロジェクト開始日より前の時点での(公式、法的、その他企業内の)文書でなければならない。 [PDD GL ver7, p12]

「追加性の実証・評価ツール」は、追加性の実証・評価のための一般的なフレームワークを提供するものである。ただしプロジェクト参加者は、追加性実証のためのその他のツールを提案してもよい。 [EB22 Anx8 Ⅱ 71]

参考:(追加性)用語

☞ プロジェクト参加者は、COP決定やCDM用語解説で使用されていない用語や術語(環境追加性や投資追加性等)を使用することは控えなければならない

[EB09 Anx3 Ⅱ 73]

7-2. ベースライン・シナリオ

(新規植林・再植林(A/R)以外の)CDMプロジェクト又はCDMプログラム活動(CPA)のベースライン・シナリオとは、提案するプロジェクト又はCPAがなかった場合に人為的に排出されていたであろう温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ。[Glos ver6, p5]

提案されるCDMプロジェクトの実施前の状況に応じて、いくつかの異なるシナリオが考えられる

- ☞ 現状維持はシナリオの一つとなり得る
- ☞ 提案されているCDMプロジェクトの実施も、その一つとなり得る
- ☞ その他いろいろなケースが考えられ得る

ベースライン方法論では、可能性の高い全てのベースライン・シナリオを叙述することが必要
異なるシナリオを詳しく述べるため、異なる要素を考慮しなければならない

- ☞ 例えば、国家・産業政策や状況、技術革新、投資障壁など
- ホスト国固有の状況によって、将来の温室効果ガス排出量が現状レベルと比べて増大するというベースライン・シナリオもあり得る [CMP/2005/8/Ad1, p16 ¶546]

ベースライン・シナリオの決定における国家・産業政策の扱いについて [EB22 Anx3]

CDM理事会は、ベースライン・シナリオ決定の際の国家・産業政策の取り扱いについて下記の2タイプに区別することに合意

“E+”タイプ

多量排出型技術又は燃料を優位にする既存の政策・規制

- ☞ 京都議定書の採択日(1997年12月11日)より前に導入された政策・規制についてのみ、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなければならない
- ☞ 京都議定書の採択日以降に導入されたそれらの政策・規制については、ベースライン・シナリオはそれらの政策・規制がないという仮定の基で決定する

“E-”タイプ

少量排出型技術を優位にする政策・規制

- ☞ 例：再生可能エネルギーの普及促進のための公的補助金、又は省エネルギープログラムに対する資金供与

- ☞ COPによるCDM M&P採択日(2001年11月11日)以降に導入された政策・規制は、ベースライン・シナリオ決定の際に、考慮しなくてもよい
すなわち、ベースライン・シナリオはその政策・規制がないという仮定の基で決定する

7-3. ベースライン方法論

特定されたベースライン・シナリオにおけるベースライン排出量は、プロジェクト参加者によって承認済み方法論、又は新方法論に従って計算されなければならない

プロジェクト参加者は、どのような方法論でも、それを提案する機会が与えられる [Glos ver5, p8]

CDM理事会による承認済みベースライン方法論は、関連するガイダンスと併せてUNFCCC CDMウェブサイト (<http://cdm.unfccc.int/methodologies/index.html>) で公開される

☞ DOE (指定運営組織) は、承認済み方法論の適用可能性について質問を提出することができる

DOEが、提案されるCDMプロジェクトが新方法論の使用を意図していると判断した場合、当該プロジェクトについて登録申請を行う前に、提案された方法論をCDM理事会に提出して、審査の上、承認されなければならない [EB32 Anx13, p72]

☞ 「ベースライン及びモニタリング新方法論の作成に関する技術的ガイドライン バージョン01」が公開されている [EB24 Anx16]

ベースライン・アプローチ

CDMプロジェクトのベースライン方法論を確立する際、プロジェクト参加者は以下の中からアプローチを選択し、その選択が適切であることを正当化しなければならない [Glos ver6, p75][CMP/2005/8/Ad1, p16 p748]

- (a) 適用可能な場合、実際の又は過去の排出量
- (b) 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量
- (c) 同様の社会・経済・環境・技術的な状況下で、過去5年に実施された類似のプロジェクト(かつ同じ分野で効率が上位20%に入っていること)からの平均排出量(詳細は[EB08 Anx1, p74-5]参照)

参考: 1つ以上の方法論を適用するプロジェクト [EB08 Anx1, p2 p76]

☞ あるCDMプロジェクトが異なったプロジェクト活動から組み合わせられており、異なった方法論が必要な場合、プロジェクト参加者は1つのプロジェクト設計書で提出が可能であるが、それぞれの活動別に方法論に関する項目を作成しなければならない

参考: 一時的な「負の排出削減」 [EB21 Rep, p5 p718]

☞ ある方法論におけるいくつかのケースにおいては、稼働の低下やリーケージ増大等によって、ある年に一時的に「負の排出削減」を生じることがあり得る

☞ 提案する新方法論においては、プロジェクトが一時的に「負の排出削減」となった場合には、その排出増大分について、その後の排出削減によって相殺された後でのみ、CERが発行されるようにする

7-4. 標準化ベースライン

標準化ベースラインの定義 [CMP/2010/L8, p6 ¶544, パラ47]

一つもしくは複数の締約国のために設定されたベースラインで、排出削減量及び吸収量の計算を促進し、CDMプロジェクト活動としての追加性を決定すると同時に、環境十全性を確保する

標準化ベースラインはホスト国DNAの判断が適用される。

方法論として用いられている標準化ベースラインはCDM理事会によって定期的に見直しを行なう。

標準化ベースラインの提案と申請 [CMP/2010/L8, p6 ¶545]

トップダウン・アプローチ:

CDM理事会は後発開発途上国(LDC)、島嶼等国(SIDs)、CDM登録が10件以下の国に適用可能な方法論を、関連するDNAと協議の上で開発する

ボトムアップ・アプローチ:

締約国、プロジェクト参加者、国際産業団体、承認された外部組織は、新規もしくは既存の方法論を適用した標準化ベースラインの提案をホスト国の指定国家機関(DNA)を通じてCDM理事会に申請する

参考:標準化ベースラインの開発に向けた財源確保と能力構築 [CMP/2010/L8, p6 para45, 46]

- ☞ CMPは標準化ベースラインの構築と開発のための費用を賄うため、CDMの年間予算から直接の財源を含めてあらゆる財源の可能性を探るようEBに要請
- ☞ CMPは気候変動枠組条約附属書I国に含まれる締約国及び同等の経験をもっている非附属書I国に対して、能力構築事業を提供すること及び標準化ベースラインの開発に対する支援するよう働きかけ

参考:標準化ベースラインに関するその他のガイダンス [CMP/2010/L8.]

- ☞ 標準化はいくつかのCDM承認方法論及びモニタリング方法論に用いられている。
- ☞ 標準化ベースライン及びモニタリング方法論は現在のCDMルール・手続き(3/CMP.1及び5/CMP.1の決定事項)に基づき、プロジェクト参加者によって提案されてCDM理事会によって承認される
- ☞ 標準化ベースラインの活用は中間費用を低減させ、透明性・客観性・予見可能性を高める一方、環境への十全性を確保しながら、少ないプロジェクトの種類や地域偏重の改善を促し、同時に温室効果ガスの排出削減をより一層促進する

特定分野の標準化ベースライン設定ガイドライン [EB62 Anx8]

- このガイドラインはある分野における個別プロジェクトに特化せずに、その分野内において実施可能な複数のプロジェクトに適用できるベースラインを確立するものである。
- 追加性の証明は個別プロジェクトについて、その度に立証するものではなく、対策の種類に応じて事前に立証されたものを含む。

定義

- 集約のレベル**: 集約のレベルとは全体を構成する部分や単位からどの程度の情報を集約させるかを示すもの。この集約は通常共通の分野内で行われ、詳細な情報の収集が行えるレベル。分類(カテゴリー)に関する情報はグループ化や集約をすることができる。また、対象の非同質性によってより詳細な項目が必要なときには、さらに細かく分類、分解することも可能。
- 対策**: 共通の特徴を持つ広範囲な排出削減活動で現在、**4種類の対策**が本ガイドラインに含まれる。
 - (i) 燃料及び原料の転換、(ii) 技術の転換(エネルギー効率改善を含む)、(iii) メタン破壊、(iv) メタン生成回避
- アウトプット**: 同等の質・特性・適用される分野の物品やサービス(例: クリンカー、照明、家庭での調理)
- ポジティブリスト**: 特定条件において自動的に追加性があるとみなされる排出削減活動のリスト(例: 場所、技術・対策、規模)
- セクター(分野)**: ある定義された成果物(アウトプット)を提供する経済の区分(例: クリンカー製造、家庭向けエネルギー供給)。

標準化ベースラインを確立するためのステップ [EB62 Anx8 115]

ステップ1. ホスト国、セクター、アウトプットおよび対策を特定

最適な集約のレベルを選択することが、標準化ベースラインの適用に重要。地理的な要素は排出原単位の違いや、排出削減の費用及びその可能性に大きく寄与する。[EB62 Anx8 179]

ステップ2. 特定された対策の追加性基準を確立 例: 燃料・材料及び技術のポジティブリスト

複数の対策を含むプロジェクトに関して、追加性の証明はそれぞれのポジティブリストに照らし合わせて行なう。[EB62 Anx8 113]

ステップ3. 対策のためのベースラインを特定 例: ベースラインにおける燃料、技術、GHG排出量の破壊レベル

ベースラインにおける技術とベースラインにおけるエネルギー源は同時に特定される
ポジティブリストは技術の適格性リストである。[EB62 Anx8 111]

ステップ4. ベースラインにおける排出係数を必要に応じて特定

系統に接続する発電プロジェクトで、アウトプットや消費燃料が分かる場合は、設計条件に基づいたベースライン技術から計算するよりも、実際の排出量に基づいて各分野のベースライン排出係数を確立するほうが望ましい。[EB62 Anx8 113]

標準化ベースラインを設定する際の品質保証やデータの品質管理のためのガイドライン [EB66 Anx49]

U ガイドラインには必要なデータの構築の品質管理(QC)手順や、データの品質目標および一般規定に基づいてQCシステムの適合性や有効性を評価することによってデータの全体的な品質を保証するための品質保証(QA)手順が含まれる。またガイドラインは「標準化ベースラインの提出と検討のための手順」パラグラフ8に沿って提出される文書に関する規定を詳しく記す。[EB65 Anx23 para 8]

U DNAはQA/QC活動、手順、スケジュールや関係する人材の責任および制度的取り決めをまとめたQA/QCシステムを構築しなくてはならない。

品質管理手順におけるDNAの役割 [EB66 Anx49 para 22]

- 提出前のQC活動からQCレポートをまとめ上げるまでのデータの品質保証にどう取り組むかを規定したQC手順を設定する。
- データ提供者のために、要求されたデータの収集と提出のための特定のルールや手順を説明する「データ提出プロトコル」を設定し、提出前の品質チェックを行う。データ提出プロトコルはデータ提供対象者全体に配布される必要がある。
- 理事会が設定した「セクター」の定義に基づいて、特定のセクターの人口の範囲を規定する。
- 一次データ、二次データ及びデータ提供者から提出された文書に基づいて、データソースの信頼性やデータの正確性を評価し、提出後の品質チェックを行う。
- データをデータテンプレートに基づいて作成する際に、リスクの有無を確認し、内部審査によってリスクを予防または解決するための適切な行動をとる。
- 不完全性、データ入手の制限、データの欠落、誤分類、データ収集における非体系的な手順や誤報告など、不確実性の主要要因を特定する。
- そのような不確実性を定量化し、修正するよう行動をとる。
- QC手順がどのように実施され、データ品質目標および一般規定が満たされたかをQCレポートに記録する。

品質保証のための手順 [EB66 Anx49 para 31]

- DNAはデータの品質目標・規定の体系的な特定、策定および達成しない場合のリスクの分析のためのQA手順、および特定されたリスクを軽減するための活動の定義とそれらの実施のためのQA手順を設定する。
- DNAと契約したDOEはQA/QCシステムが導入されたかをチェックし、本文書に定められているデータ品質目標および一般規定と照合してQA/QCシステムを評価する。また、QA/QCシステムが設計どおりに導入されたかを評価する。
- QAの成果は文書化し、DOEの評価報告書に含む。

データ提出プロトコルの構成要素

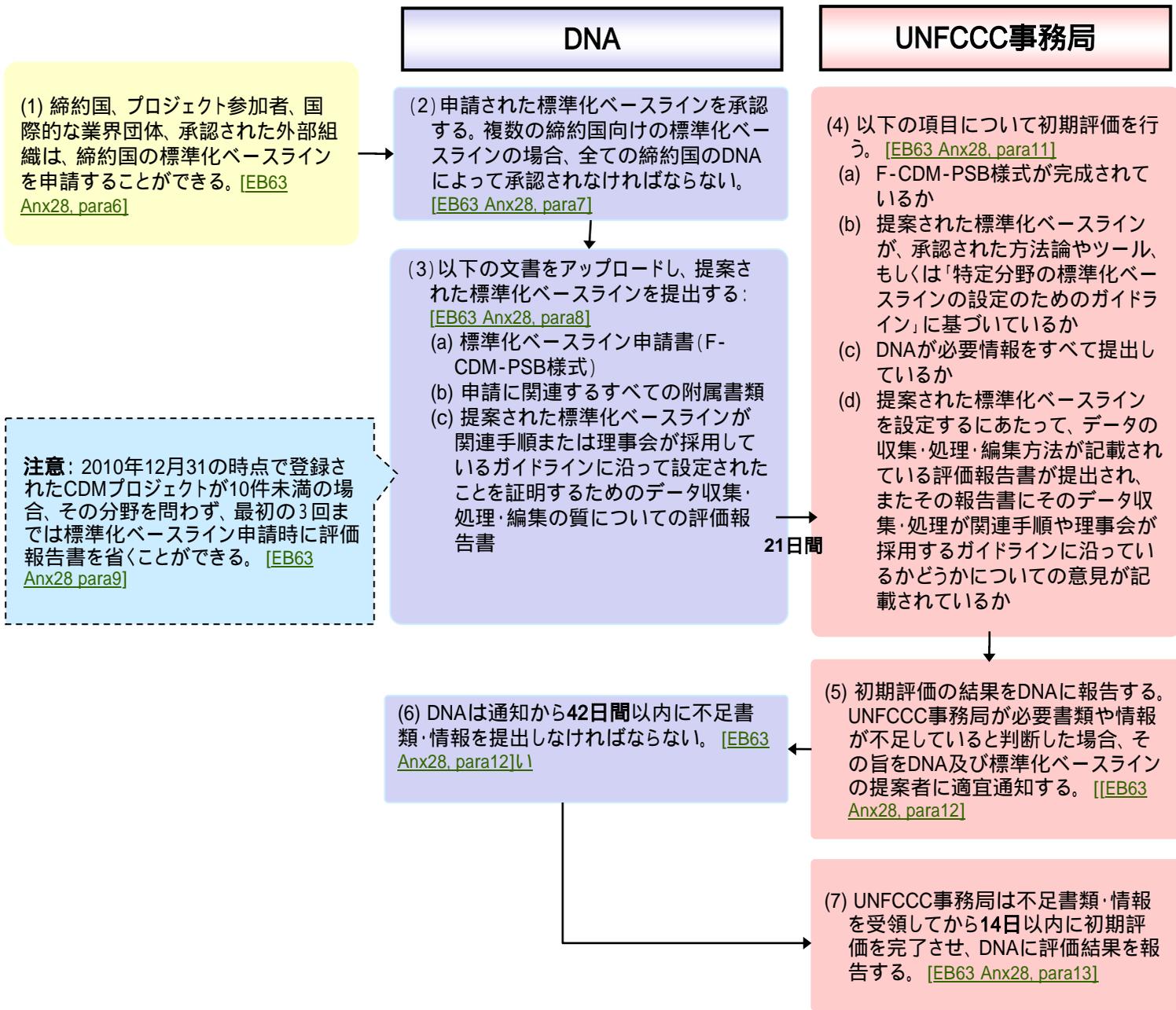
- データ収集の目的
- データの種類
- データ入手手順
- トレーサビリティ
- 提出要件
- 機密性問題
- 連絡

DNAによって保持される文書

- QA/QCシステム
- データ提出プロトコル
- サマリー報告書
- データ提供者より提出された生データとすべての補足文書
- 一次データ
- 二次データ

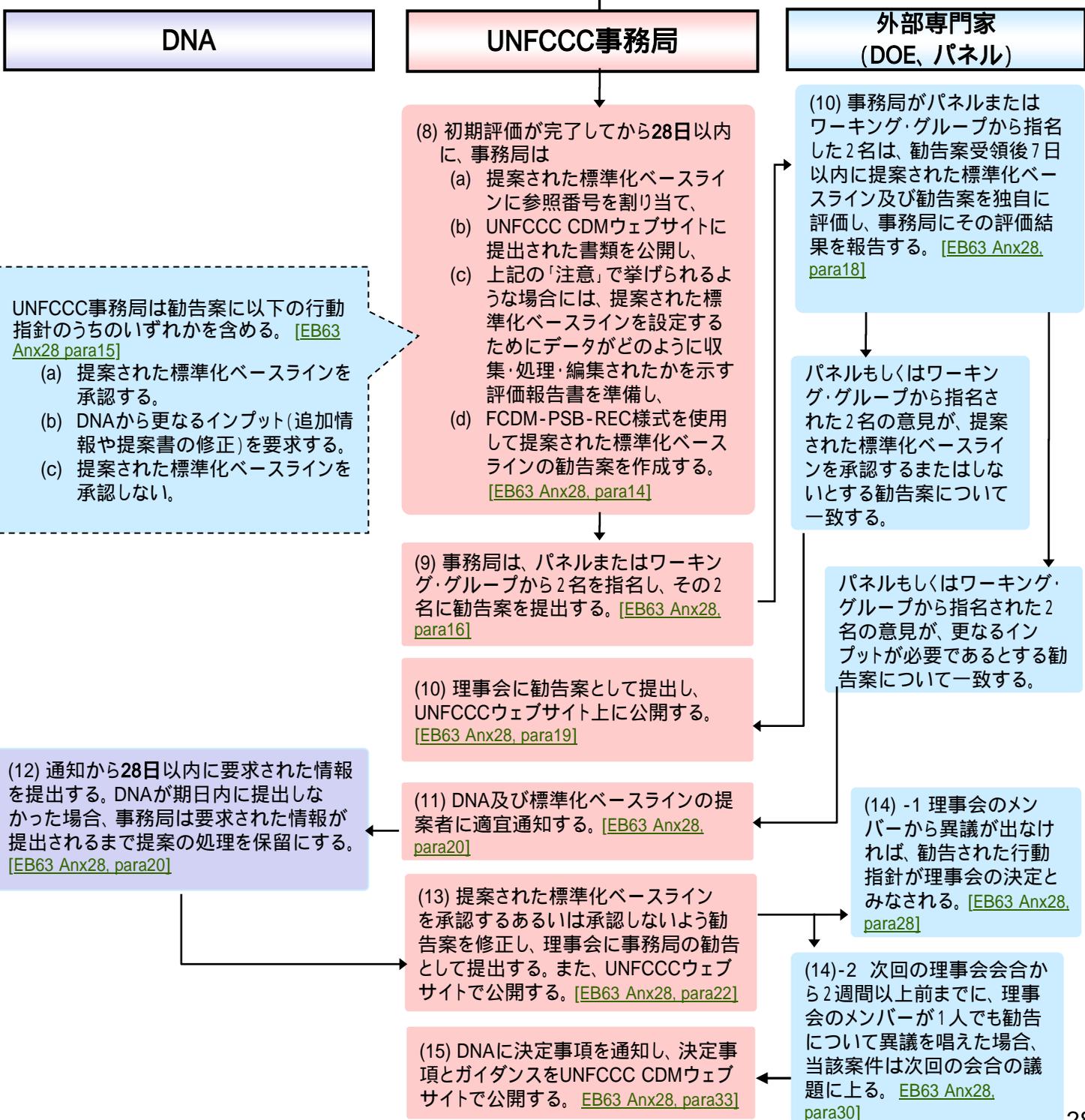
7-5. 標準化ベースラインの申請と審査手順

(Version 1) [EB63Anx28]



**外部専門家
(DOE、パネル)**

注意：2010年12月31の時点で登録されたCDMプロジェクトが10件未満の場合、その分野を問わず、最初の3回までは標準化ベースライン申請時に評価報告書を省くことができる。[EB63 Anx28 para9]



7-6. 追加性の実証・評価ツール (バージョン5) [EB39 Anx10]

本ツールは、様々なCDMプロジェクトに適用して追加性の実証・評価を行うための一般的なフレームワークを提供するものである。プロジェクト参加者は、CDM理事会での検討のために追加性実証のためのその他のツールの提案、又は本ツールを使用している承認済み方法論の改定を提案してよい。しかし、本ツールが承認済み方法論に含まれている場合は、本ツールを使用しなければならない。バリデーション前に開始しているプロジェクトについては、PDDガイドライン[PDD_GL ver7. p12]に記述されているガイダンスを考慮することが特に必要。

ステップ 1. 提案するプロジェクトの代替シナリオ(現在の法律・規制に合致するもの)の特定

サブステップ 1a. 提案するプロジェクトに対する代替シナリオの特定

- ☞ プロジェクト参加者(又は同様のプロジェクトデベロッパー)にとって、提案するプロジェクトと同様の生産又はサービスを提供する、現実的で信頼性のある代替シナリオ(複数の場合もあり)を特定する

サブステップ 1b. 法律・規制との整合性

- ☞ 代替シナリオは、適用される法律・規制を遵守していることが必要。もし、代替シナリオが適用される法律・規制を遵守していない場合、法律・規制が体系的に執行されていないことを示す
- ☞ 提案するプロジェクトが、プロジェクト参加者によって検討されたプロジェクト(概ね遵守されている法律・規制に従っているという条件下)の中で唯一の代替シナリオである場合、そのプロジェクトは追加的ではない

合格

ステップ 2 又は ステップ 3

ステップ 2. 投資分析 (投資分析の評価ガイドライン バージョン3 [EB51 Anx58]も参照)

提案するプロジェクトについて、CERの販売収入がなければ、経済的又は財務的に魅力が劣る又は成り立たないことを示す。投資分析は、基本となるプロジェクトで考えるべきであるため、提案されるCDMプロジェクトのクレジット期間だけで限定して行ってはならない。[EB35 Rep. A/1777]

サブステップ 2a. 適切な分析方法の決定

- ☞ 提案するプロジェクトとステップ1で特定された代替シナリオにCER以外の収入がない場合、簡易コスト分析を適用する(オプション I)
- ☞ その他の場合には、投資比較分析(オプション II) 又はベンチマーク分析(オプション III) を適用する

<p>オプション I. 簡易コスト分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ CDMプロジェクトに必要なコストを示した上で、それよりもコストが低い少なくとも1つの代替シナリオがあることを示す 	<p>オプション II. 投資比較分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ プロジェクトのタイプや意志決定の要因から見て、当該プロジェクトに最も適切な財務指標(IRR、NPV、費用便益率、サービス当たりの単価等)を特定する 	<p>オプション III. ベンチマーク分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞ 財務/経済指標(例:IRR)を特定し、市場における標準的なパラメータに基づいて財務/経済分析を行う(主観的な利益率に基づかない) ☞ 当該プロジェクトがそのプロジェクト参加者にしか実施できないような特殊なケースについてのみ、その企業の独自の財務/経済状況を考慮することができる
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

サブステップ 2c. 財務指標の計算と比較 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)

- ☞ CDM-PDDの中に、提案するプロジェクトの財務指標(CER収入は除く)と、以下を明確に比較する
- オプションIIを採用した場合には代替シナリオの財務指標。最もよい指標が代替シナリオの中にあつた場合、提案するプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない
- オプションIIIを採用した場合には、ベンチマーク値。提案するプロジェクトの財務指標がベンチマークよりも劣っている(例:IRRが低い)場合、提案するそのプロジェクトは財務的に見て最も魅力的であるとは見なされない

サブステップ 2d. 感度分析 (オプション II 及びIIIについてのみ適用可能)

合格

ステップ3. 障壁分析

提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁(ただしその障壁は、少なくとも1つの代替シナリオは阻害しない)を特定する。特定された障壁が確かに存在し顕著であることについて、透明性を持った文書による根拠を提示し、これらの根拠書類の保守的な解釈を行う。

提案するプロジェクトの実現を阻害する障壁を、CDMが取り除かない場合、そのプロジェクトは追加的ではない。

サブステップ 3a. 提案するプロジェクトの実施を阻害する障壁の特定

- ☞ 提案するプロジェクトがCDMとして登録されない場合、そのプロジェクトの実施を阻害する現実的かつ信頼性のある障壁があることを示す。それらの障壁としては、例えば投資障壁(ステップ2の経済的/財務的障壁を除く)、技術的障壁、一般的な慣行に伴う障壁等が挙げられる。
- ☞ それらの障壁が存在しかつ重大であることについて、透明性のある、文書による根拠を提出し、その根拠の保守的な解釈によって示す

サブステップ 3b. 特定された障壁が、少なくとも1つの代替シナリオ(提案するプロジェクトは除く)は阻害しないことを示す

- ☞ 特定された障壁が他の代替シナリオに対しても影響がある場合、その影響が提案するプロジェクトに対するものと比べて小さいことを説明する

また本ツール以外にも適用可能な「障壁の客観的な実証と評価に関するガイドライン」[EB50 Anx13]がある。

合格

ステップ4. 普及度分析

(提案するプロジェクト類が初めてのケースでない場合)関連する部門・地域で、既にどの程度普及しているかを分析し、ここまでの追加性テストを補完する。この分析は投資分析(ステップ2)と障壁分析(ステップ3)の信頼性を確認することにもなる。

サブステップ 4a. 提案するプロジェクトに類似する他の事例の分析

- ☞ これまで実施された又は今実施されている、提案するプロジェクトの類似事例を挙げる。ただし他のCDMプロジェクト(登録済みプロジェクトとバリデーションの一環としてUNFCCCウェブサイトで公開されているプロジェクト)は対象外とする。

サブステップ 4b. 実現しつつある類似事例の検討

- ☞ 類似事例が特定された場合、それらの事例の存在と、提案するプロジェクトが財務的に魅力がないこと又は障壁があることが矛盾しないことを示すことが必要

合格

提案されているCDMプロジェクトは追加的である

7-7. ベースライン方法論等の新規提案・改定

ベースライン及びモニタリング新方法論の提案

通常のCDMプロジェクト(小規模CDMプロジェクトではない)のベースライン及びモニタリング新方法論の提案については「大規模CDMプロジェクト用に提案される新ベースライン・モニタリング方法論の提出・検討に関する手順」がある [EB52 Anx9]

☞ 新方法論の提案に際しては1,000米ドルを支払うことが必要(払い戻しはされない) [EB52 Anx9 Ⅱ'57]

新方法論を提案してから承認されるまでに要する最低限の期間は以下の通り

☞ DOEを通じて提出する新方法論提案のための申請書類と申請費用に関する、UNFCCC事務局による形式確認(5営業日以内)

☞ UNFCCC事務局による新方法論の内容の評価(30日以内)

☞ 内容評価において合格した新方法論について、パブリックコメント受付のための公開(15日間)

☞ UNFCCC事務局が、独立専門家やパブリックコメントの結果を踏まえて新方法論勧告案を作成し、方法論パネルへ送付する。方法論パネルはCDM理事会への勧告を作成する(連続した3回の方法論パネル会合以内)。

☞ 方法論パネルによる新方法論の承認の勧告は、最終的にCDM理事会で決定される

方法論は、通常のCDMプロジェクトおよびプログラム活動(PoA)の下で実施されるCDMプログラム活動(CPA)(20参照)の両方に適用される。CDM理事会に提案する新方法論は、その方法論が適用可能な活動を明確に定めなければならない。[EB35 Rep. Ⅱ'115]

「新規植林・再植林CDMプロジェクト用に提案される新ベースライン・モニタリング方法論の提出・検討に関する手順」も規定されている [EB53 Anx13]

承認済み方法論・ツールの改定の申請

承認済み方法論・ツールの改定については「大規模CDM用の承認済みベースライン及びモニタリング方法論・ツールの改定申請の提出・検討に関する手順」[EB54 Anx2] 及び「方法論の統合化と改定のクライテリアに関するガイダンス」[EB27 Anx10]がある

改定された承認済み方法論・ツールは、UNFCCC CDMウェブサイトに掲載されてから、バリデーションのために使用することができる [EB54 Anx2, Ⅱ'34-36]

☞ 改定は、それ以前の方法論・ツールを用いてバリデーションの一環としてパブリックコメント受付のために公開されているPDDや、登録済みのCDMプロジェクトに影響を与えない

☞ CDM理事会が改定を行うに際して、改定が以前の方法論・ツールよりも保守性を増すという説明含んでいる場合、DOEが以前の方法論・ツールを用いたPDDを登録申請することができる猶予は、CDM理事会の決定を含むCDM理事会レポートが公開された日付の8か月後(標準時24時)までとする

CDM理事会が、承認済み方法論・ツールに重大な欠陥があるために改定を要請する場合、当該方法論は保留(put on hold)となる [EB54 Anx2, Ⅱ'113]

☞ DOEが保留となった承認済み方法論・ツールを用いたPDDを登録申請することができるのは、CDM理事会の決定を含むCDM理事会レポートが公開された日付の4週間後(標準時24時)までとする

☞ 保留が即時効力を持つと決定された場合、CDM理事会の決定を含むCDM理事会レポートが公開された日以降、DOEは即時保留となった承認済み方法論・ツールを用いたPDDを登録申請することができない

バージョン管理 [EB54 Anx2, Ⅱ'32-33]

☞ 方法論のバージョンは3つの数字(X, Y, Z)で表される

☞ Xは、CDM理事会が方法論を改定(revision)した場合に1つ増加する

☞ Yは、方法論パネルが修正(amenment)した場合に一つ増加する。修正とは、方法論の変更によって保守性が増大しないと方法論パネルが判断した場合のこと。

☞ Zは、編集上の訂正(editorial amment)をした場合に1つ増加する。これはUNFCCC事務局が提案し方法論パネル議長の承認によって行われる。

7-8. 承認済み方法論からの逸脱の申請

(バージョン04)
[EB49 Anx4]

DOEは、承認済み方法論及び/又は登録済みのプロジェクトの文書条項からの逸脱(deviation)がある場合、プロジェクトの登録申請前(又はCERの発行申請前)にCDM理事会に通知し、そのような逸脱にどのように対応する予定なのか説明することが必要。DOEは、CDM理事会からのガイダンスを受けてからでなければ、さらなる手順を進めることができない。

各パネルの議長は、それらの事項をパネルで検討すべきかどうかについてインプットを行う。(必要があれば)CDM理事会はそれらの事項について電子的手段で意志決定を行う。CDM理事会がガイダンスを出す場合、すべてのDOEとプロジェクト参加者が活用できるような一般的な説明を行うことを考慮する。

承認済み方法論からの逸脱申請の手順の概要は以下の通りである

- ☞ DOEがバリデーションにおいて、プロジェクト参加者が承認済み方法論から逸脱しており、逸脱がプロジェクト固有のもので方法論を改定する必要はないと判断した場合、CDM理事会に対してプロジェクトの登録申請を行う前に、逸脱について受容可能かどうかについてのガイダンスを求めるための申請を行う
- ☞ UNFCCC事務局は申請書類が揃っているかどうかについて**20営業日以内**に確認し、揃っている場合には公開する
- ☞ UNFCCC事務局がパネル/WGの議長/副議長と相談し、申請書類の公開後**5営業日以内**に申請に対する回答案を作成し、CDM理事会議長に送付する
- ☞ CDM理事会議長は、回答案受領後**5営業日以内**に最終決定(逸脱を受容するか拒否するか)を行い、決定内容を公開する
- ☞ 上記の途中で、パネル/WGやCDM理事会での検討が必要と判断される場合、最終決定に至るまでの時間がさらに必要となる

7-9. DOEから方法論パネルへの承認済み方法論・ツールの適用に関する質問の提出と検討の手順

(バージョン06)
[EB42 Anx9]

承認済み方法論又はツールの適用に関して、方法論パネルに質問を提出したいDOEは、所定の用紙「F-CDM-AM-Subm」に記入して、UNFCCC事務局に提出する。プロジェクト参加者が質問を出したい場合には、同じく「F-CDM-AM-Subm」に記入して、DOEを通じて提出する。DOEはプロジェクト参加者からの申請が承認済み方法論や方法論ツールの改定や適用可能条件の拡張に該当しないことを確認し、その場合、プロジェクト参加者からの質問を受け取ってから、最長でも**5営業日以内**に速やかにUNFCCC事務局に提出しなければならない。

UNFCCC事務局は、質問を方法論パネルに送付するとともにDOEと方法論パネルの共有エクストラネットのページに掲示し、CDM理事会に送付するとともにUNFCCCウェブサイトで公開する。質問が方法論パネルの会合で検討されるためには、次回会合の6週間前までに、方法論パネルに送付されていることが必要。議長は、方法論パネルの作業量を考慮し、いつ質問の検討を行うかを決める。方法論パネル議長は、審査員をパネル・メンバーから1人(又は2人)指名する。

- ☞ 事務局が方法論パネル議長及び審査員と協議のうえ回答案を準備する中で、追加説明の申請が承認済み方法論の適用可能条件の拡張となると判断された場合、事務局がDOEに連絡して追加説明の申請を撤回し、最新の「承認済み方法論の改定手順」にしたがって改定を申請するよう勧告する
- ☞ 事務局が方法論パネル議長及び審査員と協議のうえ回答案の準備する中で、質問が十分に簡易で方法論パネルによる検討が必要ないと評価した場合、指名された審査員に対して早期の検討のために回答案を送付する。審査員が回答案を承認した場合、これを最終回答としてDOEに送付し、方法論への質問に関するUNFCCC CDMウェブサイトに掲載する。また回答は、その後開催される最初の方法論パネル会合のレポート中に記載する。
- ☞ 方法論パネルで検討される場合、UNFCCC事務局が回答案を作成し、次回方法論パネル会合の少なくとも**1週間前**までに提出する。方法論パネルが、DOEからの質問に対する勧告に合意した後に、回答をDOEとCDM理事会に送付するとともに、UNFCCCウェブサイトで承認済み方法論のこれまでの経緯を含めて公開する。

提出された質問に対する方法論パネルによって勧告されたすべての回答は、方法論パネル会合のレポートについて引き続いて行われるCDM理事会で修正されない限り、CDM理事会によって承認されたと見なされる

「プロジェクト参加者がどのような時に追加説明の申請、逸脱の申請、承認済み方法論の改定を行うべきかに関する説明 [EB31 Anx12]」も参照のこと

8. プロジェクト開始日とクレジット期間

8-1. CDMプロジェクトの開始日

CDMプロジェクトの開始日の定義 [\[EB41 Rep. ¶ 767\]](#)

CDMプロジェクトの開始日とは、「プロジェクトの実施、又は建設、又は実際の活動を開始した日のうち最も早い日」である

- ☞ PDDにおいてはプロジェクトの開始日に加えて、なぜその日が開始日なのかという説明とその根拠が必要
- ☞ この開始日が、DOEによるCDMプロジェクトのバリデーションにおけるパブリックコメント受付のためのPDD公開日 ([11-1参照](#)) よりも前である場合、PDDのセクションB5において、開始日より前にCDMの便益がどのように真剣に考慮されたのかに関する説明をしなければならない [\[EB41 Anx12, p17\]](#)

つまり、「プロジェクト開始日」とはプロジェクト参加者がプロジェクトの実施や建設に関連する支出を行うことを決定した日と見なされる

- ☞ 例えば、当該プロジェクトに必要な機器や建設工事/関連サービス発注のための契約締結日が開始日となり得る
- ☞ プロジェクト開始前の軽微な支出(例えば事業化調査や事前調査のための契約や支払い)は、必ずしもプロジェクトの実施を決定したことにはならないため、プロジェクト開始日とは見なされない

建設や顕著な準備が必要ないプロジェクト(例えば電球の交換)においては、プロジェクト開始日は「実際の活動を開始した日」とみなされる

- ☞ したがって、こうしたプロジェクトにおいては事前準備は「実際の活動」とは見なされない

投資決定がされた後に、プロジェクトの実施が中止される状況もあり得る。こうしたプロジェクトがCDMによる便益を考慮した結果として再開された場合、プロジェクトの中止について信頼できる根拠(契約キャンセルや政府認可の取消等)によって示すことが必要。

- ☞ 追加性を実証するための投資分析については、プロジェクト再開の意志決定をした時点における経済的な状況を反映していることが必要 [\[EB41 Anx45, ¶ 77\]](#)

登録申請されたプロジェクトが登録に関する再審査要請を受けずに登録された場合、登録日はDOEが完全な登録申請書類を提出した日とする [\[EB59 Anx12 ¶ 724-25\]](#)

CDMの事前考慮の実証及び評価に関するガイドライン (バージョン03) [EB49 Anx22]

CDM理事会は、CDMプロジェクトの登録申請の検討に当たって、当該プロジェクトをCDMとして実施するという決定を行った際に、事前にCDMの便益が必要であり、かつ考慮されたかどうかプロジェクト評価の主要な要素となることに留意している
そのため、CDM理事会はこれらの要求に沿っていることを証明するための手法に関するガイダンスを導入している

新規プロジェクト

- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトについては、プロジェクト参加者がホスト国のDNA及びUNFCCC事務局に、書面によってプロジェクトの開始とCDMを目指す意志について通知すること
この通知はプロジェクトの開始日から6カ月以内に行うことが必要
この通知は、パブリックコメント受付のためのPDDが公開されていなかったり、新方法論をCDM理事会に提出していない段階でもよい
- ☞ 2008年8月2日以降が開始日のプロジェクトのバリデーションを行う場合、DOEがそのような通知があることについてDNA又はUNFCCC事務局から確認する。通知が確認できない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが真剣に考慮されなかったと判断する。
- ☞ 通知の後にパブリックコメント受付のためのPDD公開や新方法論の提案又は承認済み方法論の改正申請を行わないプロジェクトについては、プロジェクト参加者が最初の通知から2年毎にDNA及び/又はUNFCCC事務局にプロジェクトの進捗を報告する

既存プロジェクト

- ☞ プロジェクトの開始日が2008年8月2日より前で、かつ開始日がパブリックコメント受付のためのPDD公開日より前のプロジェクトをCDMとして提案する場合、プロジェクトの実施に際してCDMが真剣に考慮されたことを実証することが必要。こうした実証は以下のような要素が満たされている必要がある。
プロジェクト参加者がプロジェクト開始日より前にCDMを承知しており、CDMの便益がプロジェクトを進める決定的な要素であったことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、取締役会によるCDMプロジェクトとして実施するという決定に関する議事録や覚書が挙げられる。信頼できる根拠によって、CDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動が行われていたことを示す。こうしたことを示す根拠としては、例えば、CDM/PDD/方法論に関するサービスを提供するコンサルタントとの契約、排出削減量購入契約書(ERPA)、将来のCER販売に関連する文書、バリデーションのためのDOEとの契約書や交渉文書、新方法論の提案、新聞への公表、DNAとの面談、DNA又はUNFCCC事務局との事前のやりとりが挙げられる。
- ☞ 「継続な実際の活動」の評価についてはDOEによるバリデーションの対象となる。バリデーションにおいては、上記に示した実際の証拠書類(証拠の信頼性を含む)に重点をおく。
- ☞ バリデーションを行うCDMプロジェクトについては:
証拠書類が2年未満である場合、DOEはCDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動を行っていたと結論づける
証拠書類が2年以上3年未満である場合、DOEはCDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動を行っていたと結論づけることが可能であるが、証拠書類や収集した情報からどのようにして判断したのかについて説明することが必要
証拠書類が3年以上である場合、DOEはCDMとしての位置づけを確保するために継続的に実際の活動を行っていなかったと結論づける
- ☞ 事前にCDMを真剣に考慮したことを示す上記のような根拠がDOEに提示されない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが考慮されなかったと判断する

8-2. クレジット期間

クレジット(CER)はプロジェクト登録日以降のクレジット期間に対してのみ発行される [CP/2001/13/Ad2, p23 Ⅱ'512]

プロジェクト参加者は、次のいずれかのクレジット期間を選択する

[CMP/2005/8/Ad1, p17 Ⅱ'49]

☞ 最大7年間(2回更新可能:最長21年間)

それぞれの更新の際に、DOE(指定運営組織)が既存のベースラインの維持、又は適用可能な新たなデータに基づいてベースラインの再設定について判断し、CDM理事会に通知する

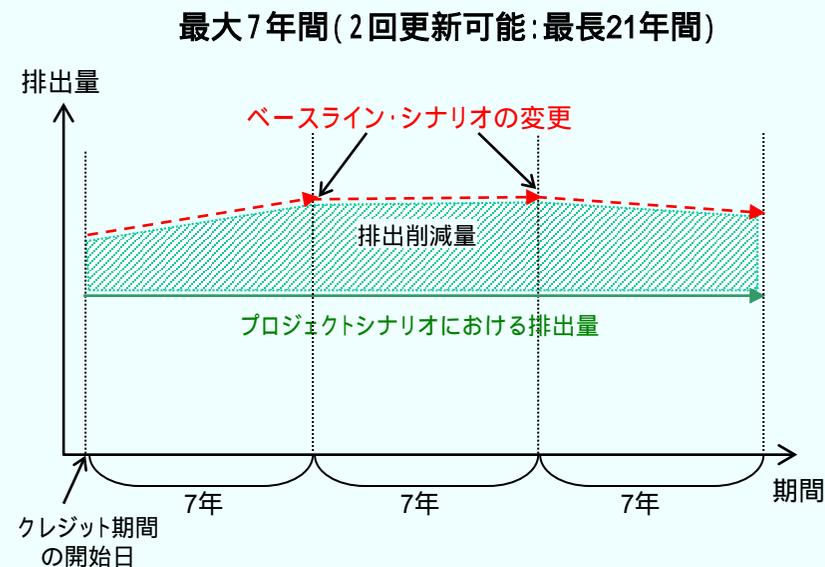
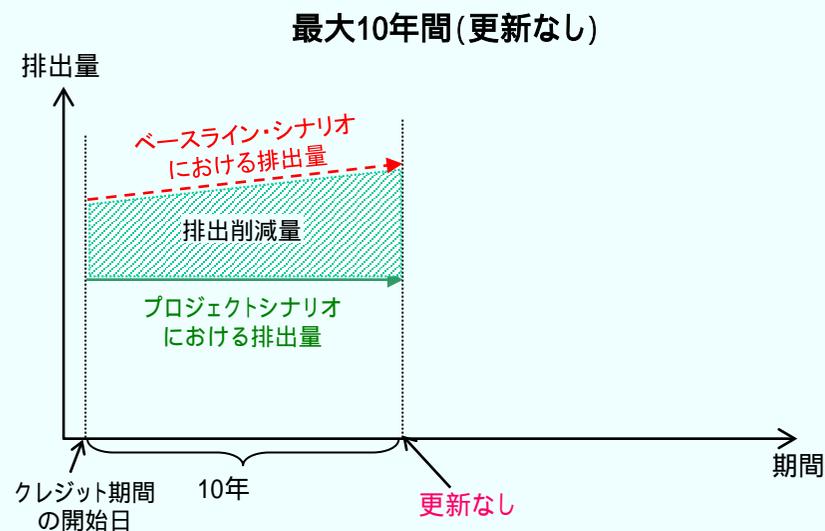
☞ 最大10年間(更新なし)

CERの発行は、2000年以降の排出削減量が対象となり得る

[CP/2001/13/Ad2, p23 Ⅱ'13]

クレジット期間の更新の際に必要な文書と手順については、CDMプロジェクトの2回目、3回目のクレジット期間の開始時に、以下の2点について考慮することが必要 [EB20 Anx7] (17参照)

- ☞ 継続するベースラインの有効性の評価
- ☞ ベースラインの更新



クレジット期間の開始日の指定 [EB24 Anx31, Ⅱ'54-5]

プロジェクト参加者はPDDにクレジット期間の開始日(8-1参照)を日/月/年の形式で記入し、条件(例えば、想定日)を付けてはならない。段階的に実施されるプロジェクトであっても、クレジット期間の開始日は1つを特定しなければならない。

- ☞ CDMプロジェクトの開始日は、当該プロジェクトのクレジット期間の開始日と同じである必要はない。したがって、2000年1月1日以降に開始されたプロジェクトは、2006年以降にバリデーションされCDMプロジェクトとして登録されることは可能である。 [EB21 Rep, Ⅱ'563]
- ☞ クレジット期間は、プロジェクトの登録日より前とすることはできない。PDDに記載するクレジット期間の開始日は仮であり、(その日付が実際の登録日より前であった場合)UNFCCC事務局によってプロジェクトの登録日に修正される。この修正は、指定されているクレジット期間の長さや、プロジェクト参加者がクレジット期間の変更を申請できることに対しては影響しない [EB41 Anx12, p18]

CDMプロジェクト登録後のクレジット期間の開始日の変更申請 [EB52 Anx59, Ⅱ'56-10]

クレジット期間の開始日が、登録日より前の場合(例えばクレジットを遡及して要求する場合)、クレジット期間の開始日の変更申請はできない
クレジット期間の開始日が、登録日より後の場合は、

- ☞ (a) PDDに記載されている日付より1年以内に前倒しする場合(ただし登録日を超えないこと)、プロジェクト参加者がUNFCCC事務局に連絡する
- ☞ (b) PDDに記載されている日付より1年以内で先延ばしする場合、プロジェクト参加者がUNFCCC事務局に連絡する
- ☞ (c) PDDに記載されている日付より1年を超えて2年以内で先延ばしする場合、ベースラインを非保守的とさせるような変化が起きていないこと及びプロジェクト参加者がプロジェクトを開始させるために実質的な進展をさせたことについてのDOEからの確認を添えて、DOEを通じてUNFCCC事務局に申請する

後発発展途上国におけるプロジェクトについては、上記(b)及び(c)に関して、

- ☞ (d) PDDに記載されている日付より2年以内で先延ばしする場合、プロジェクト参加者がUNFCCC事務局に連絡する
- ☞ (e) PDDに記載されている日付より2年を超えて4年以内で先延ばしする場合、ベースラインを非保守的とさせるような変化が起きていないこと及びプロジェクト参加者がプロジェクトを開始させるために実質的な進展をさせたことについてのDOEからの確認を添えて、DOEを通じてUNFCCC事務局に申請する

(c)又は(e)による申請については、クレジット期間開始日の変更を認めるかどうかについて、UNFCCC事務局がCDM理事会議長と協議の上、決定する。

上記(a)～(e)による変更は、登録されたプロジェクトにつき1回のみ行える

既にCERが発行されているプロジェクトのクレジット期間の開始日の変更申請については、上記手順が適用され、事務局は申請された変更を行うことができる [EB25 Rep, Ⅱ'5105]

提案されるベースライン新方法論におけるプラント・機器寿命の取り扱い [EB22 Anx2, p2 Ⅱ'54-9]

- ☞ CDMプロジェクトにより既存機器・施設の更新・改修を行う場合、排出削減量の算定は、既存機器・施設の更新の時点から既存機器・施設の寿命時点(CDMプロジェクトがなかった場合であっても更新される日)、又はクレジット期間終了時のうち、どちらか早い時点までとすることが妥当である
- ☞ CDMプロジェクトがなかった場合に、既存機器・施設がいつ更新されるかを推測するため、新方法論では以下のようなアプローチを考慮すること

部門及び活動独自の手法又はクライテリア

国や部門における慣行を考慮した上で、同様の機器の典型的な平均技術寿命(例えば産業調査、統計、技術文献等を基にすること)
機器の更新スケジュールの決定に責任を持つプロジェクト参加者又は主体の慣行(同様の機器の過去における更新履歴の記録等を基にすること)

9. モニタリング計画

モニタリングとは、ベースラインを決定するために必要なデータを収集・保管、及びプロジェクト・バウンダリー内の温室効果ガス排出量とリーケージを測定すること [Glos ver6, p12]

モニタリング方法論とは、プロジェクト又はCPAをモニタリングするために用いる方法論であり、ベースラインモニタリング方法論の一部をなす。 [Glos ver.6 p12]

提案するCDMプロジェクトのモニタリング計画は、CDM理事会によって承認されている方法論、又は新たな方法論に基づいていることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p17, p1754]

☞ 「モニタリング計画の改定のための手順」がある (13-1参照)

モニタリング計画の情報の正確性/完全性を改善するための改定は、プロジェクト参加者が証明し、バリデーションのためにDOEに提出することが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p18, p1757]

☞ 「モニタリング計画の改定のための手順」がある (13-1参照)

プロジェクトの境界(バウンダリ)

☞ プロジェクトのバウンダリとは、プロジェクト参加者の管理下において、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源 [CMP/2005/8/Ad1, p17, p1752]

リーケージ

☞ リークエージとは、当該CDMプロジェクトの実施に起因し、計測可能なプロジェクト・バウンダリ外での人為的な温室効果ガス排出量の純変化 [Glos ver.6 p11]

☞ リークエージによる排出増加量は、プロジェクト・バウンダリ内の排出削減量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad1, p17, p1750]

参考: 較正(キャリブレーション)

- ☞ 様々な変数・パラメーターを測定するための機器の不確実性レベル及び較正(カリブレーション)方法についてPDDに記載しなければならない(QA/QC手順を含む)。また推奨される規格については、国又は国際レベルのものであることが必要。機器の不確実性レベルの信頼性については、DOEによる検証段階で検証されること。 [EB23 Rep, p1724]
- ☞ 計測機器のゼロ点補正は、較正の代替とすることはできない [EB24 Rep, p1737]
- ☞ 「必要な較正頻度の遵守評価のためのガイドライン」がある [EB52 Anx60]

参考: モニタリング報告書のための標準フォーマット

- ☞ プロジェクト参加者によるモニタリング報告の整合性を改善するために、モニタリング報告書のための標準フォーマット(CDM-MR)がある。またそのフォーマットに記入するためのガイドラインもある。 [EB54 Anx34]

10. 関係締約国からの承認

関係締約国による承認 [Glos ver5, p6-7]

承認レターは、特定の主体が特定のCDMプロジェクトに参加することについて、DNA(指定国家機関)が認可することから成る

CDMプロジェクトの関係締約国のDNAは、次の事項を含むレターを発行することが必要

- ☞ 当該国が京都議定書を批准していること
- ☞ CDMプロジェクトへの参加が自主的であること
- ☞ 関係締約国のうちホスト国(複数の場合もある)については、提案されるCDMプロジェクトが当該ホスト国の「持続可能な開発」に貢献すること

承認レターは上記に関しては「無条件」であることが必要

締約国の一通の承認レターにより、複数のプロジェクトの承認が可能であるが、その場合は明確にそれらのプロジェクトについて記述されていることが必要

DOEはバリデーションを行うに際して承認レターを受け取ることが必要

☞ CDMプロジェクトの登録段階においては、附属書 国の関与がなくても登録が可能である

☞ 上記のようなプロジェクトから生じたCER(CDM登録簿内の口座にあるもの)を附属書 国が取得する(国別登録簿に移す)場合には、当該附属書 国がCDM理事会に対して承認レターを提出することが必要

[EB18 Rep. p8 1757]

一般にユニラテラルCDMと呼ばれる

参考: 実際の承認レターの内容

☞ 承認レターの宛先はプロジェクト参加者となる

☞ ほとんどの場合、プロジェクトの承認レター (approval letter) は、プロジェクト参加者に対するプロジェクトへの参加の承認レター (authorization letter) を兼ねている (4-6参照)

さらに、ある国のDNAが他の国のプロジェクト参加者のプロジェクトへの参加を承認する場合もある

☞ DNAが、無条件で承認しなければならないこと以外の点で、条件を付けている例もある

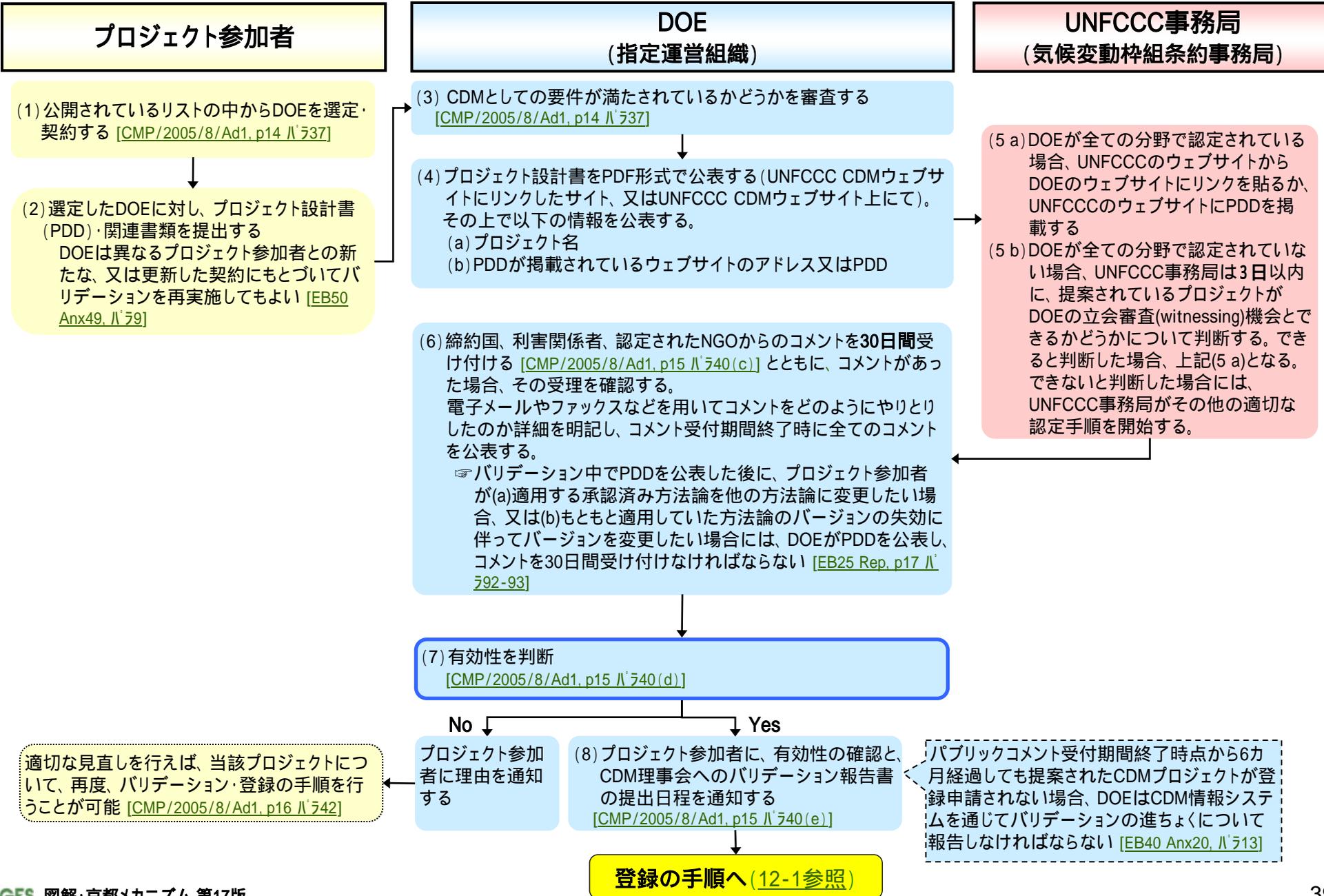
例えばCERの移転量の上限設定、承認レターの有効期間の設定、ユニラテラルCDMの拒否、DNAへの報告要求等

☞ 正式な承認レターについては、当該国の言語で書かれ、英文については非公式な翻訳という位置づけの場合もある

11. CDMプロジェクトのバリデーション

11-1. バリデーションの手順

http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/valid_proc01_v04.pdf (Version 04 / 8 June 2005)
Procedures for processing and reporting on validation of CDM project activities (Version 03)[EB50 Anx48]



11-2. バリデーションの要件

プロジェクト参加者により選定されたDOE(指定運営組織)は、契約に基づきプロジェクト設計書及び全ての関連文書を審査し、バリデーションのための要件(以下参照)が満たされているかを確認する [\[CMP/2005/8/Ad1, p14 Ⅱ'537\]](#)

- ☞ CDMに参加するための以下の条件が満たされていること
 - CDMプロジェクトへの参加が自主的であること
 - 締約国がCDMに参加する場合、DNA(指定国家機関)を設立していること
 - 非附属書 国であっても、京都議定書締約国であればCDMプロジェクトに参加することが可能
- ☞ 地元利害関係者のコメントを募り、受け取ったコメントの要約の提出、コメントに対してどのように適切な考慮を行ったのかについてDOEへの報告書が提出されていること
- ☞ 環境影響分析、又はホスト締約国の要請に沿った環境影響評価に関する文書がDOEに提出されていること
- ☞ 提案されているプロジェクトがなかった場合と比して、温室効果ガスの追加的な排出削減が予想されること
- ☞ ベースライン・モニタリング方法論が、CDM理事会によって既に承認済み方法論の要件又は新方法論を構築する方法や手順に関する要件を満たしていること
- ☞ モニタリング・検証・報告に関して、CDMのルールや関連するCMPの決定に従っていること
- ☞ その他のCDMルール、CMPやCDM理事会による関連する全ての決定に従っていること

バリデーション報告書(Validation Report)

バリデーション報告書に関してDOEは以下のことを行うことが必要

[\[CMP/2005/8/Ad1, p15 Ⅱ'540\]](#)

- ☞ CDM理事会へのバリデーション報告書の提出の前に、ホスト国による「当該プロジェクト活動が持続可能な開発の達成に貢献する」という確認を含め、関係締約国のDNAから書面による自主的参加の承認を受け取っていること
- ☞ 守秘義務に関する規定[\[CMP/2005/8/Ad1, p12 Ⅱ'527\(h\)\]](#)に従いPDDを公表すること
- ☞ 提案されたプロジェクトの有効性を決定した場合、PDD、ホスト締約国の書面による承認、受け取ったコメントへの対応についての説明を含むバリデーション報告書によって、CDM理事会に登録申請を提出すること
- ☞ CDM理事会に提出した後、バリデーション報告書を公表すること

参考:承認済み方法論の改定とバリデーション [\[EB50 Anx48, Ⅱ'56\]](#)

- ☞ 改定前の承認済み方法論を使ったPDDをバリデーションにおけるパブリック・コメント受付のために公開していたものの、猶予期間中(7-7参照)に登録申請できなかった場合、プロジェクト参加者は改定後の方法論を適用してPDDを改定しなければならない
- ☞ 改定したPDDは、CDM理事会が方法論を改定する際に指示していない限り、登録申請前に、パブリック・コメント受付のために再度公開する必要はない
- ☞ 同様に、プロジェクト参加者が改定後の方法論の要素を使用するよう要求された場合(承認済み方法論の逸脱時等)、パブリック・コメント受付のための再公開を行う必要はない

12. CDMプロジェクトの登録

12-1. 登録申請の手順

(バージョン01) [EB54 Anx28]

DOE (及びプロジェクト参加者)

UNFCCC事務局 (及びCDM理事会)

(1) DOEは、提案されたプロジェクトが「CDM有効化審査マニュアル(CDM-VVM)」及びその他のCDMの要件を満たしていることを確認した後に登録申請を提出する。DOEは、登録申請用の最新のコンプライトネス・チェックリストに記載されている登録申請に必要な書類をそろえ、UNFCCC事務局よりDOEに対して提供されるインターネットによる電子申請ツールを用いて提出する。

(3) DOEは、個別の参照番号及び登録料をプロジェクト参加者に通知する

(4) プロジェクト参加者は、個別の参照番号を特定した銀行送金によって、必要な登録費用を支払う。DOEは、電子申請ツールを用いて、支払い証明を提出する。当該プロジェクトが適用する方法論が修正や撤廃、又はCDM理事会によって一時停止されている場合、「ベースライン方法論等の改定手順」[EB35 Anx13]に記載されている期日から、**20日以内**に支払証明を提出するか、**40日以内**に登録料を支払うことが必要。

(2) 事務局は、DOEに対して、提案されたプロジェクトに対する個別の参照番号及びCDM理事会で採択されている最新のガイドラインを用いて計算した登録料を通知する

(5) 事務局は、登録料を受領したすべての登録申請プロジェクトのリストを一般に公開する。開始予定日を含む登録申請手順のスケジュールも公開される。これらのプロジェクトの登録申請手順の開始日は、事務局の事業計画(月毎の枠を含む)に組み込まれる。

(6) 事務局は**7日以内**に、登録申請に関するコンプライトネス・チェックリスト(ver.01.0/2010年6月10日)に基づき、登録申請書類が完全であるかどうかについて、コンプライトネス・チェックを実施する

(7) コンプライトネス・チェック完了後、事務局はMoCフォーム(4-7参照)によって特定されているプロジェクト参加者とDOEに対してコンプライトネス・チェックの結果を通知し、一般に公開する(申請書類がコンプライトネス・チェックリストの要求事項を満たさない場合、登録申請書類を修正して提出することが可能だが、新規の登録申請提出として扱われる)

(8) 登録申請書類がコンプライトネス・チェックリストの要求事項を満たすと事務局が判断した場合、事務局は登録申請に関する情報・報告チェックリスト(ver.01.0/2010年6月10日)に基づき、**23日以内**に情報及・報告チェックを行ない、それらを一般に公開する

(9) 情報・報告チェック終了後、事務局はMoCフォームによって特定されているプロジェクト参加者とDOEに対して、情報・報告チェックの結果を通知し、一般に公開する(申請内容が情報・内容チェックリストの要求事項を満たさない場合、登録申請を修正して提出することが可能だが、新規の登録申請提出として扱われる)

(10) 登録申請の内容が情報・報告チェックリストの要求事項を満たすと事務局が判断した場合、事務局は登録申請をUNFCCCのCDMウェブサイトに掲載する(この時点で、登録申請がCDM理事会に受領されたと思われる)

(11) 事務局は、MoCフォームによって特定されているプロジェクト参加者、関係締約国のDNA及びDOEに対して、事務局が登録申請をウェブサイトに掲載し、登録申請がCDM理事会に受領されたこと、登録に対する再審査(レビュー)要請が可能な期限(登録申請のウェブサイト掲載の**28日後**)を通知する

(12) 事務局は登録申請がウェブサイトに掲載されてから**14日以内**に、プロジェクトの登録申請の概要を作成しCDM理事会に送付する

登録申請のウェブ掲載後、28日以内(最終日の時刻が17:00GMT)に、プロジェクトの関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上から再審査(レビュー)要請があるかどうか

要請があった場合

→12-2へ

要請がなかった場合

(13) CDM理事会はCDMプロジェクトとして登録する

「再審査要請及び決定と再審査評価に関するガイドライン」がある [EB59 Anx14]

(1) 再審査の開始

- ☞ 申請されたプロジェクトの関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上から再審査(レビュー)要請があった場合、UNFCCC事務局は以下を実施する
プロジェクト参加者及びプロジェクトをバリデーションしたDOEに通知する
無記名の再審査要請フォームを一般に公開する
登録・発行チーム(RIT)から再審査要請の評価に参加する2名の専門家を指名し、その中から事務局との連絡に責任を持つ担当者1名を指名する
関係締約国による再審査要請は、DNA機関から、正式な通信手段(例えば、機関の正式なレターヘッドや署名付きの文書、又は正式な電子メールアカウント)によって、事務局を通じてCDM理事会に送られることが必要 [EB54 Anx28 // 520]
- ☞ プロジェクト参加者とDOEは、再審査要請によって指摘されたそれぞれの問題点について、通知を受けてから**28日以内**に、以下のいずれかによって返答する
PDD及び/又はバリデーション報告書を修正する
PDD及び/又はバリデーション報告書を修正する必要がないことを文面にて通知する
- ☞ 事務局は、登録申請に対する再審査の開始日を決定し、それらを一般に公開する。開始日が決まり次第、事務局はプロジェクト参加者及びDOEに伝える。再審査の開始日は事務局がプロジェクト参加者及びDOEに再審査が開始されたことを通知した日とする。

(2) 評価

- ☞ 事務局はプロジェクト参加者及びDOEの返答を考慮しながら、再審査要請理由の観点から登録申請の評価を作成する。同時期にまた独立して、RITの専門家チームはプロジェクト参加者及びDOEの返答を考慮しながら、再審査要請理由の観点から登録申請の評価を作成する。事務局とRIT専門家チームは、それぞれの評価を再審査の開始日から、**2週間以内**に完了する。
- ☞ それぞれの評価は決定案を含み、決定案は、(a)プロジェクトを登録する、(b)登録申請を却下する、のいずれかを提案するものとする。もし決定案がプロジェクトの登録申請を却下する場合、評価は決定内容及びその理由の説明とその正当性が含まれていることが必要。
- ☞ さらに事務局とRIT専門家チームの両者は、評価に際して、CDMの政策や目的に照らして非常に重要な政策課題を明らかにする。事務局はCDM理事会議長と協議し、それらの課題について、背景や政策オプション案を準備してCDM理事会の議題に反映する。
- ☞ RIT専門家チームは事務局を通じて、CDM理事会に対してその評価を伝える。事務局はCDM理事会に対して、それぞれの評価結果及びプロジェクト参加者やDOEからの返答やプロジェクト関連文書に対する修正を提出する。

(3) CDM理事会による検討

- ☞ 事務局による評価及びRIT専門家チームの評価結果が同じで、CDM理事会メンバーから**20日以内**に反対意見が無い場合、その評価はCDM理事会の最終決定となる。CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。
CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**2週間**以上前に反対意見を提出していた場合、プロジェクトの再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)
- ☞ 事務局による評価及びRIT専門家チームの評価が異なり、その両方の決定内容をCDM理事会が次回CDM理事会会合の**2週間**以上前に受け取っていた場合、プロジェクトの再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる。)
- ☞ 再審査についての検討がCDM理事会会合の議題に含まれる場合、CDM理事会は、**プロジェクトを登録する又はプロジェクトの登録申請を却下する**、のどちらかを決定する

(4) 最終決定と裁定の実施

- ☞ 最終決定がプロジェクトの登録となった場合、事務局は最終決定が出た次の営業日にプロジェクトを登録する。登録の有効日は、最新の修正がされたバリデーション報告書の提出日、及び/又は関連する証明書類が提出されたとする。
- ☞ 最終決定がプロジェクトの登録申請の却下となった場合、事務局は最終決定が出た次の営業日にUNFCCC CDMウェブサイト上に情報を掲載する。さらに事務局は、CDM理事会による最終決定後**3週間**以内に最終決定をふまえた裁定案を含む情報ノートをCDM理事会議長に対して提出する。裁定案は決定の理由及び根拠を含む。
- ☞ CDM理事会議長の承認を経て、事務局は裁定案をCDM理事会に通知する。裁定案は、CDM理事会メンバーから**10日**以内に反対意見が無い場合、決定となる。CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。
CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**2週間**以上前に反対意見を提出していた場合、裁定案についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)
- ☞ 正式な裁定は、CDM理事会によって承認された後に事務局から一般に公開される。

プロジェクト参加者が自主的に登録申請を取り下げたい場合には、「登録申請の取消手順」がある [EB54 Anx27]

12-3. 登録料

[EB54 Anx29]

CDMプロジェクトの登録料

CDMプロジェクト参加者は、CDMプロジェクトの登録申請の際に登録料を支払う。登録料は、CER発行時に支払うべき「CDM制度の運用経費に充てるための徴収分 (SOP-Admin) (16参照)」に基づいて計算される。

☞ SOP-Adminは、ある暦年におけるCER発行要求に対して、

最初の15,000t-CO₂までは0.1米ドル/CER

15,000t-CO₂を超える分については0.2米ドル/CER

登録料は、申請するCDMプロジェクトのクレジット期間全体における平均年間排出削減量にSOP-Adminを乗じた額となる。

☞ 支払った登録料は、(CERの発行時に支払うべき)SOP-Adminから差し引かれる。結果として、登録料は、CER発行時に支払うべきSOP-Adminの前払いとなる。

上記計算に基づく登録料は最大350,000米ドルとする。

新規植林・再植林(A/R)CDMプロジェクトにおける登録料の計算については、「CER」を「吸収源による温室効果ガスの純吸収量」を意味する。

登録料の免除

以下の場合には登録料を支払う必要がない。

- ☞ クレジット期間全体における平均年間排出削減量が15,000t-CO₂を下回るCDMプロジェクト
- ☞ 後発発展途上国がホスト国となるCDMプロジェクト(この規定は、CER発行申請日における当該国の定義が適用される)
- ☞ 登録されたCDMプロジェクトの数が10件未満の国がホスト国となるCDMプロジェクト(この規定は、登録申請日における当該国の定義が適用される)

DOEはプロジェクト設計書に書かれている予想排出削減量の達成可能性について記述しなければならない。この記述が登録料算定の基準となる [EB11 Anx6, 112]

参考:登録料の例

予想年間排出削減量	登録料
10,000 t	-
15,000 t	\$ 1,500
30,000 t	\$ 4,500
100,000 t	\$ 18,500
1,000,000 t	\$ 198,500
1,757,500 t	\$ 350,000
3,000,000 t	\$ 350,000

参考:登録料の払戻し [EB54 Anx29 112-13]

- ☞ UNFCCC事務局が、あるCDMプロジェクトの「登録申請」についてUNFCCCウェブサイトに掲載する前に、DOEが登録申請を取り消した場合、登録料は全額払い戻される。
- ☞ UNFCCC事務局がCDMプロジェクトの「登録申請」についてUNFCCCウェブサイトに掲載した後、DOEが登録申請を取り消した場合、又はCDM理事会が登録を却下した場合、登録料は全額、支払った登録料のうち30,000米ドルを超える部分は払い戻される。

13. CDMプロジェクト実施後の変更

13-1. モニタリング計画の改定

(バージョン02)
[EB49 Anx28]

DOEが、登録されたプロジェクトの検証の過程で、モニタリング計画がモニタリング方法論に沿っていない、及び/又は登録されているPDDに記載されているモニタリング活動を反映していない場合、モニタリング計画の改定を申請しなければならない。CDMプロジェクト参加者は、CDM理事会議長によって承認されるまで改定されたモニタリング計画を適用することができない。モニタリング計画の改定の手順の概要は以下の通りである

- ☞ DOEがモニタリング計画改定の申請用紙、バリデーションに関する意見、改定されたモニタリング計画(見え消し版及びクリーン版)を提出する
- ☞ UNFCCC事務局は申請書類が揃っているかどうかについて確認した後に、登録・発行チーム(RIT)に評価を求める。RITは10日間以内に評価書を作成する。
- ☞ UNFCCC事務局はRITから評価書を受領後、10営業日以内に要約及び評価を作成し、CDM理事会議長及び関連するパネル/WG議長に送付する
- ☞ CDM理事会議長は、要約及び勧告案受領後10営業日以内に最終決定(改定を承認するか、条件付で承認するか、拒否するか)を行い、決定内容を公開する
- ☞ 上記の途中で、DOEに追加説明を求める場合や、パネル/WGやCDM理事会での検討が必要と判断される場合、最終決定に至るまでの時間がさらに必要となる

参考: モニタリング期間の変更 [EB41]

Rep. パラ78]

- ☞ DOEは検証プロセスにおける是正措置要求(corrective action request: CAR)の結果に基づく場合、モニタリング期間の変更を行うことができる

13-2. 発行申請提出前の逸脱(deviation)申請

(バージョン01)
[EB49 Anx26]

DOEは、登録済みのプロジェクトの文書条項からの逸脱(deviation)がある場合、CERの発行申請前にCDM理事会に通知し、そのような逸脱にどのように対応する予定なのか説明することが必要。DOEは、CDM理事会からのガイダンスを受けてからでなければ、さらなる手順を進めることができない。各パネルの議長は、それらの事項をパネルで検討すべきかどうかについてインプットを行う。(必要があれば)CDM理事会はそれらの事項について電子的手段で意志決定を行う。CDM理事会がガイダンスを出す場合、すべてのDOEとプロジェクト参加者が活用できるような一般的な説明を行うことを考慮する。承認済みのモニタリング計画からの逸脱申請の手順の概要は以下の通りである

- ☞ DOEが検証において、プロジェクト参加者が承認済みモニタリング計画から逸脱していると判断した場合、検証/認証を行う前にCDM理事会に対して通知しガイダンスを求めるための申請を行う
- ☞ UNFCCC事務局は申請書類が揃っているかどうかについて20営業日以内に確認し、揃っている場合には公開する
- ☞ UNFCCC事務局が申請書類の公開後、10営業日以内に要約及び勧告案を作成し、CDM理事会議長及び関係するパネル/WG議長に送付する
- ☞ CDM理事会議長は、要約及び勧告案受領後5営業日以内に最終決定(逸脱を受容するか拒否するか)を行い、決定内容を公開する
- ☞ 上記の途中で、DOEに追加説明を求める場合や、パネル/WGやCDM理事会での検討が必要と判断される場合、最終決定に至るまでの時間がさらに必要となる

13-3 登録済みPDDの記載内容からの変更

登録済みPDD記載内容からの変更におけるタイプ別の評価のためのガイドライン (バージョン1) [EB48 Anx67]

- 以下少なくとも1点以上に影響を与える永続的な変更があった場合、DOEは登録済みPDD記載内容からの変更として通知し承認を申請しなければならない

プロジェクトの追加性に影響を与える変更

このカテゴリーでは以下のような変更が含まれる

- (a) 設備容量や設備数の増大、又はPDD記載より劣った技術の採用による設備容量や設備数の減少による、設備能力の実質的な変更
 - (b) 構成要素の追加、又は技術の拡張
 - (c) 複数のサイトで登録されたプロジェクトにおいて、一つ又は複数のサイトにおけるプロジェクト活動の減少又は追加
 - (d) プロジェクト参加者の管理下にある排出削減量の決定に関係のある実稼働に関する値の違いで、それが登録されたPDDに記載されているIRRのベンチマーク比較に影響を与える場合
- ⇒ プロジェクトの追加性は、CDMとして進めるという決定を行った時点におけるプロジェクトに固有の条件(投資額、コスト、障壁、関連法等)を反映している。したがって、プロジェクトがPDD記載内容に沿った実施ではない場合、これらの条件は変わるためプロジェクトの追加性について再評価されるべきである。
 - ⇒ DOEは、登録済みPDDの中で影響を受けるデータ/情報がどのような由来なのかを評価し、前提としたオリジナルのデータ/情報が正しいかどうかについて審査しなければならない
 - ⇒ 追加性の再評価は、オリジナルのインプット・データに基づいて行われることが必要。例えば投資分析の場合、基本的にはオリジナルの表計算シートにおいて修正された重要なパラメータのみを変更させる。
 - ⇒ 追加性の証明に際して障壁のみで説明してある場合、新たな環境の下でなぜその障壁が有効なのかについて説明することが必要

CDMプロジェクトの規模の変更

- ⇒ このカテゴリーでは、プロジェクト規模の変更によって小規模CDMの定義に合致しなくなり、簡易化された方法論の適用ができなくなった場合のことをいう
- ⇒ 規模の変更の評価は、小規模CDMのタイプ別(I, II, III)を行う(18-1参照)

ベースライン方法論の適用や適用可能条件に影響を与える変更

- ⇒ このカテゴリーでは以下のいずれかの変更が含まれる
 - (a) 採用した方法論が適用ができなくなった場合
 - (b) 他の方法論が適用できていた場合
 - (c) 他のベースラインシナリオの方がより適切な場合
- ⇒ CDM理事会によって承認された方法論の使用から変更する場合、登録されたプロジェクトのベースライン方法論の適用可能条件及び適用について再評価することが必要

登録済みPDD記載内容からの変更通知及び承認申請するための手順 (ver.1) (バージョン1) [EB48 Anx66]

この手順は、(a)登録済みPDDの記載内容に沿ってプロジェクトが実施されていない、又は(b)プロジェクト実施後に登録済みPDDの記載内容からの永続的な変更がありCERが発行されている、という状況において登録済みPDD記載内容からの変更があった場合、DOEによって進められる手順の詳細については[EB48 Anx66]を参照

14. 検証及び認証

検証 (verification) とは、モニタリング結果について定期的に独立審査を行い、登録されたCDMプロジェクトによる排出削減量を事後的に決定すること

認証 (certification) とは、検証結果に基づき、DOEが書面によって排出削減量を確約すること[CMP/2005/8/Ad1.p18 1761]

- ☞ CDM理事会から例外として認められない限り、当該CDMプロジェクトのバリデーション/登録を行ったDOEは検証を行ってはならない[Procedures for making the monitoring report available to the public in accordance with paragraph 62 of the modalities and procedures for the CDM version 01 / 7 April 2005. para1]
- ☞ 検証及び認証を行う時期や頻度については特に規定されていない

検証及び認証の手順 [Procedures for making the monitoring report available to the public in accordance with paragraph 62 of the modalities and procedures for the CDM version 01 / 7 April 2005] [CMP/2005/8/Ad1.p18 para62-63]

(1) DOEが、PDF形式にしたモニタリング報告書を、専用アクセスを用いて UNFCCC CDMウェブサイトにて直接公開する。その際には、登録済みプロジェクトリスト一覧からアクセス可能とし、モニタリング報告書の対象期間の開始・終了日を明記する。

(2) DOEがモニタリング報告書を公開した後直ちに、UNFCCC 事務局は CDMニュースによって、モニタリング報告書が公開されたことを一般公表するとともに、DOE及びMoC(4-7参照)に沿ってプロジェクト参加者に通知する。モニタリング報告書が公開されるウェブページにおいては、以下の情報を含む。

- ☞ CDMプロジェクト名及びCDM理事会参照番号
- ☞ PDF形式のモニタリング報告書へのリンク
- ☞ プロジェクト参加者が契約したDOEの名前
- ☞ 当該CDMプロジェクトのバリデーション及び登録を行ったDOEの名前

(3) 検証及び認証についてプロジェクト参加者と契約したDOEは、モニタリング報告書を公開した後、以下を実施する

- ☞ 関連書類が登録されたPDD及び関連するCMP決定条項の要求事項に沿っているかどうかを決定する
- ☞ 必要に応じて現地査察を行い、操業記録の審査、プロジェクト参加者や地元の利害関係者へのインタビュー、測定情報の収集、確立された手法の観察、モニタリング機器の正確性のテスト等を実施する
- ☞ 必要に応じて、その他の情報源からの追加データを使用する
- ☞ モニタリング結果を審査し、温室効果ガス排出削減量を推測するためのモニタリング方法が正しく適用されているかどうか、それらの書類が完全に透明性があるかどうかについて検証する
- ☞ 必要に応じて、将来のクレジット期間におけるモニタリング方法を適切に変更することをプロジェクト参加者に推奨する
- ☞ 登録PDDのモニタリング計画に記載されている内容と整合した計算手順、及び必要に応じて上記で収集したデータと情報に基づいて、当該CDMプロジェクトがなかった場合には起こらなかったであろう温室効果ガス排出削減量を決定する
- ☞ 登録されたPDDと実際のプロジェクト活動との整合性に関する懸念があれば、これを特定してプロジェクト参加者に通知する。プロジェクト参加者はこうした懸念に対応し、関連する追加情報を提出する義務がある。
- ☞ プロジェクト参加者、関係締約国、CDM理事会に検証報告書を提出する。検証報告書は公表される。

(4) DOEは、検証報告書に基づいて、当該CDMプロジェクトが特定期間に達成した、当該CDMプロジェクトがなかった場合には起こらなかったであろう温室効果ガスの排出削減量について、書面を用いて認証する。またDOEは、認証結果を直ちにプロジェクト参加者、関係締約国、CDM理事会に通知するとともに、認証報告書を公表する。

15. CERの発行

15-1. CER発行申請の手順

(バージョン01) [EB54 Anx35]

DOE
(及びプロジェクト参加者)

UNFCCC事務局(及びCDM理事会)

(1) DOEは、モニタリング報告書を検証し、同報告書で要求されているCERの量を認証し、「CDM有効化審査マニュアル(CDM-VVM)」及びその他CDMの要件を満たしているかどうかを確認した後に、CER発行申請を提出する。DOEは、発行申請用の最新のコンプライトネス・チェックリストに記載されている必要な文書を提出する。DOEは、発行申請に必要な書類をそろえ、UNFCCC事務局よりDOEに対して提供されるインターネットによる電子申請ツールを用いて提出する。

(2) 事務局は、CER発行申請が提出されたすべてのリストを一般に公開する。開始予定日を含むCER発行申請手順のスケジュールも公開される。これらの発行申請手順の開始日は、事務局の事業計画(月毎の枠を含む)に組み込まれる。

(3) 事務局は**7日以内**に、CER発行申請に関するコンプライトネス・チェックリスト([ver.01.0/2010年6月10日](#))に基づき、CER発行申請書類が完全であるかどうかについて、コンプライトネス・チェックを実施する

(4) コンプライトネス・チェック完了後、事務局はMoCフォーム([4-7参照](#))によって特定されているプロジェクト参加者とDOEに対してコンプライトネス・チェックの結果を通知し、一般に公開する(申請書類がコンプライトネス・チェックリストの要求事項を満たさない場合、CER発行申請書類を修正して提出することが可能だが、新規の発行申請提出として扱われる)

(5) CER発行申請書類がコンプライトネス・チェックリストの要求事項を満たすと事務局が判断した場合、事務局は発行申請に関する情報・報告チェックリスト([ver.01.0/2010年6月10日](#))に基づき、**23日以内**に情報及・報告チェックを行い、それらを一般に公開する

(6) 情報・報告チェック終了後、事務局はMoCフォームによって特定されているプロジェクト参加者とDOEに対して、情報・報告チェックの結果を通知し、一般に公開する(申請内容が情報・内容チェックリストの要求事項を満たさない場合、登録申請を修正して提出することが可能だが、新規の登録申請提出として扱われる)

(7) CER発行申請の内容が情報・報告チェックリストの要求事項を満たすと事務局が判断した場合、事務局は発行申請をUNFCCCのCDMウェブサイトに掲載する(**この時点で、発行申請がCDM理事会に受領されたと見なされる**)

(8) 事務局は、MoCフォームによって特定されているプロジェクト参加者、関係締約国のDNA及びDOEに対して、事務局がCER発行申請をウェブサイトに掲載し、発行申請がCDM理事会に受領されたこと、発行に対する再審査(レビュー)要請が可能な期限(発行申請のウェブサイト掲載の**28日後**)を通知する

(9) 事務局はCER発行申請がウェブサイトに掲載されてから**14日以内**に、発行申請の概要を作成しCDM理事会に送付する

発行申請のウェブ掲載後、28日以内(最終日の時刻が17:00GMT)に、プロジェクトの関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上から再審査(レビュー)要請があるかどうか

要請があった場合 → 15-2へ

要請がなかった場合

(10) CDM理事会はCDM登録簿管理者に対して、特定された量のCERをCDM登録簿の保留口座に発行することを指示する。CDM理事会のCDM登録簿管理者に対する指示は、MoCフォームによって特定されているプロジェクト参加者に対しても伝えられる。事務局は発行指示について一般に公開する。

参考: CER発行申請ガイドライン
DOEは、UNFCCC CDMウェブサイト上でモニタリング報告書を公開後、検証に着手した活動についてのみ、検証の対象としCDM理事会へCER発行申請を提出することとする [EB60 Rep. I] 1011

「再審査要請及び決定と再審査評価に関するガイドライン」がある [EB59 Anx14]

(1) 再審査の開始

- ☞ CER発行申請されたプロジェクトの関係締約国、又はCDM理事会メンバー3名以上から再審査(レビュー)要請があった場合、UNFCCC事務局は以下を実施する

プロジェクト参加者及びCER発行に関して検証・認証したDOEに通知する
無記名の再審査要請フォームを一般に公開する

登録・発行チーム(RIT)から再審査要請の評価に参加する2名の専門家を指名し、その中から事務局との連絡に責任を持つ担当者1名を指名する
関係締約国による再審査要請は、DNA機関から、正式な通信手段(例えば、機関の正式なレターヘッドや署名付きの文書、又は正式な電子メールアドレス)によって、事務局を通じてCDM理事会に送られることが必要 [EB54 Anx28.11.20]

- ☞ プロジェクト参加者とDOEは、再審査要請によって指摘されたそれぞれの問題点について、通知を受けてから**28日以内**に、以下のいずれかによって返答する
モニタリング報告書・付属する表計算シート、検証報告書及び/又は認証を修正する
モニタリング報告書、検証報告書及び/又は認証を修正する必要がないことを文面にて通知する

- ☞ 事務局は、発行申請に対する再審査の開始日を決定し、それらを一般に公開する。開始日が決まり次第、事務局はプロジェクト参加者及びDOEに伝える。再審査の開始日は事務局がプロジェクト参加者及びDOEに再審査が開始されたことを通知した日とする。

(2) 評価

- ☞ 事務局はプロジェクト参加者及びDOEの返答を考慮しながら、再審査要請理由の観点から発行申請の評価を作成する。同時期にまた独立して、RITの専門家チームはプロジェクト参加者及びDOEの返答を考慮しながら、再審査要請理由の観点から発行申請の評価を作成する。事務局とRIT専門家チームは、それぞれの評価を再審査の開始日から、**2週間以内**に完了する。
- ☞ それぞれの評価は決定案を含み、決定案は、(a)発行申請を承認する、(b)発行申請を却下する、のいずれかを提案するものとする。もし決定案が発行申請を却下する場合、評価は決定内容及びその理由の説明とその正当性が含まれていることが必要。
- ☞ さらに事務局とRIT専門家チームの両者は、評価に際して、CDMの政策や目的に照らして非常に重要な政策課題を明らかにする。事務局はCDM理事会議長と協議し、それらの課題について、背景や政策オプション案を準備してCDM理事会の議題に反映する。
- ☞ RIT専門家チームは事務局を通じて、CDM理事会に対してその評価を伝える。事務局はCDM理事会に対して、それぞれの評価結果及びプロジェクト参加者やDOEからの返答やプロジェクト関連文書に対する修正を提出する。

(3) CDM理事会による検討

- ☞ 事務局による評価及びRIT専門家チームの評価結果が同じで、CDM理事会メンバーから**10日以内**に反対意見が無い場合、その評価はCDM理事会の最終決定となる。CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。

CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**2週間**以上前に反対意見を提出していた場合、再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)

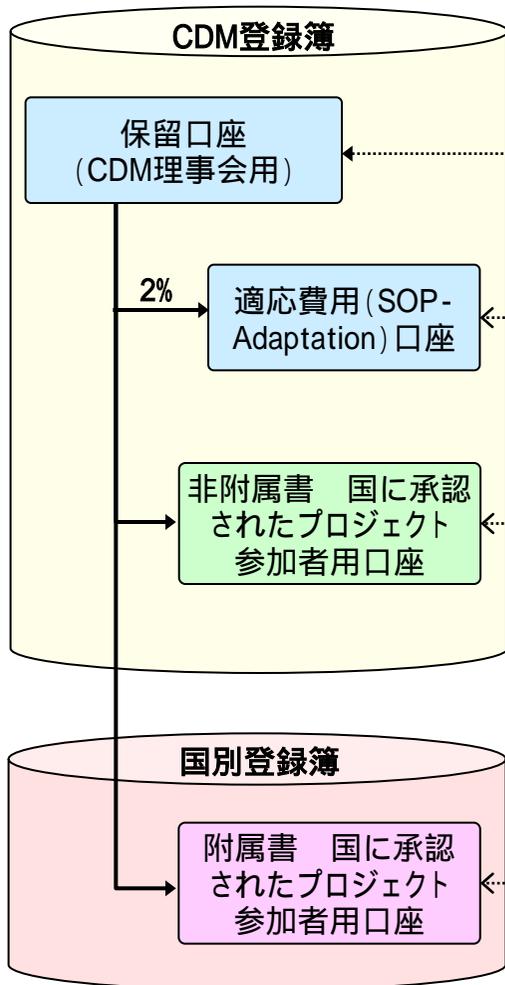
- ☞ 事務局による評価及びRIT専門家チームの評価が異なり、その両方の決定内容をCDM理事会が次回CDM理事会会合の**2週間**以上前に受け取っていた場合、再審査についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる。)
- ☞ 再審査についての検討がCDM理事会会合の議題に含まれる場合、CDM理事会は、**発行申請を承認する又は発行申請を却下する**、のどちらかを決定する

(4) 最終決定と裁定の実施

- ☞ 最終決定が発行申請の承認となった場合、CDM理事会はCDM登録簿管理者に対して、特定された量のCERをCDM登録簿の保留口座に発行することを指示する。CDM理事会のCDM登録簿管理者に対する指示は、MoCフォームによって特定されているプロジェクト参加者に対しても伝えられる。事務局は発行指示について一般に公開する。
- ☞ 最終決定が発行申請の却下となった場合、事務局は最終決定が出た次の営業日にUNFCCC CDMウェブサイト上に情報を掲載する。さらに事務局は、CDM理事会による最終決定後**3週間**以内に最終決定をふまえた裁定案を含む情報ノートをCDM理事会議長に対して提出する。裁定案は決定の理由及び根拠を含む。
- ☞ CDM理事会議長の承認を経て、事務局は裁定案をCDM理事会に通知する。裁定案は、CDM理事会メンバーから**10日以内**に反対意見が無い場合、決定となる。CDM理事会メンバーからの反対意見がある場合は、書面による理由とともに、事務局を通じてCDM理事会議長に提出する。また事務局は反対意見をCDM理事会に通知する。
CDM理事会メンバーが次回のCDM理事会会合の**2週間**以上前に反対意見を提出していた場合、裁定案についての検討が次回のCDM理事会会合の議題に含まれる(それ以外の場合はその次のCDM理事会会合の議題になる)
- ☞ 正式な裁定は、CDM理事会によって承認された後に事務局から一般に公開される。

プロジェクト参加者が自主的にCER発行申請を取り下げたい場合には、「CER発行申請の取消手順」がある [EB54 Anx33]

16. CERの分配



CDM理事会からのCERの発行指示に基づいて、CDM登録簿管理者(23-2参照)が、指定量のCERをCDM登録簿内の保留口座に速やかに発行する [CMP/2005/8/Ad1, p19 Ⅱ 766]
CERの発行(及び分配)は、CDM制度の運用経費に充てる徴収分(SOP-Admin:管理費用)が支払われた後に行われる [CMP/2005/8/Ad1, p98 Ⅱ 737]

- ☞ 管理費用(SOP-Admin)は
ある暦年において発行請求されたCERについて、最初の15,000t(CO₂換算)までは、0.1米ドル/CER
ある暦年において発行請求されたCERについて、15,000t(CO₂換算)を超える分については、0.2米ドル/CER。 [EB23 Anx35, Ⅱ 71]
- ☞ (支払い済みの)CDMプロジェクトの登録料分(12-3参照)は、管理費用の負担額から控除される
- ☞ 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、登録料及びSOPを支払う必要はない [EB37 Anx20, Ⅱ 75]

発行されたCERのうち2%分が、気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てる分担分(SOP-Adaptation:適応費用)として差し引かれる [CP/2001/13/Ad2, p23 Ⅱ 715(a)]

- ☞ 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、差し引かれない [CP/2001/13/Ad2, p23 Ⅱ 715(b)]

CERはプロジェクト参加者の申請に従い、登録簿内の口座に転送される [CMP/2005/8/Ad1, p20 Ⅱ 766(b)]
CERの分配に関する決定は、プロジェクト参加者のみによって行われる [Glos ver5, p25]

- ☞ プロジェクト参加者は、登録時又はそれ以降に示した「プロジェクト参加者とCDM理事会の連絡方法(4-7参照)」に従い、文書でUNFCCC事務局を通じて、CDM理事会に(分配比率を)連絡しなければならない。
- ☞ あるプロジェクト参加者がCER分配比率に関与しないことを希望する場合、遅くとも分配に関する申請を行う時まで、UNFCCC事務局を通じてCDM理事会に連絡しなければならない
- ☞ CER分配に関する申請の変更は、プロジェクト参加者全てが同意し、署名入りの適切な文書がある場合のみ可能 [Glos ver5, p26]

発行されたCERについて、1回の取引において部分的に分配することが可能 [EB21 Rep, Ⅱ 770]

参考: CDM登録簿からのCERの移転

非附属書 国及びそれらの締約国にプロジェクトへの参加を承認されたプロジェクト参加者は、CDM登録簿内の保有口座から、(附属書 国の)国別登録簿口座にCERを移転することができる [CP/2004/2/, p15 Ⅱ 758]

17. クレジット期間の更新

登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間の更新手順 (Ver. 6) [EB63 Anx29]

登録済みのCDMプロジェクトのクレジット期間の更新は、元のベースラインが依然有効又は適用可能な新しいデータを元に更新されていることをDOEが決定し、CDM理事会に通知して初めて有効となる

(1) 改定PDDの作成

プロジェクト参加者は、PDDの中で承認済み方法論を用いたベースライン、排出削減量の推計、モニタリング計画に関する部分について、以下のように更新しなければならない:

- ☞ a) 元のPDDに適用した承認済み方法論について、活用可能な最新のものを用いなければならない
- ☞ b) 元のPDDに適用した方法論が当該CDMプロジェクトの登録以降に撤廃され統合方法論によって代替された場合、その統合方法論の最新のものを
用いなければならない
- ☞ c) クレジット期間の更新を行う当該CDMプロジェクトについて、元のPDDに適用した方法論の改定やベースラインの更新によって上記a)、b)を行えない場合、そのほかの適用可能な承認済み方法論を用いるか、DOEを通じて逸脱申請(7-6参照)を行うかのいずれかを選択する

元の、あるいは更新されたベースラインの有効性の実証については、ベースライン・シナリオの再評価を求めるものではなく、そのシナリオからの排出されるであろう排出量の評価を行うものである

(2) クレジット期間の更新申請

登録済みのCDMプロジェクトのクレジット期間の更新を行う意図のあるプロジェクト参加者は、現在のクレジット期間が終了する6~9カ月前に、改定されたPDDと選定したDOEに関する情報について、専用ウェブサイトを用いて事務局に提出する

- ☞ クレジット期間の更新に際しては、関係締約国から新たに承認レターを獲得する必要はない
- ☞ クレジット期間の更新申請に際して、申請料は必要ない

DOEのバリデーションは元の、あるいは更新されたベースラインの有効性について、以下の点を評価しなければならない

- ☞ 関連するCDM理事会のガイダンスを考慮に入れつつ、新たな国家及び/又は部門政策や状況がベースライン・シナリオに与える影響
- ☞ 本の、あるいは更新されたベースラインの有効性、及び該当するクレジット期間における排出削減量の推計に関する承認済み方法論の適用の正確性

DOEは、「登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間更新用紙(F-CDM-REN)」及び改定されたPDDとバリデーション報告書を提出することにより、クレジット期間の更新の申請を行う

現在のクレジット期間が終了する日の6カ月前までに、クレジット期間の更新申請の通知を事務局が受領しなかった場合、当該CDMプロジェクトは、そのクレジット期間を超えてCERの発行を行うことはできない(クレジット期間が更新されたと見なされた日からは再度発行可能)

(3) 申請の処理

登録済みCDMプロジェクトのクレジット期間の更新の申請の受領後、事務局はDOEからの提出書類と情報がそろっているかどうかを確認する

事務局は、申請について確認した後、登録されたCDMプロジェクトがクレジット期間の更新を申請していることについてUNFCCCウェブサイトにて4週間公開するとともに、申請したDOE、プロジェクト参加者及びDNAに連絡する

4週間以内に、再審査の申請がなければ、クレジット期間が更新されたと見なされる

☞ 更新されたクレジット期間の開始日は、前のクレジット期間の終了日の翌日とする

ステップ1 次期クレジット期間における現行ベースラインの有効性の評価

ステップ1.1 現行ベースラインに関連する義務的な国家・産業政策の遵守に関する評価

(今回の)クレジット期間更新のための申請時点において、現行ベースラインが、バリデーションのための書類提出(又は前のクレジット期間更新のための書類提出)以降に効力が生じたすべての関連する義務的な国家・産業政策を遵守しているかどうか？

ノー、又はそれらの政策が体系的に執行されておりその国又は地域において広く一般的に遵守されている場合

している

ステップ1.2 状況変化の影響評価

ベースラインシナリオそのものの再評価はせずに、現行ベースライン排出量についてクレジット期間の更新を申請する時点で存在している状況変化の影響の評価を行う。新たな状況において、現行ベースラインの有効性が継続されると言えるのか？

言えない

言える

ステップ1.3 現行ベースラインにおいて使用すると仮定した機器を継続使用すると再度仮定することの技術的観点からの可能性評価

本ステップはベースラインが現行状態の継続である場合についてのみ適用される。当該CDMプロジェクトがなかったとした場合に継続使用されていたと仮定した機器の技術的な寿命の残存期間が、更新を申請するクレジット期間を超えているかどうか？

超えていない

超えている

オプション: クレジット期間をベースラインで使用されている設備の技術的な耐用年数に限る

ステップ1.4: データ及びパラメータの有効性の評価

クレジット期間の開始時点で決定し、クレジット期間中にはモニタリングを行っていないすべてのデータ及びパラメータがまだ有効かどうか？下記のケースが当てはまる場合には更新が必要。

有効でない

- ☞ IPCCデフォルト値を使用している場合、新たなデフォルト値がIPCCによって決定され出版されていたら更新する
- ☞ 現行クレジット期間において1回だけ使用した排出係数やベンチマーク等について更新が必要(それらの数値が当該プロジェクトサイトにおける過去の状況に基づいて決定されたものであり、CDMプロジェクトの実施によってそうした状況が変化しており更新ができない場合を除く)

有効

ステップ1の各ステップにおいて、現行ベースラインとデータ及びパラメータが次のクレジット期間においても有効であると認められる場合、継続使用できる

次期クレジット期間について現行ベースラインの更新が必要

ステップ2: 現行ベースラインとデータ及びパラメータの更新

ステップ2.1 現行ベースラインの更新

ベースラインシナリオそのものの再評価はせずに、最新の承認済み方法論を用いて次期クレジット期間のために現行ベースライン排出量を更新する。クレジット期間更新の申請時点で効力のある産業政策や状況に沿っていることが必要。

ステップ2.2 データ及びパラメータの更新

ステップ1.4において、クレジット期間の開始時点で決定しクレジット期間中にはモニタリングを行っていないデータ及びパラメータが有効でない場合、それらを更新することが必要

18. 小規模CDM (SSC)

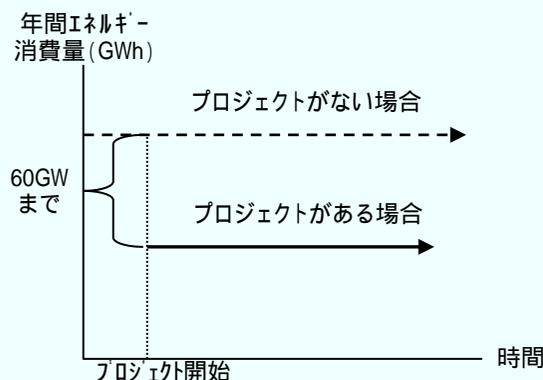
18-1. 小規模CDMの定義

下記に定義される小規模CDMについては、簡易化された様式・手順が適用可能である [CMP/2005/8/Ad1, p43-45]

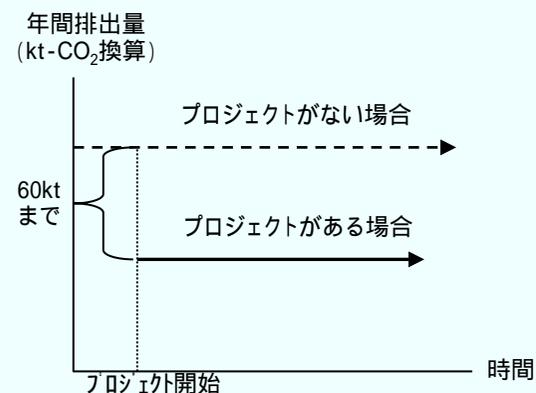
タイプI: 最大出力が15MW (= 1万5000kW) (又は同量相当分) までの再生可能エネルギープロジェクト [CMP/2006/10/Ad1, p8 ¶528(a)]

タイプII: エネルギー供給又は需要サイドにおける、年間の削減エネルギー量が60GWh (= 6000万kWh) (又は同量相当分) までの省エネルギープロジェクト

[CMP/2006/10/Ad1, p8 ¶528(b)]



タイプIII: その他、年間の排出削減量がCO₂換算で60kt (= 6万t) 未満のプロジェクト [CMP/2006/10/Ad1, p8 ¶528(c)]



小規模CDMプロジェクトの適格性 [EB55 Anx35 ¶53]

小規模CDMプロジェクトの活動は、クレジット期間の各年において小規模CDMの上限を超えないことが必要。ある年に上限を超えた場合、その年の排出削減量はプロジェクト参加者が提出した小規模CDMのPDDに記載されている最大値とする。

プロジェクト参加者は、クレジット期間において小規模CDMのそれぞれのタイプの上限を超えないことについて証明を提出しなければならない。上に示した3つのプロジェクトタイプは相互排他的である。2つ以上のタイプの活動から構成される小規模CDMプロジェクトでは、それぞれの活動が小規模CDMの上限を超えないことが必要(例えば再生可能エネルギーと省エネの両方によって構成されるプロジェクトは、再生可能エネルギーについてはタイプの条件を、省エネについてはタイプの条件を満たすことが必要)

複数の同じタイプに属する活動によって構成されるプロジェクトは、その合計規模が小規模CDMの上限を超えてはならない

「再生可能エネルギーの最大出力」の定義、「機器の効率」の定義等、小規模CDMの正確な定義については「小規模CDM方法論ガイドライン[EB55 Anx35]」に記載されている

参考: 機器の効率 [Glos ver5, p18]

☞ 機器の効率を決定するに際して、プロジェクト参加者は以下から選択しなければならない

- 簡易化された方法論(=CMP/2006/10/Ad1 p9 ¶528)に記載されている値
- 上記(a)が活用できない場合、同タイプの機器の国内基準値
- 上記(b)が活用できない場合、同タイプの機器の国際基準値 (ISOやIEC基準等)
- 上記(c)が活用出来ない場合、機器製造者の仕様値 (国内又は国際的な第三者認証機関によって試験され、認証されていることが必要)

18-2. 簡易化されたルール・手順

小規模CDMの定義に合致する場合、その取引コストを下げるため、通常のCDMプロジェクトと比べて、以下のような点で手順が簡易化されている

[CMP/2005/8/Ad1.p45 179]

- ☞ 複数の小規模プロジェクトをバンドリング(一括化)して、手順(PDD作成、バリデーション、登録、モニタリング、検証・認証)を行うことが可能
- ☞ プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
- ☞ ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
- ☞ モニタリング費用削減のため、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
- ☞ 同じDOE(指定運営組織)がバリデーションと検証・認証を行ってもよい

CDMプロジェクトにおけるリーケージの扱い

- ☞ (A/R(新規植林・再植林)以外の) CDMプロジェクト又はPoAにおいては、当該CDMプロジェクトの実施に起因し、計測可能なプロジェクト・バウンダリ外での人為的な温室効果ガス排出量の純変化をリーケージとして考慮する必要がある [Glos ver.6 p11]
- ☞ ARの大規模・小規模CDMプロジェクト又はPoAにおいては、当該CDMプロジェクト又はPoAの実施に起因し、計測可能なプロジェクト・バウンダリ外での温室効果ガス排出量の増加又は炭素ストックの減少をリーケージとして考慮する必要がある。 [Glos ver.6. p11]

小規模CDMプロジェクトにおけるサンプリング及び調査のための一般ガイドライン [EB50 Anx30]

- ☞ いくつかの承認済み方法論ではサンプル手法を用いる場合のパラメータの推計が必要である。このガイドラインは要求される信頼性の特定と適切なサンプル手法のためのガイダンスを提供するためにある。
- ☞ このガイドラインは最終消費における省エネルギーと再生可能エネルギー分野に焦点をあてているが、その適用はこれらの分野のみに限定されるものではない

参考: 簡易化されたベースライン・モニタリング方法論

- ☞ 「小規模CDM方法論ガイドライン」がある(バージョン16) [EB59 Anx9]
- ☞ 「CDM-SSC-PDD, F-CDM-SSC-Subm及び F-CDM-SSC-BUNDLE記入のためのガイドライン」がある(バージョン9) [EB34 Anx9]
- ☞ 「小規模CDMの簡易化された方法論に関する一般ガイダンスバージョン1.2」がある [EB41 Anx20]
- ☞ 通常のCDMと同様に、「承認済み小規模CDM方法論の適用に関する追加説明の申請手順バージョン1」(小規模植林・再植林CDMにも適用される)がある [EB34 Anx6]
- ☞ 同じく、「承認済み小規模CDM方法論の改定申請に関する手順バージョン1」がある [EB34 Anx7]
- ☞ 同じく、「小規模CDMの新方法論の提案に関する手順バージョン3」がある [EB40 Anx2]

小規模CDMの追加性 <http://cdm.unfccc.int/methodologies/SSCmethodologies/AppB_SSC_AttachmentA.pdf>

プロジェクト参加者は、以下に定義される「障壁」が一つ以上あるために、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないこと(追加性があること)を説明しなければならない

投資障壁

☞ 当該プロジェクトと比べて、採算上、実現性が高い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

技術的障壁

☞ 当該プロジェクトで採用する新技術のリスク(性能の不確実性や市場普及率の低さに起因)を低減する、技術的には低い代替シナリオ(ただし排出量は増大)がある

一般的な慣行に伴う障壁

☞ 一般的な慣行、既存の規制、又は政策的な必要性から採用される技術(ただし排出量は増大)がある

その他の障壁

☞ プロジェクト参加者が特定するその他の障壁(制度的な障壁、情報不足、経営資源、組織能力、資金源、又は新技術の採用能力)によって、プロジェクトがなかった場合には排出量が増大する

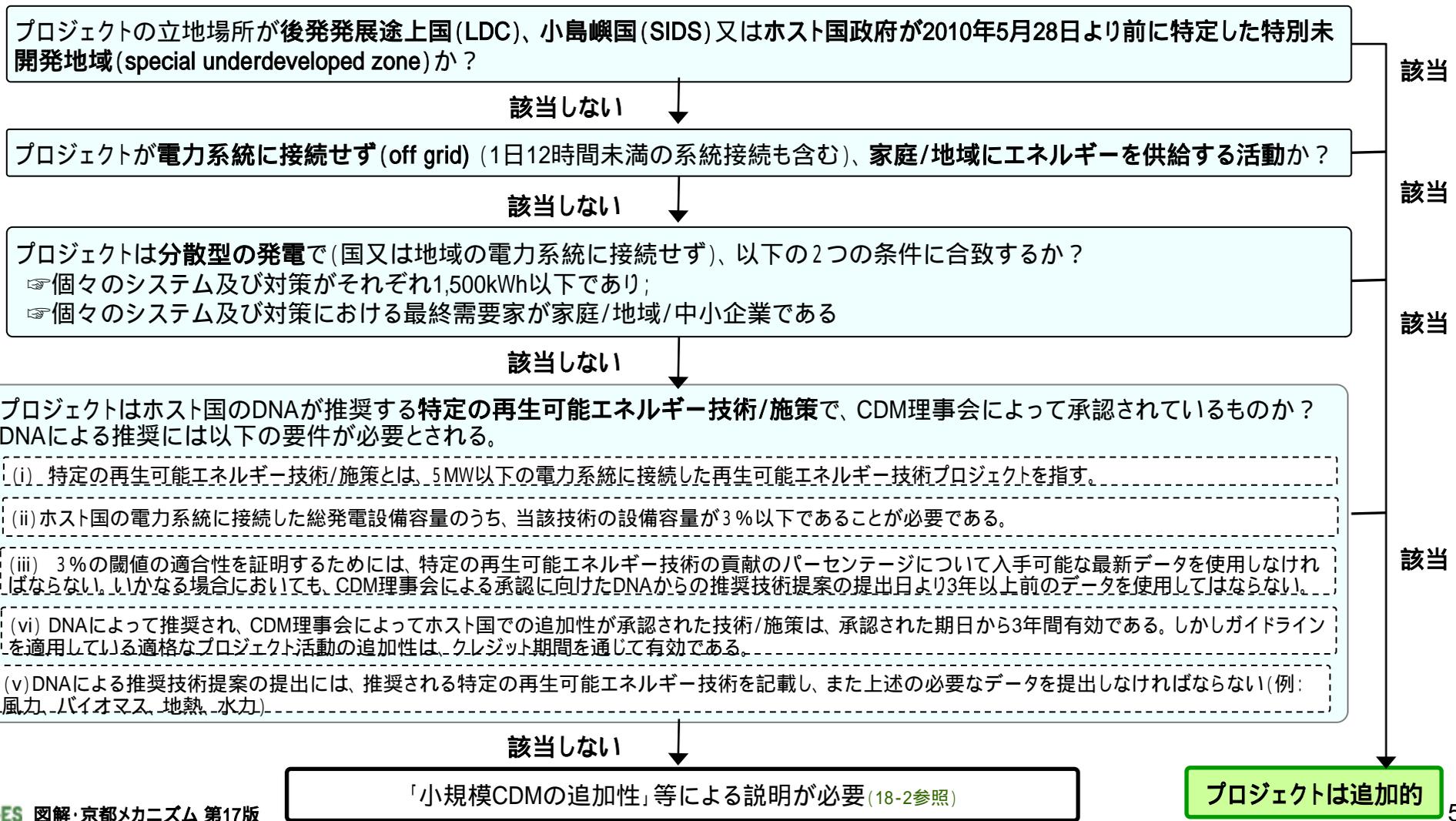
上記のような障壁を根拠とせず、定量的な根拠を用いて、CDMがなかった場合には当該プロジェクトが実施されないことについて説明してもよい

小規模CDMプロジェクトの追加性を証明するための非拘束の最善事例集 [EB35 Anx34]

- ☞ 投資障壁の事例としては、例えば、関連財務指標の活用、ベンチマーク分析の適用、簡易コスト分析(CDMが唯一の収入源の場合)を用いた投資費核分析の活用がある。そのような分析には、国又はグローバルな会計慣例及び基準の使用が推奨される。
- ☞ 資金へのアクセスの障壁の事例としては、銀行による融資承諾に際してCDMからの収入が不可欠であるという文書等、CDMがなかったとした場合に資本アクセスが限られることの実証が挙げられる
- ☞ 技術障壁の事例としては、技術を操業・維持できる人材が乏しいことの実証、技術を活用するためのインフラの欠如、技術の利用困難性や高い技術リスクが挙げられる
- ☞ 一般的な慣行に伴う障壁の事例としては、プロジェクトが技術、地理的、分野、投資や投資家のタイプ、市場等の点で、初めてであることの実証が挙げられる

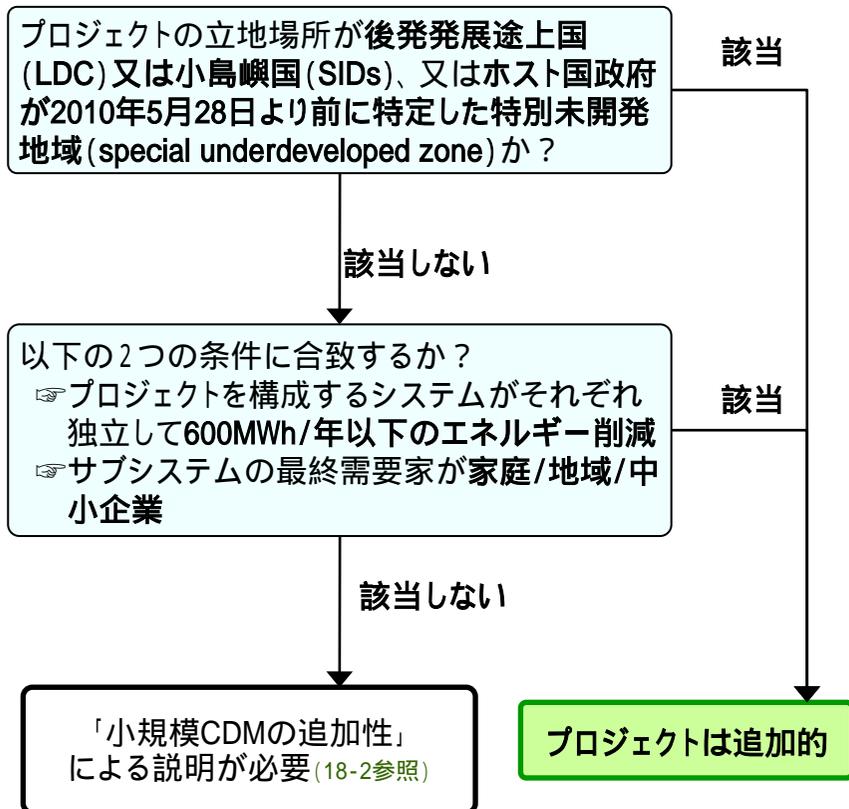
マイクロスケールCDMの追加性テストの免除 (バージョン02) [EB60 Rep, Anx25]
 出力5MW以下の再生可能エネルギー技術プロジェクト、20GWh/年未満の省エネプロジェクト、削減量20kt-CO₂e/年未満のプロジェクト(例、タイプIIIプロジェクト)について以下の条件をひとつでも示すものはマイクロスケールCDMと呼ばれ、通常の小規模CDMよりもさらに簡易化された追加性の実証が認められている [A172-4]
 プロジェクトの特性において追加性が認められるために、事実上、追加性テストが免除されているといえる
 PoA(プログラムCDM)の場合、マイクロスケールプロジェクトの追加性証明ガイドラインはPoAに含まれるCPAに適用される。 [EB60 Rep, A175]

出力5MW以下の再生可能エネルギープロジェクト ⇨ 小規模CDMのタイプI方法論に含まれる技術/施策はすべて適用の対象となる

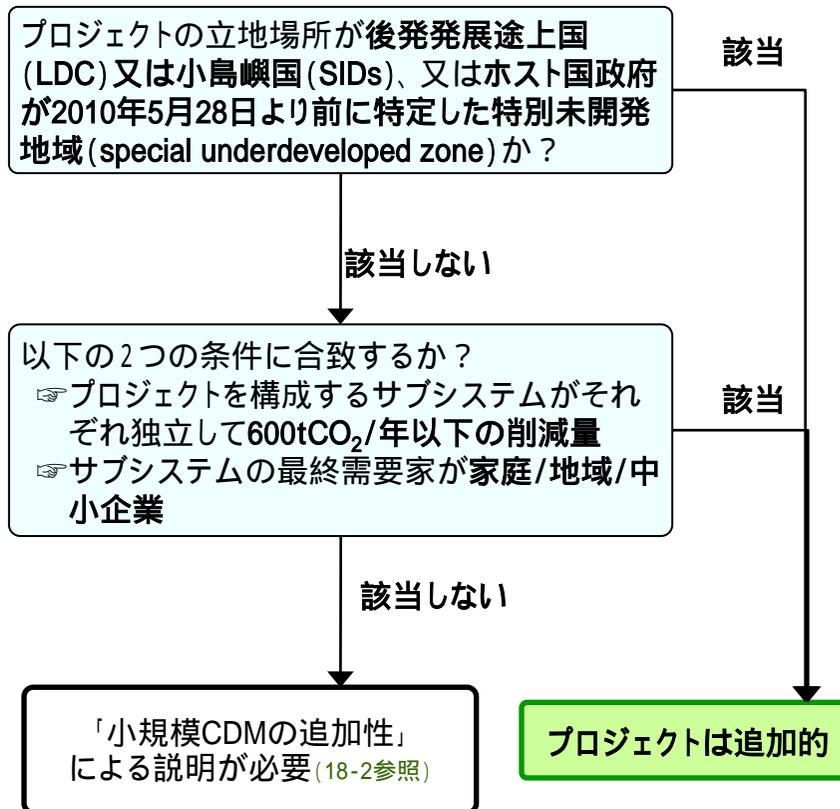


20GWh/年未満の省エネプロジェクト

☞ 小規模CDMのタイプII方法論に含まれる技術/対策はすべて適格性が考慮される[パラ74 Footnote5]

削減量20ktCO₂e/年未満のプロジェクト

☞ 小規模CDMのタイプIII方法論に含まれる技術/対策は広くすべて (AMS-III.V, III.P, III.Q, III.Wは除く)、適格性が考慮される[パラ74 Footnote5]



18-3. 小規模CDMプロジェクトのバンドリング(一括化)

バンドリング(一括化) [Glos ver6, p6]

バンドリングとは、複数の小規模CDMプロジェクト・小規模A/R(新規植林・再植林)CDMプロジェクトを、それぞれのプロジェクトの独自性(技術/対策、場所、簡易化された方法論の適用方法等)を保ちつつ、1つのCDMプロジェクト又は1つのプロジェクト・ポートフォリオとして形成すること

デバンドリング(細分化) [EB54 Anx13]

デバンドリングとは、大規模なプロジェクトを細分化することと定義され、デバンドリングされたプロジェクトは、小規模CDM用の簡易化されたルール・手順を適用することはできない

「小規模CDMプロジェクトのデバンドリング評価のためのガイダンス(バージョン03)」がある[EB54 Anx13]

以下の全ての条件に当てはまる別の小規模CDMプロジェクトが登録又は登録申請されている場合、デバンドリングされたと見なされる

- ☞ プロジェクト参加者が同じ
 - ☞ プロジェクトの分野、技術/対策が同じ
 - ☞ 登録が2年以内
 - ☞ それぞれのプロジェクト・バウンダリー(境界)の最短距離が1 km以内
- ガイダンスの中に、デバンドリングをしているかどうかについて判断するためのフローチャートがある

一般的な特徴 [EB34 Anx10, p1-8]

- ☞ バンドリングを希望する場合、登録申請時に行うこと
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトの構成は、途中で取り除いたり加えたりすることはできない
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトは、全て同じクレジット期間となる
- ☞ プロジェクト参加者は登録申請時に以下に関する書面を提出する
 - 全てのプロジェクト参加者が、それぞれの個別のプロジェクトがバンドルの一部を構成することに合意していること
 - 全てのプロジェクト参加者を代表し、CDM理事会と連絡を行う参加者
- ☞ バンドルされた複数のプロジェクトは、CDM理事会に対して単一で申請を行い、バンドル合計の年間平均排出削減量に基づいて登録料を支払う
- ☞ 関係締約国又はCDM理事会メンバー3名よりプロジェクトに対して再審査の要請があった場合、バンドルされたプロジェクト全体が再審査の対象となる
- ☞ 登録申請時には、ガイドライン(小規模CDMのバンドリングに関する様式記入ガイドライン)に従い、小規模CDMプロジェクトのバンドリングに関する様式(F-CDM-BUNDLE)に記入して提出しなければならない。[EB66 Anx22]、[EB66 Anx21, para11, 12]

承認の書面 [EB34 Anx10, p15]

- ☞ (複数の)ホスト国による承認レターは、締約国が自分の領土内でプロジェクトが行われていることについて承知していることを記載しなければならない

包括的なモニタリング計画 [Glos ver6, p13]

- ☞ 同じ分野の同じ技術/対策を用いる複数の小規模CDMプロジェクト又はCPAをバンドリング(一括化)する場合、バンドリングされた複数のプロジェクト又はCPA全体に包括的なモニタリング計画を適用できる

バリデーション・検証 [EB34 Anx10, p12-14]

- ☞ バンドルされたプロジェクトは、1つのDOEがバリデーションできる
- ☞ 1つの検証報告書で可
- ☞ バンドルされた全てのプロジェクトのクレジットの発行は、同時、同時期に行われ、1つの識別番号が付けられる

19. 新規植林・再植林 (A/R) CDM

19-1. A/R CDMの概要

新規植林・再植林 (Afforestation and Reforestation: A/R) CDMの規定・手順は、プロジェクトの流れ、プロジェクト設計書 (CDM-AR-PDD) の内容、バリデーションと検証等について、排出削減型CDMとほぼ同様である。排出削減型CDMとA/R CDMとの最も大きな違いは、炭素吸収の非永続性である。温室効果ガスの排出削減は、永続的な削減となるのに対して、A/R CDMにおいて木等に吸収された二酸化炭素は、森林火災や害虫による枯死木等によって、大気中に再放出される可能性がある。この非永続性を解決するため、短期期限付きクレジット (Temporary CER : tCER) ・長期期限付きクレジット (long-term CER : ICER) という異なったタイプのクレジットが発行される。

A/R CDMプロジェクトのための土地の適格性 [EB35 Anx18]

1. プロジェクト参加者は、プロジェクト・バウンダリー内の土地がA/R CDMに適格である根拠を、以下の手順で示すことが必要

- ☞ (a) プロジェクト開始時にその土地が森林を含まないことについて、以下に関する透明性のある情報を提出する
その土地の植生が、ホスト国が定義する森林の定義に満たないこと
その土地の全ての自然若木および栽培樹木が、ホスト国が定義する森林の最低樹冠率や高さに届かないと見込まれること
その土地が、伐採等の人為的活動や自然原因の結果、一時的に木のない状態ではないこと

- ☞ (b) 活動が植林・再植林であることを示す
再植林プロジェクトの場合、その土地が森林でないための上記条件(a)が1989年12月31日時点にも当てはまること
新規植林プロジェクトの場合、その土地の植生が少なくとも50年間ホスト国が定義する森林の定義よりも低いこと

2. 上記のステップ1(a)と1(b)を示す際、プロジェクト参加者は、ホスト国が定義した森林の基準に沿って、森林と非森林を確実に区別するための情報を提供すること

- ☞ (a) 地上の参照データによって補足された航空写真又は衛星イメージ
- ☞ (b) 地図や空間データベースからの土地利用または土地被覆情報
- ☞ (c) 地上調査結果 (許可制度による土地利用・土地被覆に関する情報、計画、土地台帳・所有者登録・その他の地域登記簿からの情報等)

上記オプションが活用又は適用不可の場合、プロジェクト参加者は 参加型農村調査法 (PRA: Participatory Rural Appraisal) によって作成された証言書面を提出すること

☞ 非付属書国がその国のDNAを通じてCDM理事会に以下の事項を選択・報告した場合、ホスト国としてA/R CDMプロジェクトを行なうことが可能

(a) 最低樹冠率が10~30%以上であること

(b) 最低土地面積が0.05~1.0ヘクタール以上であること

(c) 樹木が最低2~5m以上の高さであること

[CP/2003/6/Add.2, p17 Ⅱ 7-8]

☞ 上記の事項については変更することも可能 [EB40 Anx1]

A/R CDMのクレジット期間

[CMP/2005/8/Ad1, p67 Ⅱ 523]

クレジット期間は、A/R CDMプロジェクトの開始時点から、以下のいずれかまでである

- ☞ 最大20年、2回更新可能 (合計最大60年)
- ☞ 最大30年、更新なし

☞ 2000年1月1日以降に開始されたA/R CDMプロジェクトは、2005年末を過ぎてからバリデーション及び登録することが可能 (ただし、最初の検証がプロジェクトの登録日以降に実施される場合)

☞ クレジット期間の開始日が、プロジェクトの開始日と同じと仮定した場合、2000年以降に開始されたプロジェクトは、プロジェクトの開始日以降のtCERs/ICERsを獲得することが出来る [EB21 Rep, Ⅱ 764]

☞ A/R CDMの(クレジットの)最初の検証・認証時期はプロジェクト参加者が選べる。その後は、クレジット期間が終わるまで5年毎に検証・認証を行うことが必要。 [CMP/2005/8/Ad1, p69 Ⅱ 732]

プロジェクト・バウンダリー

[EB44 Rep, Ⅱ 733]

CDM理事会は「A/R CDMプロジェクトのバウンダリーの定義の適用に関するガイダンス」(最初の検証時にバウンダリーを固定するオプションを可能とする) [EB44 Anx14] に合意した

19-2. A/R CDMの非永続性 (tCER及びiCER)

短期期限付きクレジット(tCER)・長期期限付きクレジット(iCER)

- ☞ プロジェクト参加者は、A/R CDMによる炭素吸収の非永続性に対応するために、下記アプローチのいずれかを選択しなければならない [CMP/2005/8/Ad1, p70 ¶ 538]
 - (a) プロジェクト開始日以降当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのtCERの発行
 - (b) 各検証期間中に当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのiCERの発行
- ☞ 上記で選択されたアプローチは、更新されたものを含めてクレジット期間中、変更されることはない

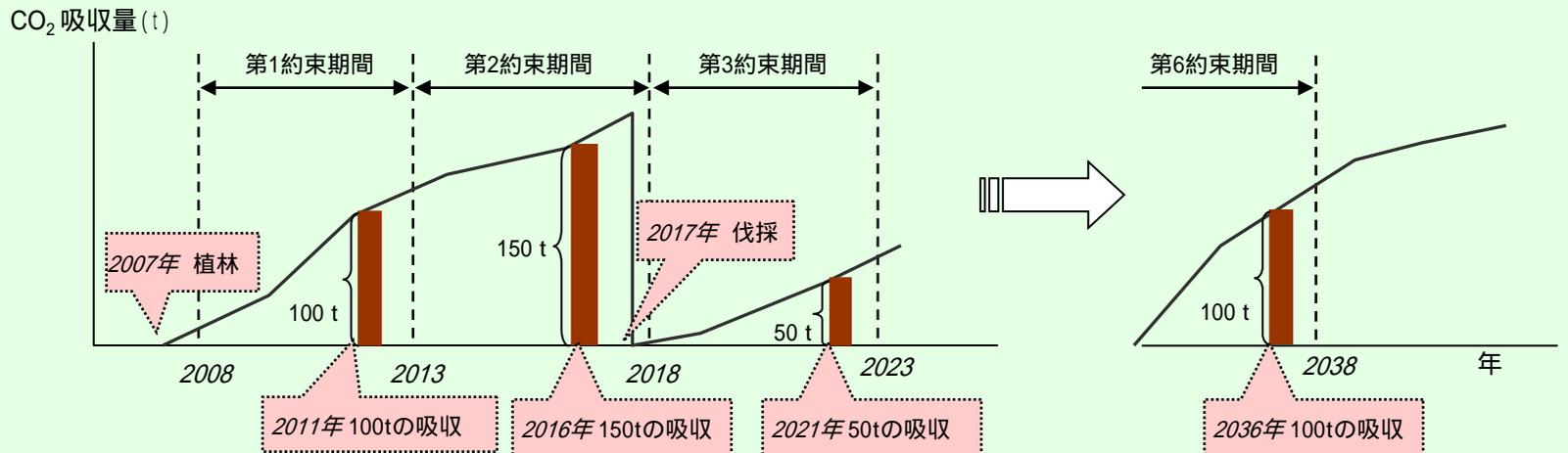
tCER・iCERの有効期限

- ☞ 各tCERは発行された約束期間の次期約束期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 ¶ 542]
- ☞ 各iCERは当該クレジット期間の終了時、又は更新可能なクレジット期間が選択された場合は、当該プロジェクトの最終クレジット期間の最終日に失効する [CMP/2005/8/Ad1, p71 ¶ 546]

例: A/R CDMによる温室効果ガス純吸収量の変化

下図はA/R CDMプロジェクトによる温室効果ガス吸収量の変化を表している。次の2頁のtCER及びiCERの発行と有効期限についての説明は、下図に示す仮定に基づく

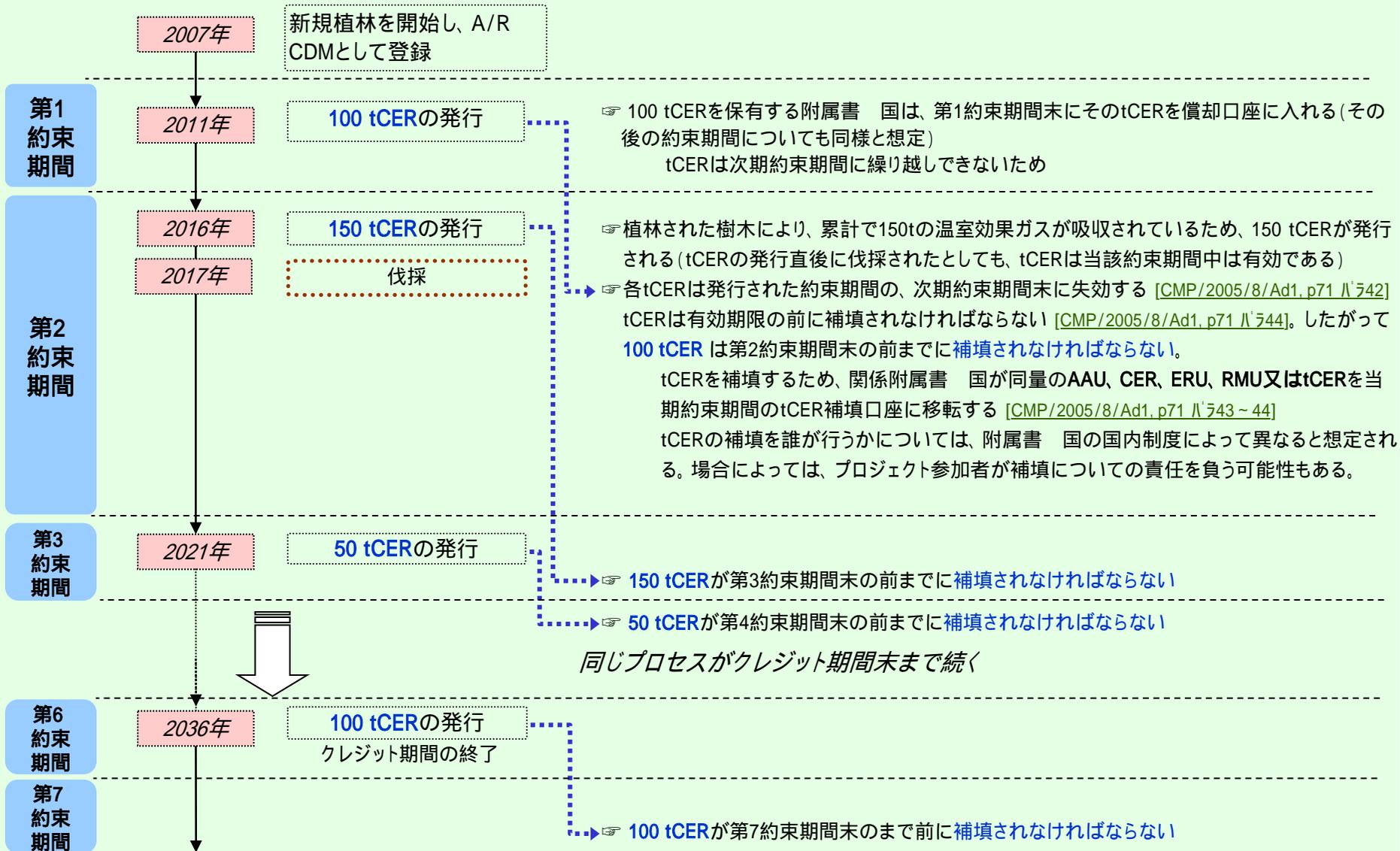
- ☞ 2007年に新規植林
- ☞ 2011年に第1回目のtCER又はiCERが発行される。第1及び第2約束期間の間、樹木は成長し、2016年に第2回目のtCER又はiCERが発行される。
- ☞ 各約束期間は5年間と仮定
- ☞ 第2約束期間終了前の2017年に伐採され、2021年に第3回目の発行が行われる。最後の発行は2036年となる。
- ☞ 発行された各tCER又はiCERは締約国の数値目標達成のために活用される
- ☞ クレジット期間は30年間(更新なし)



例: tCERの発行から補填までの流れ

プロジェクト活動

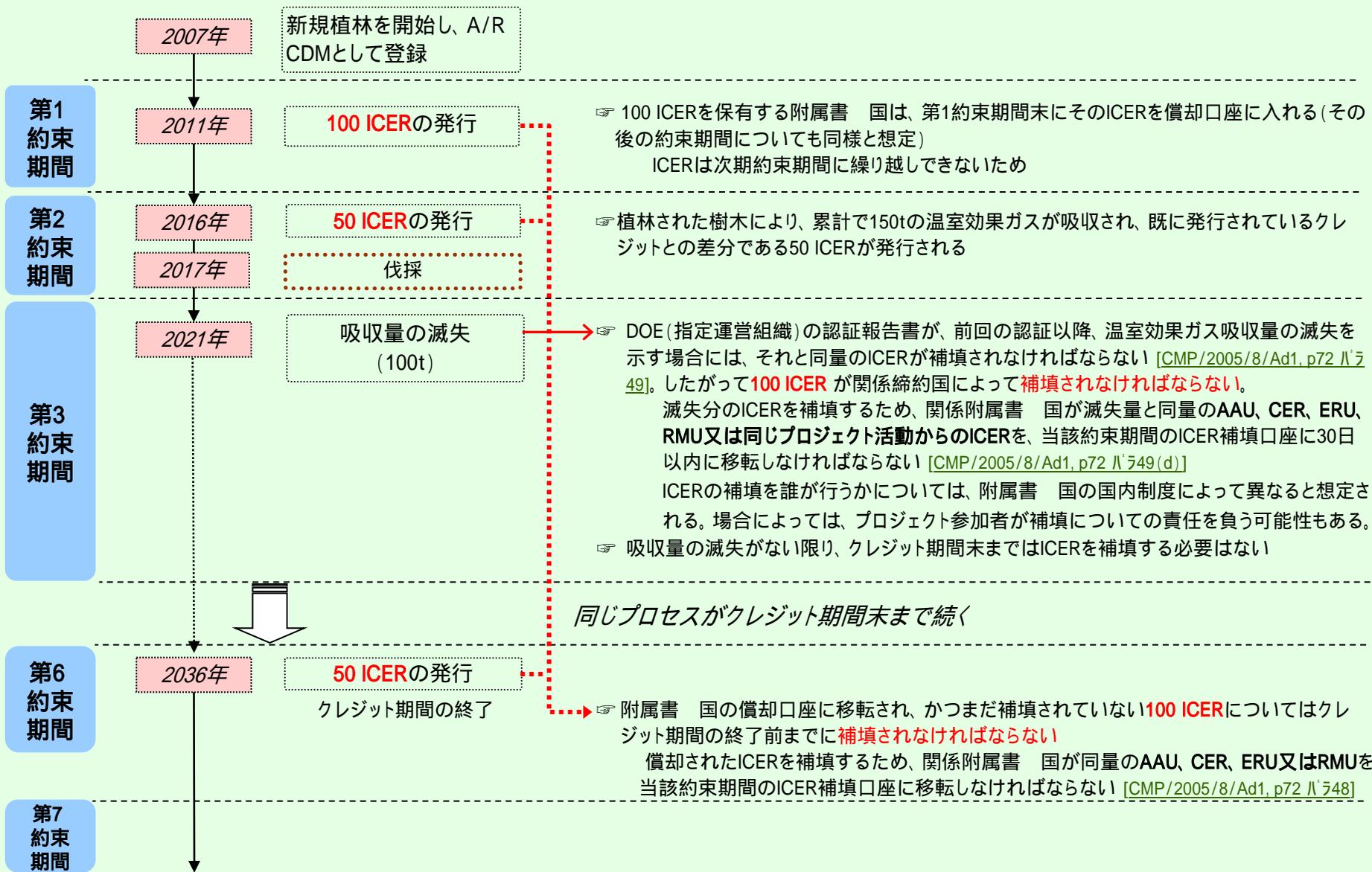
附属書 国における取り扱い



例: ICERの発行から補填までの流れ

プロジェクト活動

附属書 国における取り扱い



19-3. 小規模A/R CDM

小規模A/R CDMの定義

- 小規模A/R CDMプロジェクトは年間16,000 t-CO₂以下の純吸収量であること [CMP/2007/9/Ad1, p26]
- ☞ 16,000 t-CO₂は各検証期間中の年平均純吸収量のこと [CP/2004/10/Ad2, p26 ㉔1(b)]
- ホスト国が定義する「低所得者地域」において開発又は実施されたものであること [CMP/2005/8/Ad1, p62 ㉔1(i)]
- ☞ CDM理事会へのバリデーション報告書の提出に際して、DOEがプロジェクト参加者より、上記についての宣言書を受領していることが必要 [CMP/2005/8/Ad1, p85 ㉔15(b)]

小規模A/R CDMプロジェクトによる純吸収量が年間16,000 t-CO₂以上となる場合、過剰分については、tCER又はiCERが発行されない。 [CMP/2007/9/Ad1, p26]

「バンドリングに関する一般原則 [EB21, Anx 21]」は小規模A/R CDMプロジェクトには必ずしも適用されない。 [EB32 Rep, ㉔42]

小規模A/R CDMの簡易化されたルール・手順

- 取引費用を削減するため、小規模A/R CDMについては、以下のような点で手順が簡易となる [CMP/2005/8/Ad1, p82 ㉔1]
- ☞ プロジェクト設計書(PDD)の記載事項が少ない
- ☞ ベースライン開発費用削減のため、プロジェクトの種類毎に簡易化されたベースラインの適用が可能
- ☞ モニタリング費用削減のため、モニタリングの要件の簡易化を含め、簡易化されたモニタリング計画の適用が可能
- ☞ 同じDOE(指定運営組織)がバリデーションと検証・認証を行ってもよい
- 小規模A/R CDMプロジェクトには以下が適用される
- ☞ 気候変動に対して脆弱な途上国の適応費用支援に充てる徴収分(SOP-Adaptation)の免除
- ☞ プロジェクトの登録料、及びCDM制度の運用経費に充てる徴収分(SOP-Admin)について減額する [CMP/2005/8/Ad1, p83 ㉔13]

☞ 「小規模A/R CDMプロジェクト用の簡易化されたPDD (CDM-SSCAR-PDD)及び小規模A/R CDMプロジェクト用方法論提出用紙 (F-CDM-SSC-AR-Subm) 記入用のガイドライン第5版」が公開されている [EB35 Anx23]

「登録されたA/R CDMプロジェクトの検証におけるA/R CDM方法論の特定バージョンの申請用ガイドライン第1版」により、登録されたA/R CDMプロジェクトが、プロジェクト登録期日以降に発生した方法論の改善をバリデーション時に申請することができる。 [EB63 Anx26]

「A/R CDMプロジェクトにおける特定種類の変更の報告に関するガイドライン第2版」はA/R CDMプロジェクトの検証において登録されたPDDに含まれた記述の特定種類の変更に対処するためのガイドラインである。 [EB66 Anx24]

プログラム活動 (programme of activities : PoA) と CDM プログラム活動 (CDM programme activity : CPA)

プログラム活動 (programme of activities : PoA) とは : [Glos ver.6, p13]

- ☞ 企業又は公的主体が自主的かつ調整して実施する、政策・措置又は目標設定 (例えばインセンティブ付与や自主的プログラム) による活動
- ☞ これらの活動は、PoAがなかったとした場合と比べて追加的な温室効果ガスの排出削減又は人為的な吸収源による吸収増大をもたらすことが必要
- ☞ PoAの中で実施される**CDMプログラム活動 (CDM program activities : CPAs)**の数には制限がない

CDMプログラム活動 (CDM programme activity : CPA) とは :

[Glos ver.6, p8]

- ☞ PoAの下で実施されるプロジェクト活動
- ☞ ベースライン方法論で規定される特定地域における、温室効果ガスの排出削減又は人為的な吸収源による吸収増大のための、PoAの下で実施される単一の又は一連の統合された措置

調整又は管理主体 (Coordinating or Managing Entity : CME) [Glos ver.6, p8]

- ☞ 調整又は管理を行う主体 (CME) は関係締約国のDNAからプロジェクト参加のための承認 (authorization) (4-6参照)を受けており、また「プロジェクト参加者と事務局・CDM理事会の連絡方法 (MoC様式) (4-7参照)」に基づいて指名される。MoC様式において、CER・tCER・ICERの分配に関する事項を含むCDM理事会及び事務局との連絡方法についても特定していることが必要。
- ☞ 個別のCPAの実施者は必ずしもプロジェクト参加者となる必要はない。プログラムCDMへの参加者はPoAのレベルで記録される。
- ☞ 「プロジェクト参加者とCDM理事会との連絡方法(4-7参照)」は、CMEが単独又はジョイント・フォーカルポイントのいずれかでなければならない点を除いて、プログラムCDMにも適用される。ジョイント・フォーカルポイントの上限は5、又はホスト国の数が6以上の場合はホスト国の数と同じとする。

承認レター

- ☞ PoAを実施しようとするCMEは、それぞれのホスト国と附属書 国から承認レター (approval letter) を取得しなければならない。またCMEはそれぞれのホスト国から、PoAを調整することに関する承認レター (authorization letter) を取得しなければならない。[EB55 Anx38 ¶ 79-10]
- ☞ PoAの登録後にCMEが変更された場合、それ以降にCPAを追加しようとするDOEは、(a)それぞれのホスト国からの新たな承認レター (authorization letter)、(b)新たなCMEからPoAの枠組みが同じであることの確認、(c)新たなCMEの遵守に関するバリデーション意見、を提出しなければならない [EB55 Anx38 ¶ 712]

ダブルカウントの防止

- ☞ PoAの調整主体は、PoAに含まれる全てのCPAが、個別のCDMプロジェクトとして登録されておらず、また他の登録されたPoAに含まれていないことを確実にするための措置を特定することが必要 (これらの措置はDOEによってバリデーション及び検証される) [EB55 Anx38 ¶ 76(i)]

PoAの登録料 [EB33 Rep. ¶ 60]

- ☞ PoAの登録料は、PoA登録申請時のCPA合計の年間排出削減量を基準として計算する。計算方法や支払手順は通常のCDMのルールと同様。(12-3参照)
- ☞ 費用はCMEがUNFCCC事務局に支払う。後から追加されるCPAについては、登録料を支払う必要はない。

サンプリング [EB55 Anx38 ¶ 76(k)]

- ☞ CMEがすべてのCPAの検証を実施したくない場合、DOEが排出削減量又は吸収増大量の検証を行うために用いる、統計的に信頼性のあるサンプリング方法/手順について説明しなければならない

バウンダリー (境界) [Glos ver.5, p12]

- ☞ プログラムの登録後も以下の3文書をもってホスト国を追加し、プログラムのバウンダリーを変更することができる。 [EB60 Anx26 ¶ 76]
- 登録済PoA-DDにおけるCPAの適格性条件を変更
- 拡大後のプログラム・バウンダリーにPoA-DD上のベースラインを適用可能か、DOEが確認
- 新たなホスト国のDNAはプログラムの承認レター (approval letter) とCMEの承認レター (authorization letter) を発行

20-1. プログラムCDMの概要

PoAへの複数の方法論の適用

☞ CDM理事会が承認した組み合わせ:

AMS-III.RとAMS-I.C [EB59 Anx9 Ⅱ'11(a)]

メタン発生に関する全てのタイプⅢ方法論(Ⅲ.H、Ⅲ.D、Ⅲ.F、およびⅢ.G)と再生可能エネルギーに関するタイプⅠ方法論(Ⅰ.A、Ⅰ.C、Ⅰ.DおよびⅠ.F) [EB59 Anx9 Ⅱ'11(a)]

AMS-Ⅲ.D、AMS-I.CとAMS-I.F [EB61 Ⅱ'59(a)]

AMS-I.CとAMS-I.F [EB61 Ⅱ'59(b)]

AMS-I.DとAMS-I.F [EB62 Ⅱ'51]

☞ これまでに登録されたプロジェクトに適用された小規模CDM方法論の組み合わせは基本的に事前承認なしでPoAに適用できる。ただしプロジェクト参加者はそれぞれの方法論に適用される対策で複合作用や相互的な効果がないこと、もしくは相互的な効果などがあつた場合にはCERの計算において控えめに計算されていることを実証しなければならない。 [EB59 Anx9 Ⅱ'11(b)]

PoAの有効期間 [EB32 Anx38 para10]

☞ PoAの有効期間は28年(A/Rプロジェクトについては60年)を最長とし、PoAの登録申請時に、CMEによって決められていることが必要
有効期間内であれば、CMEはいつでも、CPAをPoAに加えることが可能

CPAの開始日とクレジット期間 [Glos ver.5, p14]

☞ それぞれのCPAのクレジット期間は、登録されたPoAに加えられる時に、開始日、タイプ(固定か更新か)、終了日について、明白な方法で個別に特定、定義されることが必要

☞ 「CPAのクレジット期間の開始日」は、登録されたPoAに加えられた日、又はそれ以降の日とする

「CPAの開始日」は、その活動の実施、又は建設、又は実際の活動を開始した日のうち最も早い日で、かつPoAのバリデーション開始日より後でなければならない [Glos ver.5, p28]

☞ CPAのクレジット期間は、
最大7年間(A/Rプロジェクトについては最大20年間)で2回まで更新可能、又は、
最大10年間(A/Rプロジェクトについては最大30年)で更新なし

☞ 追加された時期に関わらず、CPAのクレジット期間はPoAの有効期間の最終日までで、またCPAの使用耐用期間を超えてはならない

☞ 承認済み方法論が統合化以外の目的で保留又は撤廃された場合、(当該方法論を適用して)新しいCPAをPoAに追加することはできない

☞ 保留又は撤廃された方法論が、改定又は統合方法論によって代替された場合、PoAもそれにしたがって改定しなければならない。また変更点についてDOEのバリデーションを受け、CDM理事会に承認される必要がある。

CDM理事会の承認以降に追加されるCPAは、新しいPoAのPDDに沿っていることが必要

承認済み方法論が保留される前に含められたCPAについては、クレジット期間の更新時には新しいPoAに沿っていることが必要

☞ 承認済み方法論が保留や撤廃を経ずに改訂された場合には、PoAを変更する必要はない [EB55 Anx38 Ⅱ'18-21]

☞ プログラムCDMの有効化審査開始日以前にプログラム活動における個々のプロジェクトが開始されることはないため、「CDMの事前考慮の実証及び評価に関するガイドライン(8-1参照)」はPoAに適用しない [EB60 Rep. Anx26]

☞ 2005年12月10日より後に開始された植林・再植林(A/R)プロジェクトで、A/R CPAとしてA/R PoAに含める適格性条件に合致するものについては、A/R CPAとして含めることができ、そのクレジット期間の開始日は、プロジェクトの開始日とすることができる [EB53 Rep. Ⅱ'40]

参考: プログラムCDMに関する手順やガイダンス等

☞ 「PoAを1つのCDMプロジェクト活動として登録及びPoAのCER発行のための手順」がある(バージョン4.1) [EB55 Anx38]

☞ 「複数の方法論のPoAへの適用に関する承認手順」がある(バージョン1) [EB47 Anx31]

☞ 「CPAの間違った追加に関する再審査手順」がある(バージョン2) [EB55 Anx37]

☞ 「PoAの下でのデバンドリングを判断するためのガイダンス」がある [EB47 Anx32]

参考: CPAの追加性

「CPAについて完全な追加性評価は必要なく、むしろCPAの追加性は適格性要件を用いて確認されるべきである [EB60 Rep Anx26 para4]

20-2. プログラムCDMの手続き

CPAの誤った追加に関する再審査手順 (バージョン3) [EB55 Anx37]

(1) 誤った追加に関する再審査の申請

- ☞ CPAのPoAへの誤った追加とはそのCPAがCDM-PoA-DDで指定された適格基準を満たしていないことを意味する。
- ☞ PoAに関係する締約国のDNAもしくはCDM理事会理事がCPAのPoAへの追加またはクレジット期間の更新に不適格とさせる情報を特定した場合、登録されたPoAへのCPAの追加あるいはCPAのクレジット期間の更新から1年以内、もしくはそのCPAのCERの最初の発行から6か月以内(どちらか期間が遅い方)に再審査申請書を提出することでCDM理事会に知らせる。
- ☞ CDM理事会理事から申請を受けた場合、CDM理事会議長が10営業日以内にその再審査の申請をCDM理事会の次回会合の議題に含めるかどうかを決める。議長が再審査の申請を議題に含めると決めた場合、もしくは関係締約国から申請を受けた場合、事務局はCME、バリデーションを行ったDOEおよび全ての関係締約国のDNAにその旨を通知する。CMEとバリデーションを行ったDOEからは再審査の申請への初期コメントを募集する。それらコメントは再審査の通知の日付より4週間以内に提出しなければならない。

(2) 再審査の申請の検討

- ☞ CDM理事会が再審査の申請を検討する会合ではCDM理事会はCMEおよびDOEから提出されたすべてのコメントを考慮に入れる。

CDM理事会は再審査要請の検討で問題があると判断した場合、全面的な再審査を開始する。

CDM理事会がCPAが誤って追加されたと判断した場合、当該CPAはPoAから即時に除外される。

(4) CPAの誤った追加の結果

- ☞ DOEは除外されたCPAに関して、すでに発行されたクレジット量がある場合、削減されたt-CO₂eと同量のCERsをCPAが除外されてから30日以内に理事会が維持するCDM登録簿の取消口座に移転させなければならない。

(3) 誤った追加の全面的再審査

- ☞ CDM理事会が再審査を開始した場合、理事会は事務局に、再審査の申請から先立つこと12か月以内に追加、もしくは最初の発行が申請から先立つこと6か月以内であったCPAの評価を、そのPoAに関してバリデーション、登録、追加や認証を行っていないDOEに依頼するよう要請する。
- ☞ CDM理事会は評価チームを発足させ、評価チームはDOEの再審査報告書を分析し、2週間以内に理事会にその結果と提言を提出する。評価チームは再審査報告書の結果を議論し、必要に応じてCMEと追加を行ったDOEからコメントを求めることができる。
- ☞ この評価に基づいて評価チームは以下について結論を出す：
 - (a) PoAに誤って追加されたCPAがあるかどうか
 - (b) それぞれのCPAがPoAへ追加される適格性基準に遵守しているか、追加を行ったDOEがCPA追加時に適応された理事会が確立したバリデーション要件および(あれば)CDM-PoA-DDによって確立されたバリデーション要件に従って的確に評価したかどうか
- ☞ 理事会はCDM理事会の次回会合において2週間以内の文書締め切りまでに提出された報告書と評価結果に基づいてDOEの再審査報告書と評価チームの評価結果を検討する。
- ☞ CDM理事会は誤って追加されたと判断した場合、PoAからCPAを排除する。排除されたCPAはそのPoAおよびその他PoAに再追加されることはなく、またCDMプロジェクトとして登録されることはない。

20-3. 適格性条件の設定基準

A. 適格性条件の設定要件

調整又は管理主体 (CME)

PoAにCPAを含めるための適格性条件を設定し、PoA設計書類(CDM-PoA-DD、CDM-SSC-PoA-DD、CDM-PoA-DD-ARまたはCDM-PoA-DD-SSC-AR)にその適格性条件を含め、CDM-CPA-DD(generic)へのCPAの追加を評価する際の有用性を証明する。[EB63 Anx3 para6]

☞ 適格性条件に含まれるべき最低限の要素がある。[EB63 Anx3 para13]

以下の項目を含む管理システムを開発、実施する：[EB63 Anx3 para9]

- (a) CPAの追加のプロセスにかかわる人材の役割と責任の明確な定義。PoAのバリデーション時にDOEに提出した、それら人材の能力の評価を含む。
- (b) PoAのバリデーション時にDOEに提出した、それら人材のトレーニングおよび能力開発の記録
- (c) PoAのバリデーション時にDOEに提出した、CPAのテクニカル・レビューの手順
- (d) ダブルカウント防止の手順(CDMプロジェクトまたは別のPoAのCPAとして既に登録されているCPAの新規追加の予防など)
- (e) CPA追加の申請時にDOEに提出した、PoAに含まれる各CPAの記録およびドキュメンテーション管理プロセス
- (f) PoAのバリデーション時にDOEに提出した、PoA管理の継続的な改善方策
- (g) その他関連要素

指定運営組織 (DOE)

バリデーションを行うDOEは、適格性条件がPoAへのCPA追加を評価するのに十分に客観的で包括的であるかを決定する。[EB63 Anx3 para8]

管理システムの要素を、PoAのバリデーションの一部あるいはCPA追加のバリデーションの一部として評価する。[EB63 Anx3 para10]

CDM理事会に承認されたガイドラインおよび基準を適用する場合、それに従ってサンプルに基づくチェックを行い、DOEがCPAの適格性を確認するという前提でCPAはPoAに追加される。[EB63 Anx3 para11]

複数の技術、対策、方法論の組み合わせが含まれるPoAの場合、「プログラム活動のための複数のCDM方法論の適用のための基準」パラ11(a) 11(d)に沿って、それぞれの組み合わせに対して明確な適格性条件を提案しなければならない。[EB63 Anx4]

B. 適格性条件の更新要件

(1) PoAに適用されている方法論のバージョンが、保留になった後に改定または置き換えられた場合

☞ CMEは改定された、あるいは新規の方法論の要件に合わせ、即時有効になるよう適格性条件を更新し、その適格性条件をPoA-DDの新たなバージョン(例:バージョン1.1)およびDOEによりバリデーション済みの新しいCDM-CPA-DD(generic)に含め、承認に向けてCDM理事会に提出しなければならない。[EB63 Anx3 para14]

CDM理事会により変更が承認された以降は、すべての新規CPAの追加は新しいCDM-CPA-DD (generic)を適用した更新済み適格性条件に基づくものとする。

方法論が保留にされる前に追加されたCPAに関しては、クレジット期間の更新の際にはじめて、改定されたCDM-CPA-DD (generic) を適用する。

(2) PoAに適用されている方法論のバージョンが保留されずに改定された場合、あるいは統合方法論に含める目的で取り下げられた場合で、新しい方法論を承認したCDM理事会会合の各報告書で別段の指定がされていない場合

☞ 特に行動は必要としない。[EB63 Anx3 para15]

(3) PoAの登録後にその範囲が修正されて地理的範囲が拡大した場合、あるいはホスト国が追加された場合

☞ CMEは結果として生じる変更を反映して適格性条件を更新し、その適格性条件をPoA-DDの新たなバージョン(例:バージョン1.2)およびDOEによりバリデーション済みの新しいCDM-CPA-DD (generic)に含め、承認の向けて理事会に提出しなければならない。[EB63 Anx3 para16]

CDM理事会により変更が承認された以降は、すべてのCPAの新規追加は新しいCDM-CPA-DD (generic)を適用した更新済み適格性条件に基づくものとする。

PoAの範囲が修正される前に追加されたCPAは、クレジット期間の更新の際にはじめて、改定された適格性条件を適用する。

重大な問題が確認された場合、CDM理事会は登録されたPoAの適格性条件の修正をPoAの期間中のいかなる時点でも開始することができる。[EB63 Anx3 para17]

- CDM理事会によってPoAの適格性条件の修正が要求された場合、CMEは結果として生じる変更を反映して適格性条件を更新し、その適格性条件をPoA-DDの新たなバージョン(例:バージョン1.2)およびDOEによりバリデーション済みの新しいCDM-CPA-DD (generic)に含め、承認に向けてCDM理事会に提出しなければならない。
- CDM理事会により変更が承認された以降は、すべての新規CPAの追加は新しいCDM-CPA-DD (generic)を適用した更新済み適格性条件に基づくものとする。
- 適格性条件が更新される前に追加されたCPAに関しては、クレジット期間の更新の際にはじめて、改定された適格性条件を適用する。

PoAのクレジット期間の更新(最初のCPAの更新)の際、CMEは適用する最新バージョンの方法論に合わせて適格性条件を更新し、その適格性条件をPoA-DDの新たなバージョン(例:バージョン1.3)およびDOEによりバリデーション済みの新しいCDM-CPA-DD (generic)に含め、承認に向けてCDM理事会に提出しなければならない。[EB63 Anx3 para18]

- CDM理事会により変更が承認された以降は、すべての新規CPAの追加は更新された適格性条件に基づくものとする。
- その後クレジット期間の更新を申請するCPAは、改定された適格性条件を適用する。

21. 共同実施(JI)

21-1. JIの手順の流れ

トラック1とトラック2について

JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格(24-1参照)を有しているかどうかによって、ERU(Emission Reduction Unit)の発行手順が異なり、それによって関連する組織も異なる

トラック1

ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの発行についてはホスト国によって決められる [CMP/2005/8/Ad2, p7 ¶ 523]

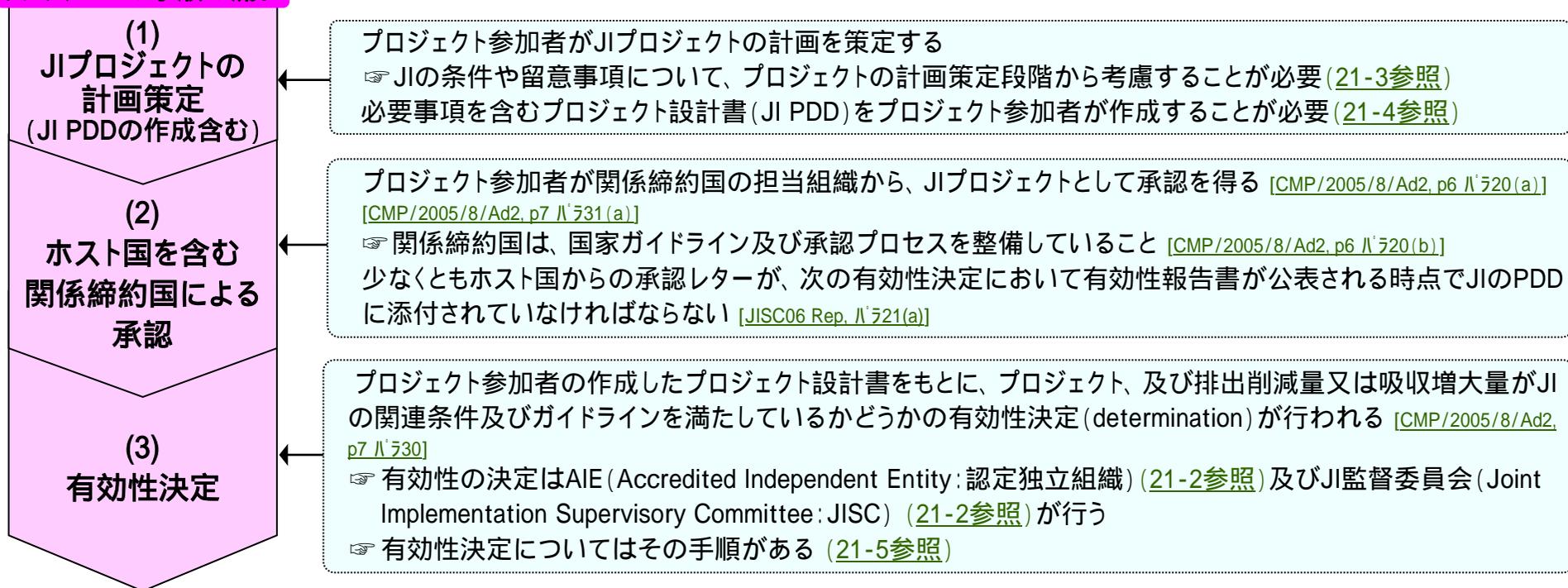
- ☞ JIは、数値目標が設定されている附属書 国間での排出枠の取得・移転であり、附属書 国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、(ホスト国が自国の国の排出量を正確に算定できる場合は)ERU発行についてはホスト国が決めてよいことになっている
- ☞ 京都メカニズム参加資格を有しているホスト国であっても、JI監督委員会のもとでの検証(トラック2)を選択することは可能 [CMP/2005/8/Ad2, p7 ¶ 525]

トラック2

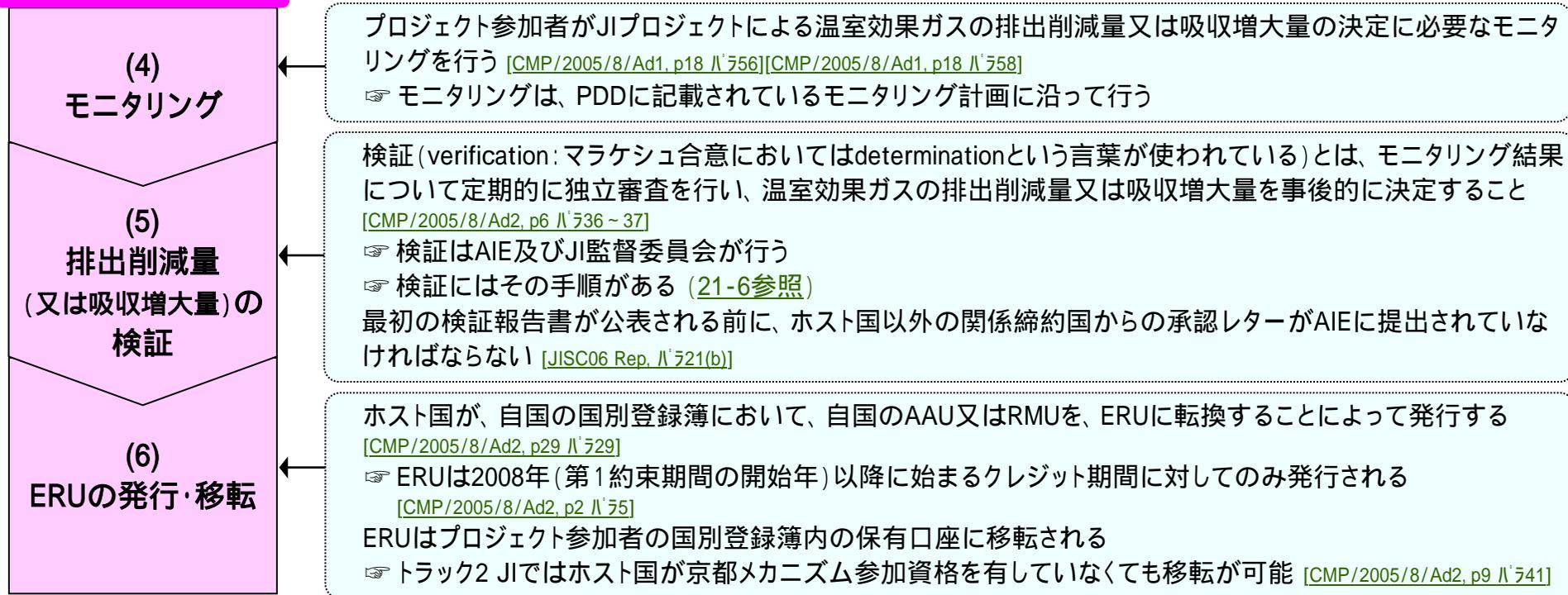
ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの発行については、CDMと類似した手順となる [CMP/2005/8/Ad2, p7 ¶ 524]

- ☞ トラック2の場合であっても、ERUの発行・移転のためには、ホスト国が以下の条件を満たしていることが必要
 - 京都議定書締約国であること
 - 割当量を算定、記録していること
 - 国別登録簿を整備していること

トラック2 JIの手順の流れ



トラック2 JIの手順の流れ



トラック2 JIの正式な開始

トラック2 JIの手順は2006年10月26日に正式に開始されている [JISC06 Rep. \u2197\u207519]

参考: JIの各種ルールの見直し [CMP/2005/8/Ad2, p2 \u2197\u20758]

- JIの各種ルールはCMPによって見直しを行っていく
- ☞ 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
 - ☞ 見直しは、JI監督委員会、(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う
 - ☞ 各種ルールの見直しは、既に実施しているJIプロジェクトに対しては影響しない

トラック1 JIの手順の流れ

トラック1 JIの場合の手順については、特に決められたものはない
ただしJIプロジェクトがJIとしての条件や留意事項を満たしていること、関係締約国から承認を得ていることが必要である
温室効果ガスの排出削減量又は吸収増大量の決定についてはAIEやJISCが関与する必要はなく、基本的にはホスト国とプロジェクト参加者との間の合意によって決定される
ERUをプロジェクト参加者に移転する場合、当該プロジェクト参加者に参加の承認 (authorization) を与えている締約国が、京都メカニズムの参加資格を有していることが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p7 \u2197\u207529]

21-2. JIの関係主体

トラック1 トラック2

CMP (京都議定書の締約国会合)

京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、JIの実施に関してガイダンスを与え、JI監督委員会に対して権限を行使する [CMP/2005/8/Ad2, p3 Ⅱ' 72]

トラック1 トラック2

DFP (指定担当機関) [CMP/2005/8/Ad2, p6 Ⅱ' 720]

JIの関係締約国は、JIプロジェクト承認のための担当組織であるDFP (Designate Focal Point: 指定担当機関)、国家承認ガイドライン・手順 (利害関係者のコメントの考慮、モニタリング・検証を含むこと) をUNFCCC事務局に報告することが必要

トラック2 JI監督委員会 (JISC)

JI監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee: JISC) は、トラック2 JIの管理・監督機関で、CMP1で設立された

[CMP/2005/8/Ad2, p14 Ⅱ' 71]

- ☞ マラケシュ合意においては「6条監督委員会」という名称であった
- ☞ IE (Independent Entity: 独立組織) の認定 (accreditation)、JIプロジェクト設計書の様式の策定・改定、各種ガイダンスの策定、JIプロジェクトから発生するERU検証の監督等を行う

[CMP/2005/8/Ad2, p14 Ⅱ' 72] [CMP/2005/8/Ad2, p3 Ⅱ' 73]

CDMにおけるCDM理事会 (4-3参照) に該当する

CDM理事会と異なる主な点

ベースライン・モニタリング方法論の審査や承認は行わない

- ☞ JIにおいては、プロジェクト毎に、ベースライン設定及びモニタリングに関する基準 (21-4参照) に従って、それらを設定・策定することとなっているため [CMP/2005/8/Ad2, p8 Ⅱ' 731(c)]

JIプロジェクトの登録や、ERUの発行は行わない

- ☞ JIにおいては、それらはホスト国が行うこととなっている [CMP/2005/8/Ad2, p7 Ⅱ' 728] [CMP/2005/8/Ad2, p29 Ⅱ' 729]

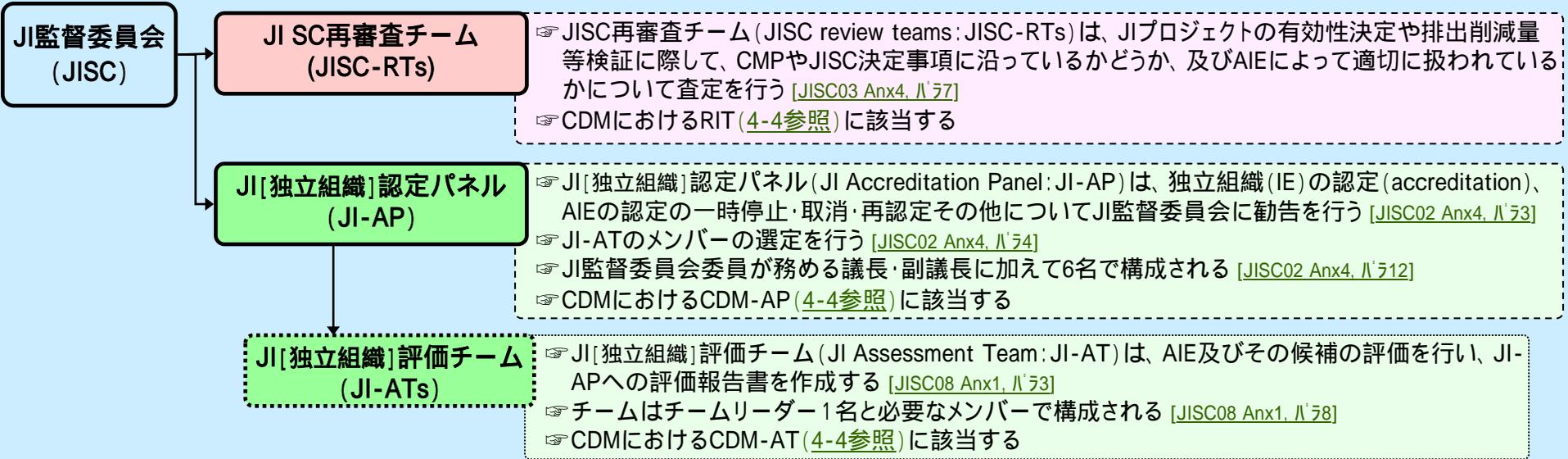
JI監督委員会の構成 [CMP/2005/8/Ad2, p4 Ⅱ' 74~8]

- ☞ 委員は京都議定書締約国からの10名で構成
 - 附属書 国のうち経済移行諸国3名、それ以外の附属書 国3名、非附属書 国3名、小島嶼国1名
 - 結果として10名のうち附属書 国から6名、非附属書 国から4名となる
 - それぞれの委員について委員代理を置く
- ☞ 委員と委員代理は、上記の各地域毎で指名された後、CMPによって選出される。
- ☞ 委員の任期は2年、任期は最大2期まで
 - 委員代理としての期間は含まない
- ☞ 設立当初は委員と代理各5名の任期は3年、残りは2年の任期。その後、CMPが毎年2年任期の委員と代理を各5名選出していく
- ☞ 議長と副議長は、附属書 国及び非附属書 国から1人ずつ選ぶ
 - 毎年、附属書 国の委員と非附属書 国の委員とが交替で就任する

JI監督委員会の開催・議決

- ☞ 年に2回以上開催 [CMP/2005/8/Ad2, p4 Ⅱ' 79]
- ☞ 定足数は、附属書 国から4名以上、非附属書 国から3名以上が出席し、全体で3分の2 (7名) 以上の出席 [CMP/2005/8/Ad2, p5 Ⅱ' 714]
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には4分の3の多数決にて決定。なお棄権した委員は投票していないものと見なされる [CMP/2005/8/Ad2, p5 Ⅱ' 715]
- ☞ JI監督委員会は、特に決定されない限り、オブザーバー参加が可能 [CMP/2005/8/Ad2, p5 Ⅱ' 718]

トラック2 JISC関連のパネル・チーム等



トラック2 AIE (認定独立組織)

AIE (Accredited Independent Entity: 認定独立機関) とは、トラック2 JIのための実務上の審査機関で、主に以下の2つの機能を持っている

- 提案されたJIプロジェクトについて有効性 (JIの関連条件とガイドラインを満たしているかどうか) の決定を行う [CMP/2005/8/Ad2, p7 1'530-33]
 - 実施されたJIプロジェクトによる排出削減量又は吸収増大量がモニタリング計画に従っているかどうかについて検証を行う [CMP/2005/8/Ad2, p8 1'537]
- CDMにおけるDOE (4-5参照) に該当する
- AIEは、JI監督委員会から認定 (accreditation) を受ける [CMP/2005/8/Ad2, p3 1'53(b)]
- AIEとして認定されるための基準 [JISC21 Anx1] と手順がある (CDMにおけるDOEの認定基準に準拠している) [JISC21 Anx2]

DOEと異なる主な点

JIにおいては、CDMのような承認済み方法論がない中で、ベースラインやモニタリング方法の適切性について判断することが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p8 1'531(c)]

参考: JI有効性決定・認証マニュアル(DVM) [JISC19 Anx4]

- JISCはJI有効性決定・認証マニュアル (determination and verification manual: DVM) [JISC19 Anx4] を採択している (CDMにおける類似は11-2参照)

AIEの指定の一時停止・取消、それによる既存のJIプロジェクトの影響についての規定がある [CMP/2005/8/Ad2, p9 1'542][CMP/2005/8/Ad2, p9 1'543~45] (CDMにおける類似規定は4-5参照)

21-3. JIのルール(CDMとの違い等)

トラック1 **トラック2** JIの留意事項

JIにはいくつかの要件がある。したがって、JIプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要

- ☞ そのCDMプロジェクトがなかった場合と比べて、人為的な温室効果ガス排出量について追加的な削減又は吸収をもたらすこと [KP 6条 11(1)(b)]
- ☞ 原子力施設から生じたERUについては、国の数値目標の達成に活用することは控える [CP/2001/13/Ad2, p5]

JIプロジェクトの対象となり得るのは2000年以降に開始されたプロジェクト [CMP/2005/8/Ad2, p2 11(5)]

CDMと異なる主な点

吸収増大プロジェクトについては、新規植林・再植林プロジェクトのみならずその他の吸収源活動も対象となる [CMP/2005/8/Ad2, p2 11(2)]

- ☞ ただし第1約束期間に関しては、森林経営(3条4項のうちの1つ)によるクレジットの発行量は各国毎に決められた上限 [CMP/2005/8/Ad3, Apx, p9] を超えてはならない (25-3参照)

ERUの発行の対象となるのは2008年以降に始まるクレジット期間に対してのみ [CMP/2005/8/Ad2, p2 11(5)]

ホスト国政府による「当該プロジェクトが「持続可能な開発の達成に貢献する」ことの確認は必要ない

附属書 国からの公的資金を活用する場合であっても、その資金がODA(政府開発援助)の流用かどうかを確認する必要はない

トラック2 **CDMと異なる点** 関係締約国からの承認

少なくともホスト国からの承認レターが、有効性決定のための有効性報告書が公表される時点でJIのPDDに添付されていなければならない [JISC06 Rep. 11(21)(a)]
排出削減量又は吸収増大量に関する最初の検証報告書が公表される前に、ホスト国以外の関係締約国からの承認レターがAIEに提出されていなければならない [JISC06 Rep. 11(21)(b)]

トラック1 課金制度

トラック1JIにおいて、JI監督委員会の事務手数料として、2万USD(大規模)及び3千USD(小規模・PoA)をプロジェクト文書のUNFCCCウェブサイト公開時に支払う

[JISC24 Anx3]

費用のレベルや構成についてはJI監督委員会の年度レポートに基づきCMP7に於て見直しを行なう [CMP/2010/L.9, p.5 11(29)]

トラック2 **CDMと異なる点** クレジット期間 [JI Glos ver3, p5]

プロジェクト参加者はクレジット期間開始日について、JIプロジェクトによって最初に排出削減又は吸収増大が実現された日、又はそれ以降から選択する

クレジット期間は、JIプロジェクトの稼働寿命を超えてはならない

クレジット期間の終了日は、ホスト国が承認すれば、2012年以降でも可能。第1約束期間より後にJIプロジェクトによって実現された排出削減の取り扱いについては、気候変動枠組条約の中での関連する合意によって決定する。

有効性決定前の排出削減又は吸収増大であってもクレジットとして認められる。AIEは有効性決定時にPDDに沿ってモニタリングが行われているかを審査しなければならない。 [JISC11 Rep. 11(35)]

トラック2 JI監督委員会の活動費用負担のための手数料 [JISC18 Anx12]

トラック2 JIの手順においては、JI監督委員会の活動費用負担のための手数料があり、費用水準はCDMにおけるSOP-Admin (12-3参照)と同じとなっている

CDMと異なる点

支払は排出削減量(又は吸収増大量)の検証報告書の提出時だが、30,000ドルを上限とした前払が必要であり、前払分は返還しない
JIにおいてはSOP-Adaptation (16参照)と同様のERUの徴収はない

21-4. JI PDDとベースライン

トラック2

JIプロジェクト設計書 (JI PDD)

JIプロジェクト参加者は、トラック2 JIプロジェクトとしての有効性の決定のために、必要な情報を含むPDDを、AIEに提出しなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p7 11'531]

☞ JIのPDDは、4種類のフォーマットがある(またバンドルした小規模JIプロジェクト申請用紙がある)

(通常の)PDD (JI PDD)	小規模JI用のPDD (JI SSC PDD)	吸収源活動JI用のPDD (JI LULUCF PDD)	プログラムJI用のPDD (JI PoA DD)
----------------------	----------------------------	---------------------------------	-----------------------------

☞ 2006年6月15日より前にホスト国からの承認を受けているプロジェクトは、JIのPDD又はCDMのPDD様式を使用する

小規模JI

- ☞ JIにも小規模JIプロジェクトがあり、定義は小規模CDM(18-1参照)と同じ [CMP/2006/10/Ad1, p14 11'514]
- ☞ バンドリング(一括化)、デバンドリング(細分化)の規定もある [JISC06 Anx1, 11'514-23]

プログラムJI

- ☞ JIにもプログラムJIがあり、概念はプログラムCDM(20参照)と同じ [JISC18 Anx7]

参考: JI PDDのガイドライン

- ☞ 「JI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン04)」がある [JISC18 Anx4]
- ☞ 「小規模JI用PDD様式及びバンドルされた小規模JIプロジェクトの提出様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン04)」がある [JISC18 Anx5]
- ☞ 「吸収源活動(LULUCF)JI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン04)」がある [JISC18 Anx6]
- ☞ 「プログラムJI用PDD様式のユーザーのためのガイドライン(バージョン02)」がある [JISC19 Anx2]

ベースライン設定とモニタリング計画

JIプロジェクトにおけるベースライン設定及びモニタリング計画の策定は、プロジェクト毎にベースライン設定及びモニタリングに関する基準に従って、それらを設定・策定することとなっている [CMP/2005/8/Ad2, p8 11'531(c)]

☞ ベースライン設定及びモニタリングに関する基準のためのガイダンスが公表されている [JISC04 Anx6]

CDM理事会によって承認されたCDMのベースライン・モニタリング方法論(小規模CDMや新規植林・再植林CDMの方法論を含む)はJIについても適用可能 [JISC18 Anx2, 11'59-12]

☞ 小規模JIプロジェクトにおいても、小規模CDMの簡易化されたベースライン・モニタリング方法論が適用可能 [JISC18 Anx3, 11'527]

追加性の証明に関して、CDM理事会によって承認された最新の「追加性の実証・評価ツール」(7-5参照)を適用してもよい [JISC04 Anx6, p11 11'52(b)(i)]

モニタリングしたデータは、当該プロジェクトによる最後のERU移転から2年間の保存が必要 [JISC04 Anx6, 11'538]

CDMと異なる主な点

プロジェクト境界について、年間排出量の1%又は2,000tのどちらか少ないレベルの排出源を含むとされている [JISC04 Anx6, 11'511(a)(iii)]

プロジェクト固有のベースラインだけでなく、複数プロジェクト排出係数を用いたベースラインを設定してもよい [JISC04 Anx6, 11'518]

モニタリング報告書においては、AIEはマテリアリティ(重要性)について評価を行う。マテリアリティの閾値は、年間平均排出削減量(又は吸収増大量)が10万t-CO₂未満のプロジェクトについては5%、10万t-CO₂以上のプロジェクトについては2%とする [JISC22 Anx1]

21-5. 有効性決定の手順

トラック2

JIプロジェクト参加者

(1) 公開されているリストの中からAIEを選定・契約する
 (3)のコメント受付終了後に所定の手続を経てAIEを変更することは可能[JISC21 Anx5]

(2) 選定したAIEに対し、PDD(プロジェクト設計書)を提出する
 [CMP/2005/8/Ad2, p7 \/\ 731]

AIE
(認定独立組織)

(3) PDDがUNFCCC事務局を通じて公表され、締約国、利害関係者、認定されたNGOからのコメントを30日間受け付ける(コメントは公表される) [CMP/2005/8/Ad2, p8 \/\ 732]

(4) JIとしての有効性が満たされているかどうかを審査(プロジェクト設計書の内容等)
 [CMP/2005/8/Ad2, p8 \/\ 733]

No Yes

AIEはPDDへのコメント期間終了日から遅くとも3ヶ月以内に有効性決定を完了させることが推奨される [JISC25 Anx2]

(5) UNFCCC事務局を通じて決定理由、(3)のコメントの概要、コメントへの対応を含め公表
 [CMP/2005/8/Ad2, p8 \/\ 734]
 手数料(21-3参照)のうち前払分の支払を行う[JISC18 Anx12]

JI監督委員会
(JISC)

(6) AIEによる有効性決定公表後、JIプロジェクト決定の査定のため、UNFCCC事務局が専門家ロスターから2人の専門家を指名する。
 指名された専門家は、指名された後、査定業務を行うことができるか、また利害相反がないかどうかについて**2日以内**にUNFCCC事務局に連絡する。業務を行えない場合または利害相反がある場合は他の専門家が指名される。

専門家は、JIプロジェクトとしての決定要件を満たしているかどうか、AIEによって適切に取り扱われているかどうかを判断し、査定結果を有効性決定公表後から**15日以内**にUNFCCC事務局に提出する。

ただし、この手続きはJI監督委員会メンバーによる独自の査定を排除するものではない。

UNFCCC事務局は、2人の専門家(とJI監督委員会メンバー)からの査定が提出されてから15日以内に査定の要約をJI監督委員会に報告する。また、AIE、プロジェクト参加者、関係締約国にも、有効性決定公表後45日間の再審査要請受付期間の終了時に査定の要約を送付する。
 [JISC25 Anx4, \/\ 77-14]

(7) 有効性決定公表後、**45日以内**に、関係締約国、JI監督委員会の委員3名以上から再審査(レビュー)要請があるかどうか
 [CMP/2005/8/Ad2, p8 \/\ 735]

要請があった場合

要請がなかった場合

再審査要請後、遅くとも6ヶ月以内か、次々回の会合までに再審査を終了し、決定内容とその理由をプロジェクト参加者に通知し、公表
 [CMP/2005/8/Ad2, p8 \/\ 735]

(8) JIプロジェクトとして決定(determination)

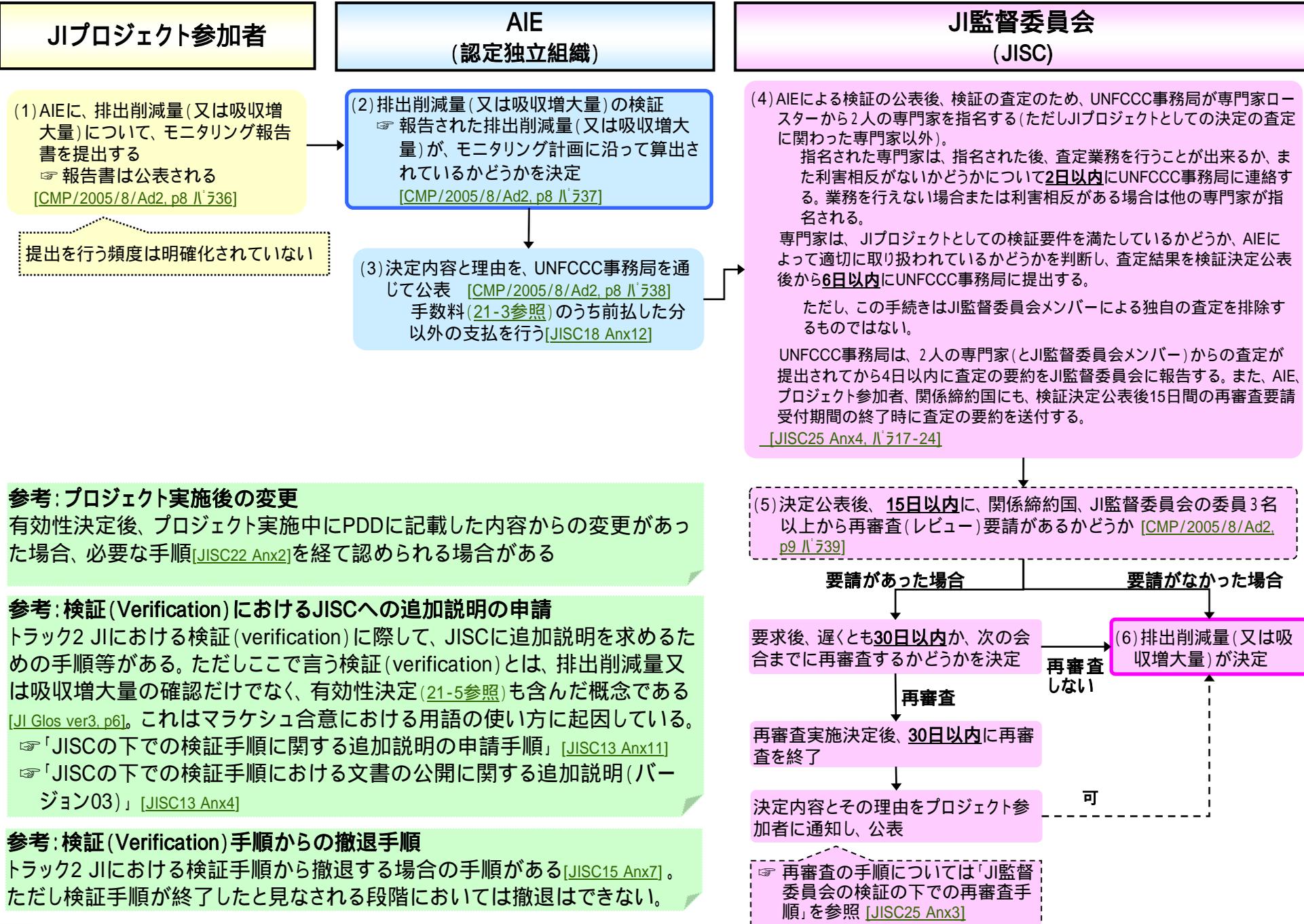
不可

可

再審査の手順については「JI監督委員会の検証の下での再審査手順」を参照 [JISC25 Anx3]

適切な見直しを行えば、当該プロジェクトについて、再度、有効性決定の手順を行うことが可能

21-6. 排出削減量 (又は吸収増大量) の検証の手順



参考: プロジェクト実施後の変更
有効性決定後、プロジェクト実施中にPDDに記載した内容からの変更があった場合、必要な手順 [JISC22 Anx2] を経て認められる場合がある

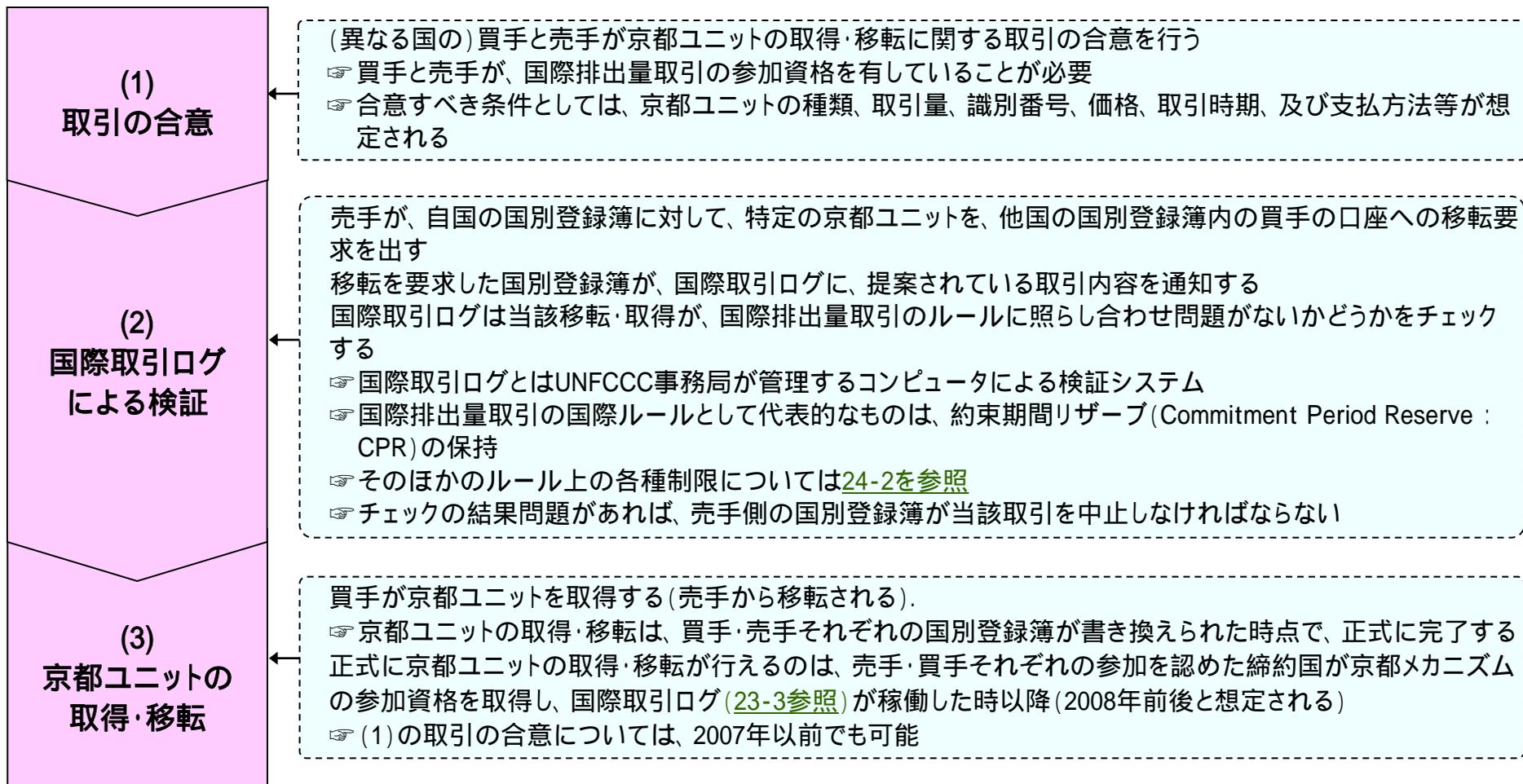
参考: 検証 (Verification) におけるJISCへの追加説明の申請
トラック2 JIにおける検証 (verification) に際して、JISCに追加説明を求めるための手順等がある。ただしここで言う検証 (verification) とは、排出削減量又は吸収増大量の確認だけでなく、有効性決定 (21-5参照) も含んだ概念である [JI Glos ver3, p6]。これはマラケシュ合意における用語の使い方に起因している。
 ↳ 「JISCの下での検証手順に関する追加説明の申請手順」 [JISC13 Anx11]
 ↳ 「JISCの下での検証手順における文書の公開に関する追加説明 (バージョン03)」 [JISC13 Anx4]

参考: 検証 (Verification) 手順からの撤退手順
トラック2 JIにおける検証手順から撤退する場合の手順がある [JISC15 Anx7]。ただし検証手順が終了したと見なされる段階においては撤退はできない。

22. 国際排出量取引

22-1. 国際排出量取引の概要

国際排出量取引の手順について、京都議定書やマラケシュ合意に明確な規定はないが、締約国ないし事業者が国際排出量取引を活用して京都ユニット(ERU、CER、tCER、ICER、AAU、RMU)の取得・移転を行う手順は、以下のようにすると想定される。



参考: 国際排出量取引の各種ルールの見直し [CP/2001/13/Ad2, p50 172]

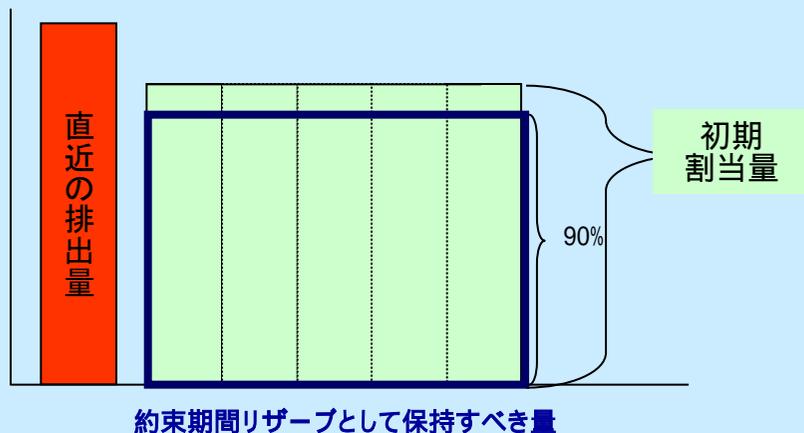
- ☞ CDMの各種ルールはCMPによって見直しを行っていく
- 最初の見直しは第1約束期間終了後から1年以内に行い、その後定期的に行う
- 見直しは(SBSTAからの技術的アドバイスを求めた上での)SBIの勧告に基づいて行う

22-2. 約束期間リザーブ (CPR)

約束期間リザーブ(Commitment Period Reserve: CPR)とは、国際排出量取引において附属書 国が京都ユニットを売りすぎて、結果として第1約束期間終了時点で、当該国の温室効果ガス排出量が保有している京都ユニットを越えてしまう(数値目標の不遵守)ことを防ぐことを目的としている

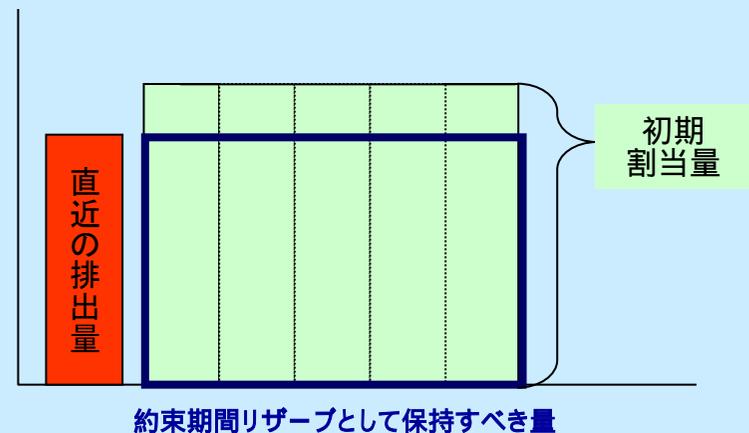
京都ユニットの移転量を制限するために、附属書 国はそれぞれ、以下のうちいずれか低い量の京都ユニット(AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU)を約束期間リザーブとして常に国別登録簿内に保持することが必要(下図参照) [CMP/2005/8/Ad2, p19 ¶76~7]

(1) 京都議定書3条7項及び8項によって算定した割当量の90%



(2) 直近の報告における国の排出量の5倍

この場合、毎年、排出量が報告される度に、約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量の変動する



ある国際排出量取引に伴う一定量の京都ユニットの移転(販売)によって、当該国の約束期間リザーブが保持すべき量を下回る場合、その移転を行うことができない [CMP/2005/8/Ad2, p20 ¶78]

ケース(2)で、排出量報告に伴い約束期間リザーブとして保持すべき京都ユニットの量の変動し、結果として保持すべき量を下回った場合等には、当該国はUNFCCC事務局からの通報を受ける [CMP/2005/8/Ad2, p20 ¶79]

当該国は、通報後30日以内に約束期間リザーブを回復することが必要

トラック2の共同実施(JI)から生じたERUの移転については、約束期間リザーブによる移転の制限は適用されない

[CMP/2005/8/Ad2, p9 ¶741] [CMP/2005/8/Ad2, p20 ¶710]

22-3. グリーン投資スキーム (GIS)

グリーン投資スキーム(Green Investment Scheme: GIS)とは、AAUの売却から得られる資金を用途指定し、売手国内の温室効果ガスの排出削減又は環境改善に活用するというコンセプト

- ☞ GISにおける売手国としては、余剰のAAUがあると見込まれる経済移行国(EIT)が想定されている
- ☞ GISのコンセプトは、「AAUのグリーン化スキーム」と呼ばれることもある

GISは、京都議定書の下での制度としては、国際排出量取引に分類される

- ☞ JIに類似しているが、JIの手順が適用されるわけではなく、またERUを発行・移転するものでもない
- ☞ GISという用語は、気候変動枠組条約の正式文書には出てこない

GISのコンセプトは、これを使用する国や機関によってその解釈が異なっていることに注意が必要である

GISにおける想定されるステップ例

(特定の事例や文書をもとにしたステップではない。またこれらのステップがGISの考え方の全てを表している訳ではない。)



23 京都ユニットの管理システム

23-1. 国別登録簿

附属書 国それぞれが、京都ユニットの発行、保有、移転、取得、取消、償却、繰り越し等を正確に実施するため、国別登録簿 (national registry) を設立・運営することが必要 [CMP/2005/8/Ad2, p28 Ⅱ'17]

☞ 各締約国は「国別登録簿管理者」において国別登録簿を運営する [CMP/2005/8/Ad2, p28 Ⅱ'18]

複数の締約国が共同で運営することも可能(ただし国別登録簿自体は厳密に区分されていることが必要)

☞ 国別登録簿は標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない [CMP/2005/8/Ad2, p28 Ⅱ'19]

それぞれの国別登録簿は、京都ユニット(AAU、ERU、CER、tCER、ICER、RMU)を管理するため、以下に示すタイプの口座が設けられる [CMP/2005/8/Ad2, p28 Ⅱ'21]

(締約国用) 保有口座
政府(国)の保有する
京都ユニットを入れる
口座

(法人用) 保有口座
国が承認する事業者
等の保有する京都ユ
ニットを入れる口座

(吸収源活動関連) 取消口座
国内の吸収源活動が、結果的に排出となった場合、排
出分に見合う京都ユニットを取り消すための口座

(不遵守関連) 取消口座
第1約束期間において国が不遵守だった場合、排出超
過分の1.3倍の京都ユニットを取り消すための口座

(その他関連) 取消口座
(3)(4)以外の理由(自主的な取消等)によって京都ユ
ニットを取り消すための口座

tCER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 Ⅱ'43]
tCERの失効前に補填を目的としてAAU、CER、
ERU、RMU、tCERを取り消すための口座

ICER補填口座 [CMP/2005/8/Ad1, p71 Ⅱ'47]
ICERの補填を目的としてAAU、CER、ERU、
RMU、ICERを取り消すための口座

償却口座 [CMP/2005/8/Ad2, p27 Ⅱ'14]
ある約束期間における国の数値目標達成の
ため、京都ユニットを償却するための口座

☞ 英語では「保有口座 = holding account」、「取消口座 = cancellation account」、「補填口座 = replacement account」、「償却口座 = retirement account」となる

☞ の口座については、それぞれ、複数が設けられることもある

☞ の口座については、各約束期間ごとに設けることが必要

☞ 口座が識別できるよう、各口座に国コード、口座番号が付される [CMP/2005/8/Ad2, p28 Ⅱ'22]

取消口座に入れられた京都ユニットは数値目標の達成に用いたり、移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 Ⅱ'35]

償却口座に入れられた京都ユニットは移転、次期約束期間への繰り越しは不可 [CMP/2005/8/Ad2, p30 Ⅱ'35]

京都ユニットの識別番号

京都ユニットにはそれぞれを区別できるよう、1t-CO₂毎に識別番号が付される。それぞれの京都ユニットは、一つの国別登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [CMP/2005/8/Ad2, p28 \1720]

識別番号(イメージ)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
XX	1		000,000,000,000,001	999,999,999,999,999	01	01	1	0000001	1	XX/YY/ZZ

	識別子	範囲又はコード
1	発行締約国	ISO3166が定める2005年1月1日現在の2桁の国コード
2	ユニットのタイプ	1 = AAU, 2 = RMU, 3 = AAUから転換されたERU 4 = RMUから転換されたERU, 5 = CER, 6 = tCER, 7 = ICER
3	補足的なユニットのタイプ	ブランク又は補助取引ログ(STL: supplementary transaction log)によって規定される
4	ユニットの開始番号	1 ~ 999,999,999,999,999
5	ユニットの終了番号	1 ~ 999,999,999,999,999
6	発行した約束期間番号	1 ~ 99
7	活用可能な約束期間番号	1 ~ 99
8	吸収源活動	1 = 新規植林・再植林, 2 = 森林伐採, 3 = 森林経営, 4 = 農地管理, 5 = 放牧地管理, 6 = 植生回復
9	プロジェクト特定番号	プロジェクト毎の固有の番号(当該ユニットを発行した登録簿が付すもので、発行した登録簿とプロジェクトの組合せ番号となる)
10	JITラック	1 又は 2
11	有効期限	tCER 又は ICERの有効期限

[Data exchange standards for registry system under the Kyoto Protocol, technical specifications (Version 1.1.2), 07 April, 2009, p F-2]

国別登録簿による情報公開

国別登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する

[CMP/2005/8/Ad2, p32 \1744 ~ 48]

☞ 事業者等の保有する口座についても情報公開の対象

口座に関する情報

☞ 口座保有者名、保有者の代表者名及び連絡先等

京都ユニットの総量に関する情報

各口座別の京都ユニット保有状況

JIプロジェクトに関する情報

☞ プロジェクト名、場所、ERU発行年、公開すべき報告書

国によって京都メカニズムへの参加の承認を得ている法人リスト

23-2. CDM登録簿

CDM理事会は、非附属書 国によるCERの発行、保有、移転、取得について正確に把握するため、CDM登録簿を設立・運営する
[\[CMP/2005/8/Ad1, p27 ㊦㊵1~2\]](#)

☞ CDM登録簿は、CDM理事会の管理の下で、「CDM登録簿管理者」が運営する

☞ CDM登録簿は、標準化され、国別登録簿や国際取引ログとデータ交換が容易な電子データベースの様式をとる

CDM登録簿は、以下に示すタイプの口座が設けられる [\[CP/2003/2/Ad1, p7 ㊦㊵26\(b\)\]](#)

(CDM理事会用) 保留口座

発行されたCERを最初に入れる口座
 (CERは、この口座から他の口座に移転される)

[\[CMP/2005/8/Ad1, p27 ㊦㊵3\(a\)\]](#)

(非附属書 国用) 保有口座

CDMプロジェクトのホスト国、又は口座開設を希望する非附属書 国の保有するCERを入れる口座

[\[CMP/2005/8/Ad1, p27 ㊦㊵3\(b\)\]](#)

取消口座

過剰なCERが発行されていたことが判明した場合に、過剰発行分に相当する京都ユニットを入れて取り消すための口座

[\[CMP/2005/8/Ad1, p27 ㊦㊵3\(c\)\]](#)

tCER・ICER取消口座

CDM登録簿保有口座内で失効したtCER・ICER、及び非適格となったICERを取り消すための口座

[\[CMP/2005/8/Ad1, p80 ㊦㊵3\]](#)

分担用口座

発行されたCERのうち、途上国の適応費用支援に充てる分担分(SOP-Adaptation)として差し引かれるCERを入れるための専用口座

[\[CMP/2005/8/Ad1, p27 ㊦㊵3\(d\)\]](#)

については、それぞれ、複数の口座が設けられることがある

☞ 各口座には、国(ISO3166の二桁記号) / 組織の識別コード、口座を特定するための識別番号が付される [\[CMP/2005/8/Ad1, p27 ㊦㊵5\]](#)

取消口座に入れられた京都ユニットは、数値目標の達成に用いたり、移転することはできない

それぞれのCERは識別番号が付され、登録簿内の一つの口座のみに存在し、複数の口座に存在することはない [\[CMP/2005/8/Ad1, p27 ㊦㊵4\]](#)

CDM登録簿による情報公開

CDM登録簿では、秘密でない情報(以下参照)についてインターネットで公開する [\[CMP/2005/8/Ad1, p28 ㊦㊵9~12\]](#)

口座に関する情報(口座保有者名、口座保有者の代表者名及び連絡先情報)

CERの総量に関する情報(発行、移転(取得した先の口座・登録簿を特定する情報含む)されたCERの総量、CERの過剰発行のため取り消された京都ユニットの総量)

口座別のCER保有状況(各口座別の年初及び現在のCERの保有量)

CDMプロジェクトに関する情報(プロジェクト名、場所、CER発行年、関与したOE(運営組織)名、公開すべき報告書の電子ファイル)

23-3. 国際取引ログ(ITL)

UNFCCC事務局は、京都ユニットの発行、登録簿間での取得・移転、取消、失効及び補填(tCER・ICERの場合のみ)、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、国際取引ログ(International Transaction Log:ITL)を設立、運営する [CMP/2005/8/Ad2, p31 Ⅱ'538]

[CMP/2005/8/Ad1, p73 Ⅱ'555~56]

☞ 国際取引ログは標準電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ間における正確で透明性が高く効率的なデータ交換が確保されなければならない

国際取引ログでは、以下のようなチェックを行う [CMP/2005/8/Ad2, p31 Ⅱ'542]

京都ユニットに関する全ての処理(発行、登録簿間での取得・移転、取消、償却、繰り越し)に対するチェック

- ☞ 既に償却・取消された排出枠でないかどうか、2つ以上の登録簿に登録されていないかどうか、過去に不整合が指摘され、まだ解決されていない京都ユニットでないかどうか
- ☞ 不適切に繰り越されていないか、不適切に発行されていないか
- ☞ 事業者等の場合、参加が承認されているかどうか

登録簿間の移転に対するチェック

- ☞ 京都メカニズムへの国の参加資格が満たされているかどうか
- ☞ 京都ユニットの供給国(移転国)の約束期間リザーブが保持されているかどうか

新規植林・再植林CDMによるCERの取得に対するチェック

- ☞ tCER・ICERの取得量制限を越えていないか

CERの償却に対するチェック

- ☞ 当該国が京都メカニズムの参加資格を有しているか(数値目標の達成にCERを活用できるかどうか)

京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は、国際取引ログ及び(移転の場合はその取得先となる)国別登録簿に対し、その内容を通知する

[CMP/2005/8/Ad2, p31 Ⅱ'541]

国際取引ログは全ての処理と処理完了日時を記録し、公開する [CMP/2005/8/Ad2, p32 Ⅱ'543(d)]

国際取引ログはtCER又はICERそれぞれの失効1ヶ月前に、補填が必要となることを附属書 国に通知する [CMP/2005/8/Ad1, p73 Ⅱ'555]

☞ 附属書 国が規定に従いtCER又はICERの補填を行わない場合は、その記録はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書8条に基づく審査の対象となる [CMP/2005/8/Ad1, p73 Ⅱ'556]

参考: 国際取引ログの自動チェックによって問題があるとされた場合

- ☞ 京都ユニットの処理を行おうとする登録簿は処理を停止し、国際取引ログ及び(移転の場合はその受け手となる)国別登録簿に通知する。当該問題はUNFCCC事務局に回付され、京都議定書第8条に基づく審査の対象となる。 [CMP/2005/8/Ad2, p32 Ⅱ'543(a)]
- ☞ 問題があるとされたにもかかわらず処理されてしまった場合、その処理に基づく京都ユニットは必要な修正が終わるまで数値目標の達成に活用することができない当該処理に関係した国が30日以内に必要な修正を行う事が必要 [CMP/2005/8/Ad2, p32 Ⅱ'543(b)]

24. 京都メカニズム活用の際の留意事項

24-1. 京都メカニズムの参加資格

国の参加資格

附属書 国が京都メカニズムに参加 するためには、以下に挙げる参加資格をすべて満たすことが必要

[CMP/2005/8/Ad2, p6 Ⅱ'521] [CMP/2005/8/Ad1, p12 Ⅱ'531] [CMP/2005/8/Ad2, p18 Ⅱ'52]

- ☞ 京都議定書締約国であること
- ☞ 割当量を算定し、記録していること
- ☞ 国としての排出枠・クレジット(京都ユニット)保有量の管理を行うための国別登録簿を整備していること
- ☞ 温室効果ガスの排出量及び吸収増大量の算定が行える国家制度を整備していること
- ☞ 直近の排出・吸収目録を毎年提出していること
うち、第1約束期間については、排出目録について内容審査に合格していること
- ☞ 割当量に関する補足的情報を提出し、京都議定書3条3項・4項の活動(土地利用・土地利用変化・林業)に対して割当量への追加及び差し引きを行っていること

事業者の参加資格

附属書 国の事業者によるCDMやJIプロジェクトの実施、CDM登録簿内へのCERの発行・分配は、国が参加資格を有していなくても可能

事業者が京都メカニズムを活用して、京都ユニットの取得・移転を行うためには以下が必要

- ☞ 当該事業者に参加の承認を与えている国が、京都メカニズムの参加資格を有していること [CMP/2005/8/Ad2, p7 Ⅱ'529] [CMP/2005/8/Ad1, p13 Ⅱ'533] [CMP/2005/8/Ad2, p19 Ⅱ'55]
 - ☞ 国別登録簿の中に、事業者の保有する京都ユニットを管理するための“法人用保有口座”が開設されていること
- 国が参加資格を取得する前の段階から、CDMやJIプロジェクトの準備は可能

ここで「参加する」とは、

- ☞ 国際排出量取引については、京都ユニットの移転・取得を行うこと
- ☞ CDMについては、取得したCERを附属書 国が約束の履行に用いること。CERの発行や取得の資格要件は、DNA (Designate National Authority: 指定国家機関) の設立である
- ☞ JIについては、生じたERUの取得、及びトラック1JIにより生じたERUの発行と移転を指す。トラック2JIにより生じたERUの発行と移転の資格要件は、京都議定書の締約国であること、割当量が算定されていること、国別登録簿を整備していることである。

参考: 国の参加資格の取得

- ☞ 国は参加資格を満たしていることをUNFCCC事務局に報告し、報告後16ヶ月後までに、京都議定書のために設立される「遵守委員会・執行部」から問題提起されない限り、参加資格を有することになる

16ヶ月以内であっても、執行部が認めれば、参加資格を有することになる
その後も毎年の排出目録等に関し遵守委員会執行部が資格を満たしていないと判断しない限りは、資格を有することとなる

[CMP/2005/8/Ad2, p6 Ⅱ'522] [CMP/2005/8/Ad1, p13 Ⅱ'532] [CMP/2005/8/Ad2, p19 Ⅱ'53]

参考: 国の参加資格の停止と回復

- ☞ 遵守委員会・執行部が、ある国が京都メカニズムの参加資格を満たさなくなったと判断した場合、当該国は京都メカニズムの活用ができなくなる(当該国に承認されていた事業者も同様) [CMP/2005/8/Ad3, p102 Ⅱ'54]
- ☞ 参加資格が停止された国は、回復のために必要な措置を講じた上で執行部に対して参加資格の回復申請を行う [CMP/2005/8/Ad3, p102 Ⅱ'54]
- ☞ 執行部が、引き続き参加資格を満たしていないと判断しない限り、参加資格が回復される(事業者も同様)
- ☞ 参加資格を有している国(及び有していない国)のリストは、UNFCCC事務局によって公開される
[CMP/2005/8/Ad2, p7 Ⅱ'527] [CMP/2005/8/Ad1, p14 Ⅱ'534] [CMP/2005/8/Ad2, p19 Ⅱ'54]

京都メカニズム活用の補足性

京都議定書の数値目標の達成に際して、京都メカニズムの活用は国内対策に対して補足的(supplemental)で、国内対策が数値目標の達成のための努力の重要な要素(significant element)でなければならないとされている [CMP/2005/8/Ad1, p4 ㉔㉕]

☞ ただし、京都メカニズムの活用(京都ユニットの取得)が定量的に制限されている訳ではない

新規植林・再植林CDMによるCERの取得量上限

第1約束期間における、新規植林・再植林(A/R)CDMによるtCERとiCERについては、基準年排出量の1%×5倍が取得上限 [CP/2001/13/Ad2, p22 ㉔㉕(b)]

☞ 取得上限はネット(総取得量-総移転量)で、償却時にチェックを行う

森林経営のJIによるERUの発行量上限

森林経営のJIプロジェクトによるERUについては、各国毎に発行量の上限が決まっている [CMP/2005/8/Ad3, p7 ㉔㉕10~11]

☞ 具体的には、国内における森林経営によるRMU発行分と、森林経営JIによるERU発行量の合計値に対して上限がある
新規植林・再植林のJIプロジェクトによるERUについては、発行量の上限はない

24-3. 京都ユニットの繰り越し制限

第1約束期間について、必要な京都ユニット量を償却後(第1約束期間全体の温室効果ガス排出量に相当する量)、なお京都ユニットに余剰がある場合、基本的には次期約束期間に繰り越しが可能である [CMP/2005/8/Ad2, p30 ㉔㉕36]。ただし、以下のような制限がある。

☞ 下記の繰り越し制限は京都メカニズムを活用する全ての締約国に適用されるが、当該国の国内政策・制度に応じて事業者も間接的に影響を受ける

CERの繰り越し制限

☞ CDMプロジェクトで取得したCERについては、割当量の2.5%までしか繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔㉕15(b)]

tCERとiCERの繰り越し制限

☞ tCER及びiCERについては繰り越すことができない [CP/2003/6/Ad1, p71 ㉔㉕41]
[CP/2003/6/Ad1, p71 ㉔㉕45]

ERUの繰り越し制限

☞ JIプロジェクトで取得したERUについては、割当量の2.5%までしか繰り越すことができない
☞ RMUから変換されたERUは繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔㉕15(a)]

RMUの繰り越し制限

☞ RMUについては繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔㉕16]

AAUには繰り越し制限はない [CMP/2005/8/Ad2, p27 ㉔㉕15(c)]

繰り越すことが可能なのは、国別登録簿の中の対象となる京都ユニットのみであり、CDM登録簿内の京都ユニットは繰り越すことができない [CMP/2005/8/Ad2, p30 ㉔㉕36]

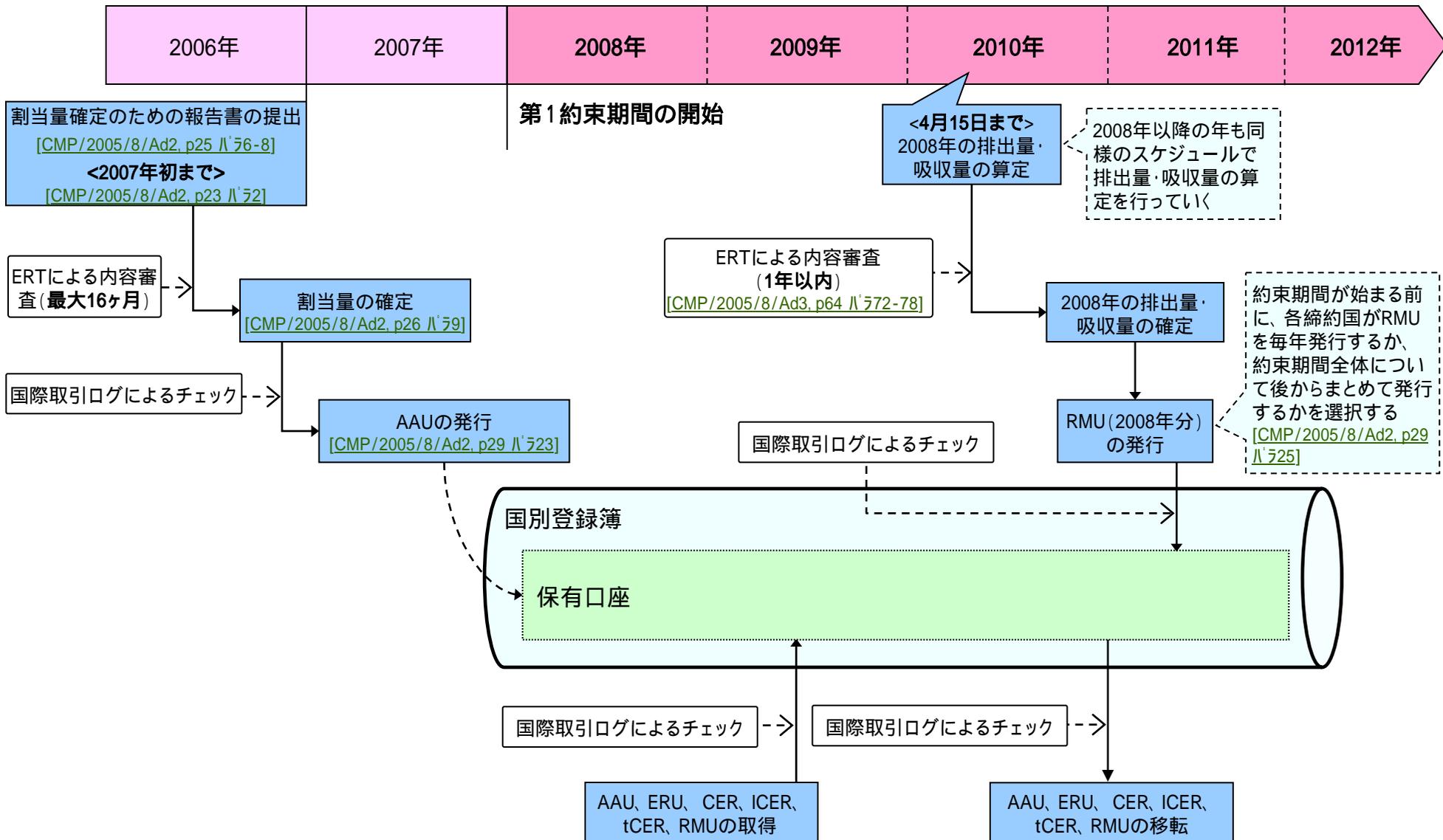
24-4. 国が不遵守の場合の制限

第1約束期間の追加期間末において、結果として国が京都議定書の不遵守(「総排出量」>「総排出枠」となった場合、国としての京都ユニットの移転資格が停止され(事業者も同様)、海外への京都ユニットの移転(売却等)ができなくなる [CMP/2005/8/Ad3, p102 ㉔㉕5(c)]

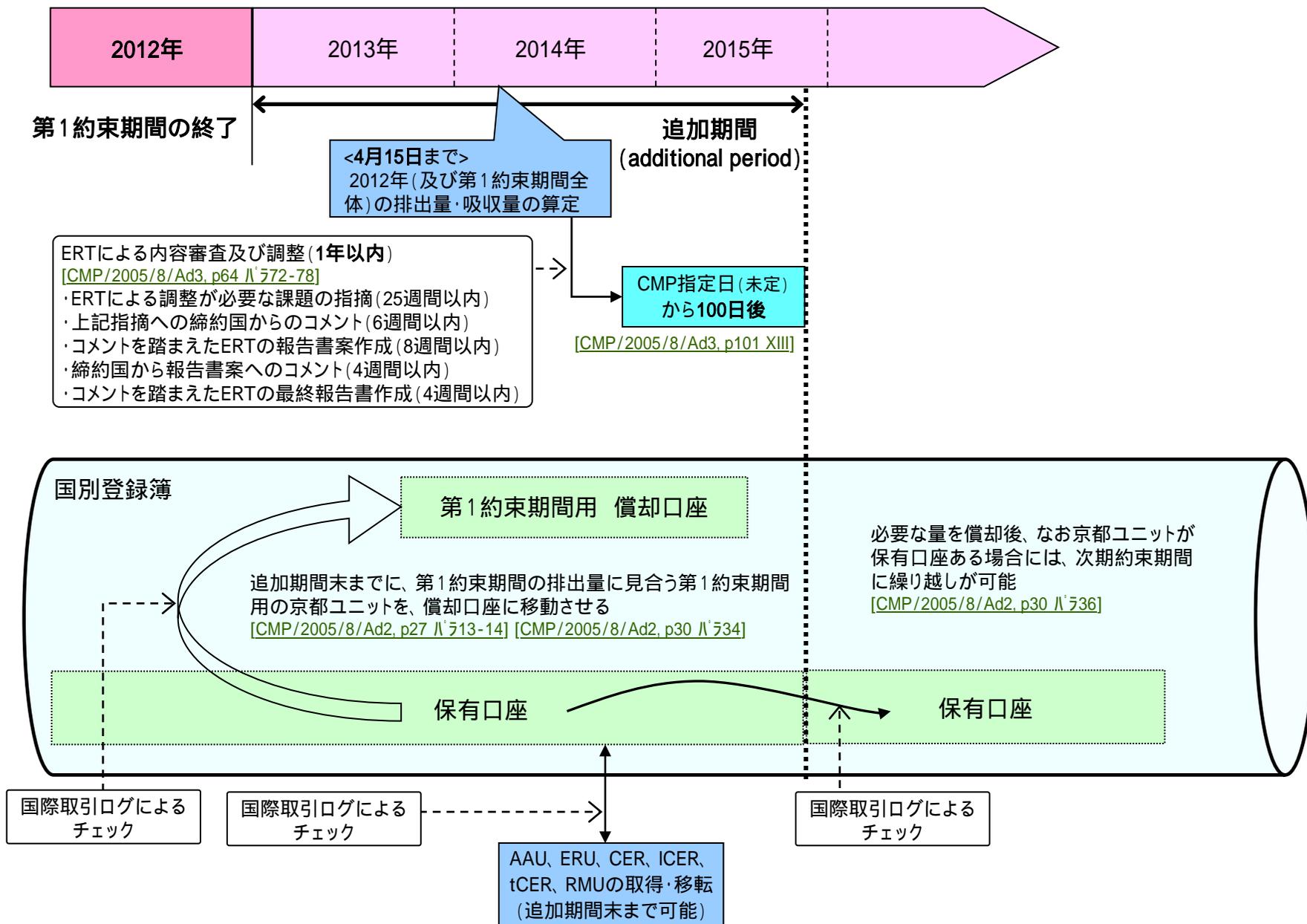
☞ なお、国が不遵守となった場合、「総排出量」>「総排出枠」の差分(排出超過分)について、1.3倍した量が、国全体の次期約束期間の割当量から差し引かれる [CMP/2005/8/Ad3, p102 ㉔㉕5(a)]

25. 京都ユニットの管理の流れ

25-1. 京都ユニットの発行、取得・移転



25-2. 京都ユニットの償却、繰り越し



25-3. 附属書 国の吸収量の算定方法

吸収源活動の定義

吸収源活動には京都議定書3条3項に基づく森林関連の活動と、3条4項に基づく追加的吸収源活動がある [CMP/2005/8/Ad3.p5 Ⅱ'71]

- ☞ 3条3項の活動、及び第1約束期間における3条4項の活動については、いずれも1990年以降の活動、行為が行われた土地が対象
- ☞ 非附属書 国におけるA/R CDMの対象となるのは3条3項に基づく森林関連の活動のみであるが、附属書 国における吸収量 (Removal unit: RMU) の算定には、3条3項、3条4項の両方が対象となる

3条3項 [KP 3条 Ⅱ'73]

- ☞ 森林の定義は、面積が0.05～1.0ヘクタール以上、かつ樹冠率はその10～30%以上を占める土地。その樹木は成熟した場合、2～5m以上の高さに成長するものだけとする。

新規植林 (afforestation)

- ☞ 少なくとも50年間は森林でなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること

再植林 (reforestation)

- ☞ 過去には森林であったが、1989年末の時点で森林でなかった土地を、直接人為的に森林に再転換すること

森林減少 (deforestation)

- ☞ 森林である土地を、直接人為的に非森林の土地に転換すること

3条4項 [KP 3条 Ⅱ'74]

- ☞ 各国は右の活動の中から、3条4項に基づく吸収源活動として算定するものを選択できる [CMP/2005/8/Ad3.p6 Ⅱ'76]
- ☞ 各活動によって吸収量の算定方法が異なる

森林経営 (forest management)

- ☞ 森林の関連する生態的(生物多様性を含む)、経済的、社会的機能を持続可能な方法で満たすことを目指した、森林である土地の経営と利用に関する一連の行為

農地管理 (cropland management)

- ☞ 農作物が生育する土地、及び農作物の生産のために確保されている、又は一時的に農作物の生産に利用されていない土地における一連の行為

放牧地管理 (grazing land management)

- ☞ 植物や家畜生産の量と種類を管理する一連の行為

植生回復 (revegetation)

- ☞ 最小面積0.05ヘクタールであり、かつ新規植林・再植林の定義にあてはまらない植生を構築することを通じて現場での炭素ストックを増加させるための直接的人為的活動

吸収量の算定方法(3条3項、3条4項の森林経営)

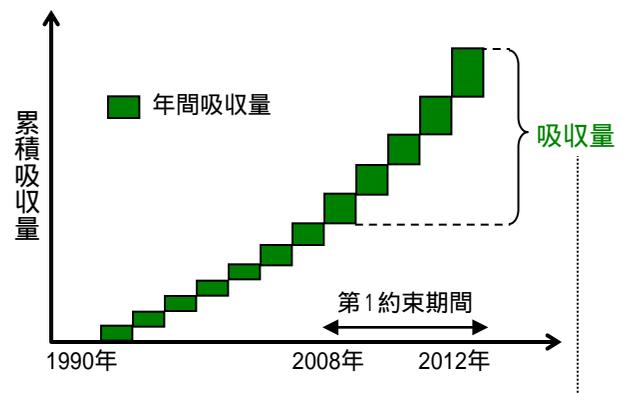
1990年以降に新規植林・再植林、又は森林減少(3条3項)及び3条4項の森林経営の活動が行われた土地について、第1約束期間中の吸収量から排出量(伐採の場合)を差し引いた量を吸収量としてカウントできる(グロス・ネット方式と言われる)[CMP/2005/8/Ad3.p8 117]

上記が排出となる場合でも、3条4項の森林経営による吸収量を用いて、年間900万t-Cまで相殺できる [CMP/2005/8/Ad3.p6 110]

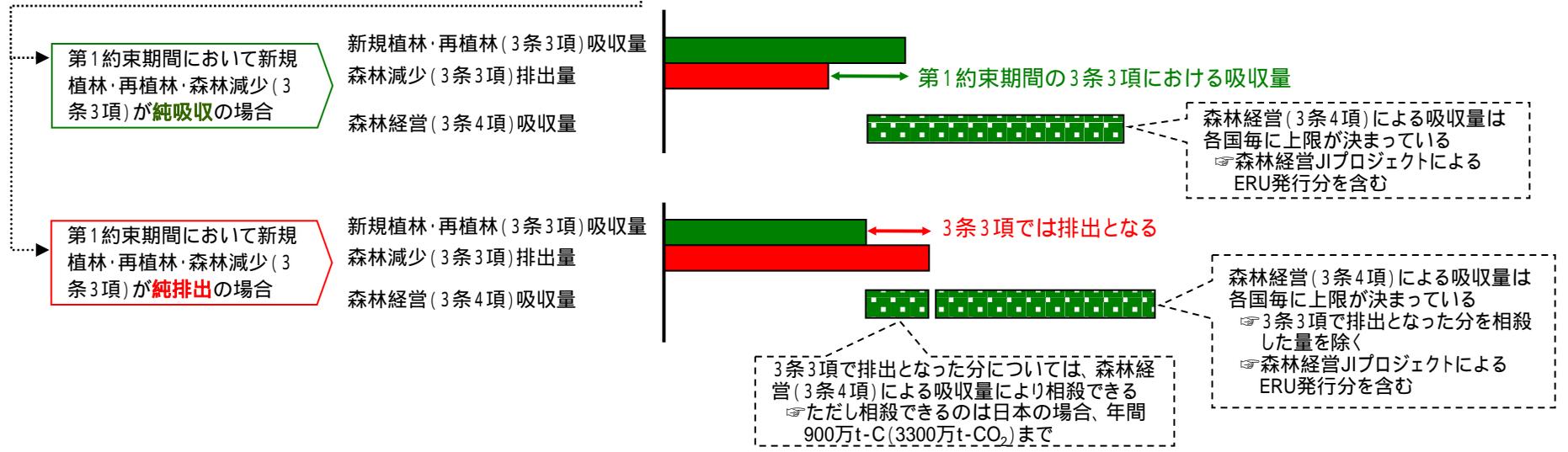
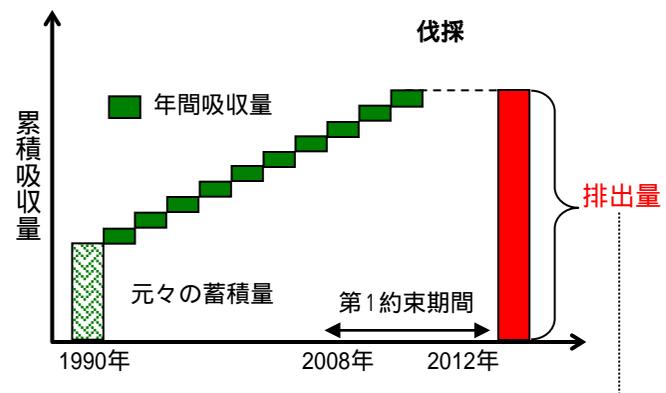
3条4項の森林経営については、1990年以降に人為的活動が行われた土地を対象として、その土地における吸収量を算定できる [CMP/2005/8/Ad3.p7 111]。なお算定できる量は各国毎に上限が決まっている [CMP/2005/8/Ad3.p9]。

☞ 上限は3条4項に関連するJIプロジェクトによるERU発行分含み、3条3項の排出分を相殺した後に適用される

新規植林・再植林(3条3項)における吸収量の考え方



森林減少(3条3項)における排出量の考え方

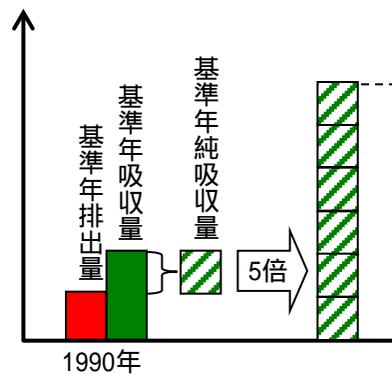


吸収量の算定方法(3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復) [CMP/2005/8/Ad3.p6 Ⅱ'79]

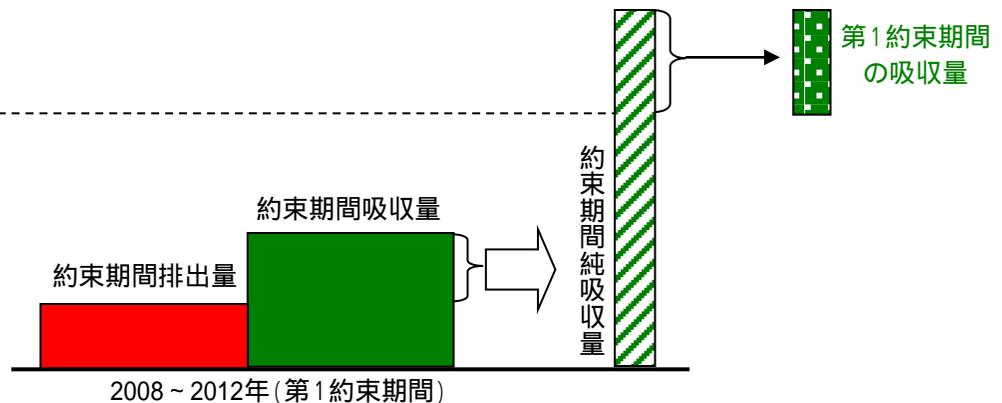
対象となる活動の、基準年における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を5倍する
 対象となる活動の、第1約束期間中における吸収量と排出量を比べて、純吸収となっていた場合には、その量を算定する
 とを比べて、の方が多ければ、その分が第1約束期間の吸収量として算定する

☞ ネット・ネット方式と言われる
 3条4項の農地管理、放牧地管理、植生回復に関連するJIプロジェクトについては、ERU発行量には上限はない

基準年における純吸収量を算定し5倍



第1約束期間における純吸収量を算定



26. 京都メカニズムに関連する日本の国内制度

26-1. 日本の国内制度の概要

京都議定書の締結 (1-1関連)

- ☞ 2002(H14)年5月21日に衆議院本会議において京都議定書の締結承認案が全会一致で可決され、2002年5月31日には参議院本会議においても全会一致で可決された。2002年6月4日の閣議において京都議定書を受諾することを決定し、同日に国連事務総長宛に受諾書を寄託した。

日本の京都メカニズムへの参加資格 (24-1関連)

- ☞ 2006(H18)年8月30日に割当量報告書を提出し、割当量が確定しており、2008年1月1日より京都メカニズムの参加資格を取得済み

日本の初期割当量は、59億2826万t(CO₂換算)

なお日本は割当量の算定を含む、国全体の排出量の算定については、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については年度(4月～3月)ベース、HFC、PFC、SF₆については暦年ベース(1月～12月)で行うこととなっている

日本のERU、CERの繰り越し上限 (24-3関連)

- ☞ どちらも日本の初期割当量の2.5%であるため、(59億2826万t) × (2.5%) = 1億4821万t-CO₂が、日本のERU及びCERのそれぞれの繰り越し上限

国別登録簿 (26-2参照)

- ☞ 2007(H19)年3月26日に国別登録簿(正式名称は割当量口座簿)を稼働済み

- ☞ また国際取引ログとも接続済み

2007～2011年において日本は約1億9000万tのAAU移転先、約645万tのERU移転先、約1億9191万tのCER移転先、約1万tのAAU移転元、約130万tのERU移転元、約7180万tのCERの移転元となっている <jpn-2011-sef-21feb>

DNAとCDM/JI承認プロセス (10関連)

- ☞ 2002(H14)年7月19日に、地球温暖化対策推進本部決定として「京都メカニズム活用連絡会」を日本のDNA(指定国家機関)として指定済み。なお2005(H17)年4月28日に、「京都メカニズム推進・活用会議」が設置されDNAとなり、「京都メカニズム活用連絡会」は廃止された。
- ☞ 2002(H14)年10月17日に「共同実施及びクリーン開発メカニズムに係る事業承認に関する指針」として、投資国の承認プロセスを決定済み。なおこの指針は2007(H19)年2月21日に改められている。

京都ユニットの会計処理 (26-4参照)

- ☞ 企業会計基準委員会(ASBJ)が、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004(H16)年11月30日公表、2009(H21)年6月23日最終改正)を公開している

京都ユニットの税務上の取扱い

- ☞ 法人税及び消費税の取扱いについて、国税庁課税部長から2009(H21)年2月13日付けで「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」という文書回答が出されている

京都ユニットの法的位置づけ

- ☞ 京都議定書に基づく国別登録簿の在り方に関する検討会が2006(H18)年1月に報告した「京都議定書に基づく国別登録簿制度を法制化する際の法的論点の検討について」によれば、「クレジットの法的性質については、動産類似の性質を持つものと観念し、今後の国内立法及び裁判における基本的な準則であると整理する必要性を確認するものの、民事法体系に与える影響の大きさや国際調和の観点にかんがみ、現時点において、積極的にクレジットを動産類似のものとして法令上で明示する意義は小さいとの結論を得た」としている

新規植林・再植林CDMからのクレジットの補填に関する事項(19-2関連)

2008(H20)年6月13日割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令(地球温暖化対策の推進に関する法律)

<以下の用語については26-2参照>

新規植林・再植林CDMクレジットの補填手続

☞ 口座名義人が国の管理口座に償却を目的として、算定割当量のうち新規植林・再植林CDMプロジェクトから生ずるもの(t-CER又はI-CER)の振替の申請を行う場合には、口座名義人の登記事項証明書、印鑑証明書の他に、申請を行った口座名義人において当該申請に係るt-CER又はI-CERと同量の算定割当量を将来国の管理口座に移転する旨を記載した書面を添付しなければならない

森林の滅失等による植林クレジットの移転の制限

☞ I-CERについてUNFCCC事務局から補填を求める通知があった場合における当該通知に係るI-CERについての振替の申請があった場合(補填する目的で国の管理口座に振替の申請を行う場合を除く)には、環境大臣及び経済産業大臣は、国際ルールに基づき、当該I-CERの移転を行わない

特定認証排出削減量

☞ 地球温暖化対策法第34条の2第1項の特定認証排出削減量は、I-CER)とする

特定認証排出削減量の補填手続

☞ 環境大臣及び経済産業大臣は、UNFCCC事務局からI-CERに係る森林の滅失等に伴う補填を求める通知があった場合で、当該通知に係るI-CERを保有する口座名義人が2以上ある場合には、それぞれの口座名義人が当該通知に係るI-CERを保有する数量の割合に応じて補填を求める

特定認証排出削減量の補填に用いることができない算定割当量

☞ 国際ルールに基づき、I-CERの補填に用いることができない算定割当量として、t-CER及び滅失等に係る事業とは別の植林事業から生じたI-CERとする

参考:日本国内の森林に関する決定事項

森林の定義(25-3関連)

☞ 日本における森林の定義は、最小面積 0.3ha、最小樹冠被覆率 30%、最低樹高 5m、最小の森林幅 20mとする
吸収源として算定できる吸収源活動とその定義(25-3関連)

☞ 「森林経営」= 育成林については、森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業(更新(地拵え、地表かきおこし、植栽等)、保育(下刈り、除伐等)、間伐、主伐)、天然生林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置

☞ 「植生回復」= 1990年以降に行われる開発地における公園緑地や公共緑地、又は行政により担保可能な民有緑地を新規に整備する活動

土地の特定方法

☞ 全国土を地域ブロック、都道府県界等によって層化し、その境界内において森林経営等が行われたと適切に推計される土地の面積を報告

森林経営等に関する吸収量(25-1関連)

☞ 全約束期間分(5年分)をまとめて算定

以上「京都議定書の我が国の目標に係る割当量報告書の提出について」p15より

森林経営(3条4項)による吸収量の上限(25-3関連)

☞ 森林経営(3条4項)による吸収量の日本の上限は1300万t-C/年(約4767万t-CO₂/年) [CMP/2005/8/Ad3, p9]

26-2. 日本の国別登録簿

日本の国別登録簿は、2007(H19)年2月16日から運用が開始されている(詳細は、<http://www.registry.go.jp/>参照)

- ☞ 割当量口座簿に関しては地球温暖化対策の推進に関する法律に条文がある(「[国別登録簿の申請手続に関する手順書](#)」環境省・経済産業省2010(H22)年3月29日版p38-39を参照)

地球温暖化対策の推進に関する法律及び関係政省令において用いられている正式な名称の意味は以下の通り

- ☞ **割当量口座簿** 国別登録簿(national registry)のこと
- ☞ **管理口座** 保有口座(holding account)のこと
- ☞ **算定割当量** 本資料中で言う「京都ユニット」のこと
- ☞ **振替**→京都ユニットの取得及び移転のこと

所管省庁

- ☞ 環境大臣及び経済産業大臣は、国際的な決定に従い割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転を行うための口座(管理口座)を開設する

割当量口座簿について

- ☞ 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスクをもって調製する
- ☞ 割当量口座簿は、国の管理口座と、国内に本店又は主たる事務所を有する法人の管理口座に区分する

管理口座について

- ☞ 算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設を受けなければならない。
- ☞ 管理口座の開設を受けようとする法人は、必要事項を記載した申請書に必要書類を添付して環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない
- ☞ 管理口座は、一の内国法人につき一つに限り開設することが可能
- ☞ 口座の開設の虚偽の申請等については罰則に関する規定がある
- ☞ 口座名義人は自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる

算定割当量について

- ☞ 算定割当量の帰属は、割当量口座簿の記録により定まるものとする
- ☞ 国又は口座名義人は、その口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する
- ☞ 算定割当量は、質権の目的とすることができない

振替について

- ☞ 算定割当量の振替は、算定割当量を譲り渡す口座名義人の申請に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が、譲渡し、譲受けに係る管理口座に当該算定割当量についての増減の記録をすることにより行う
- ☞ 算定割当量の譲渡は、譲受人がその口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない
- ☞ 振替(他の締約国又は事務局からの振替を除く)によりその口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときを除き、当該算定割当量を取得する
- ☞ 国の管理口座への算定割当量の振替の申請を行う場合には、償却を目的とする移転、取消を目的とする移転、法第34条の2第2項の義務の履行(I-CERの補填関連)を目的とする移転、上記の目的以外を目的とする移転の別を記入する

信託について

- ☞ 算定割当量は信託を行うことができる。ただし、算定割当量の信託は、信託の受託者の管理口座に置いて信託の記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

申請方法 (国別登録簿の申請手続に関する手順書 p6)

電子申請 (e-Gov) の場合、予め電子証明書 (有料) を入手して、パソコンからインターネットを通じて申請する
法務局が発行した電子証明書の場合、印鑑証明書と登記事項証明書は不要

☞ 法務局以外の電子認証局が発行した電子証明書の場合、登記情報提供サービスで照会番号を取得するか、又は、
登記事項証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの) を添付する

各種申請手続に関する手数料及び電子申請の場合の処理期間の目安は以下のとおり。なお、処理期間はあくまで標準的な目安を示したものであり、申請の繁忙期、閑散期により変わる。

☞ 手数料は申請後にインターネットバンキング又はATM から納付する

☞ 日本国政府に対して償却や取消のために無償で移転する場合、手数料は不要であり、移転した証明書もパソコンから印刷できる

申請の種類	手数料	処理期間の目安
管理口座の開設	20,900円	1か月
算定割当量の振替	6,200円	1週間半 (法務局発行の電子証明書による電子申請の場合は数日以内)
割当量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付	530円	1か月
管理口座の口座名義人の名称等の変更	-	1か月
管理口座の廃止	-	1か月

申請の種類 (信託関係)		手数料	処理期間の目安
算定割当量の信託の記録	申請者 = 委託者	6,200円	1週間半
	申請者 = 受託者	-	
算定割当量の信託の記録の抹消	国内移転する場合	6,200円	1週間半
	受託者の固有財産にする場合	-	
受託者の変更による算定割当量の振替及び受託者変更記録等		6,200円	1か月
算定割当量の信託の記録の変更		-	1週間半

システムの利用可能時間 (国別登録簿の申請手続に関する手順書 p7)

国別登録簿システムの利用時間は、平日6時～24時

土日祝祭日、年末年始 (12月29日から1月3日) は利用できない

振替・口座変更・信託の申請書の作成、電子申請による振替の移転指示は、この時間内に行うことが必要

システムの保守等の理由で、システムの運用の停止、休止、中断等を行うことがある (その際は、事前にホームページ上知らせがある)

e-Gov 電子申請システムは24時間利用可能

情報公開 (国別登録簿の申請手続に関する手順書 p6)

以下の事項は、国際的な決定に基づき、ホームページ上で日本語及び英語で情報を公開する

☞ 管理口座の口座番号

☞ 管理口座の口座名義人の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号

☞ 算定割当量の管理を行う部署の名称、電話番号及び電子メールアドレス
代表者氏名、算定割当量の管理を行う部署の住所は公開されない
口座の残高や取引記録が公開されることはない

26-3. 投資国としてのCDM/JIプロジェクトの承認プロセス

日本の事業者が参加するCDM/JIプロジェクトについて、日本政府から投資国としての承認を受けるためのプロセスは以下のようになっている（詳細は、2007（H19）年2月21日「共同実施及びグリーン開発メカニズムに係る事業の承認並びに民間事業者等の事業への参加の承認に関する指針」参照）

プロジェクト承認の申請者（プロジェクト参加者）

JI及びCDMプロジェクトの日本国外での実施又は排出削減量等の取得及び日本の割当量口座簿上の管理口座への移転を目的として、当該プロジェクト及び当該プロジェクトへの参加について日本国政府の承認を得ようとする者

(1) PDD（プロジェクト設計書）を作成（英語）

(2) 日本政府に提出する申請書（[共同実施/クリーン開発メカニズム]に係る事業及び事業への参加に関する承認申請書）を作成

- ☞ 基本的に日本語で作成（該当部分のみ英語名を併記）
- ☞ 申請書は、 で作成したプロジェクト設計書の内容を抜粋することで、ほとんどの項目の記入が可能
- ☞ 推進・活用会議（右記参照）構成省庁から、支援を希望する省庁の名称を記入する
- ☞ 申請書の記載事項のうち、競争上の利益の確保の観点から非開示を求める部分があれば、当該部分にその旨を記入する

(3) 申請書及び添付書類の提出

- ☞ 添付書類としてPDDとプロジェクト参加者の財務状況に関する書類が必要
- ☞ 推進・活用会議構成省庁のうち、申請者希望担当省庁（申請者がプロジェクト支援担当省庁として希望する省庁をいう）のいずれかの申請窓口へ提出する

(7) プロジェクトに関する報告

- ☞ 国内のプロジェクト参加者は、プロジェクトに関する報告の手引きに従い必要な事項を、いずれか1つのプロジェクト支援担当省庁に対して報告する
- ☞ 報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する

京都メカニズム推進・活用会議（推進・活用会議）（DNA）

- ☞ 地球温暖化対策推進本部幹事会（幹事会）の下に設置
- ☞ 構成員は以下の省庁の課長級
内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省、財務省
- ☞ 庶務は、環境省、経済産業省の協力を受けた内閣官房

(4) 推進・活用会議による承認申請書の受理とプロジェクト支援担当省庁の決定

- ☞ 申請を受け付けた省庁は、速やかに、当該申請書（添付書類を含む）の写しを他の申請者希望担当省庁へ送付する
- ☞ 申請者希望担当省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ 申請者希望担当省庁以外に追加的にプロジェクト支援担当省庁に参加する意向を有する省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ プロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金がODAの流用ではない旨の政府確認を求めている場合は、審査を行う省庁は、当該資金を拠出した公的機関に対しそれがODAか否かを確認した上で、ODAである場合には、外務省に対し当該公的資金がODAの流用でないか否かについて確認を求め、その結果を推進・活用会議に報告する
- ☞ 推進・活用会議は、申請者の意向を踏まえ、プロジェクト支援担当省庁を決定する

(5) 推進・活用会議による承認/不承認の決定

- ☞ 推進・活用会議は、プロジェクト支援担当省庁として決定された省庁の審査結果（ODAの流用か否かの確認がある場合は外務省も含む）を踏まえ、承認又は不承認を決定する
- ☞ 承認の審査は可能な限り迅速に行うこととし、標準処理期間を1月とする

承認の場合

(6) プロジェクト支援担当省庁による承認レターの交付

- ☞ 承認された場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、政府承認レターを交付する
- ☞ レターはプロジェクト支援担当省庁の大臣名による和文と英文による

不承認の場合

不承認となった場合には、速やかに、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、その旨を、不承認となった理由とともに、文書により通知する（不承認となった案件においても、不承認となった理由を踏まえ申請書類を修正した際には、再度申請を行うことを可能）

承認基準

承認に当たっては、以下の基準に従って審査を行う(指定運営組織及びCDM理事会等が行うような審査を行うものではない)

- ☞ プロジェクトの内容が、京都議定書、京都議定書締約国会合決定その他の国際的合意事項に反するものでないこと
- ☞ プロジェクト参加者が、破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないこと

申請等の方法

申請及び報告並びに政府承認レターの交付等については、申請者等の意向により、電子的な手続又は書面による手続をとることができる

- ☞ なお、電子的な手続が未整備の省庁においては、速やかに実施できるよう措置する

ちなみに、推進・活用会議における報告、協議及び決定についても、迅速な対応を図るため、必ずしも会議の開催を要せず、ファックス又は電子メールによる対応を可能としている

承認済みプロジェクトへの追加的な参加

既に日本国政府の承認を得たプロジェクトに新たに参加することについて日本国政府の承認を得ようとする場合は、申請書(国内のプロジェクト参加者に追加がある場合の申請書様式)に、必要な事項を記入し、かつ必要な書類を添付した上で、当該申請書を、プロジェクト支援担当省庁のいずれかの申請窓口へ提出する

ホスト国政府及び関係国際機関等との連絡及び交渉等

プロジェクト支援担当省庁は、当該プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況を把握するとともに、ホスト国政府及び関係国際機関等による承認等及び排出削減量等の発行を側面支援する

外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国政府及び関係国際機関等との外交的手続及びホスト国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う

プロジェクト支援担当省庁は、国内のプロジェクト参加者に対して、指導及び助言を行い、プロジェクトに関する報告を求めることができる

参考：国際排出量取引への日本法人の参加

☞ 京都議定書17条に基づく国際排出量取引に関しては、締約国から承認(authorize)を受けた法人(legal entities)の参加が認められている [CMP/2005/8/Ad2_p19 ¶55]

☞ 日本においては国別登録簿(正式名称は割当量口座簿)に口座の開設を完了したことをもって、承認されたこととなる

2006(H18)年9月14日京都メカニズム推進・活用会議決定「京都議定書第17条に基づく排出量取引に係る法人の承認手続に関して」

26-4. クレジットの会計・税務処理

企業会計基準委員会 (ASBJ) による、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004年11月30日公表、2006年7月14日改正、2009年6月23日最終改正) <<http://www.asb.or.jp/>>がある(下記表は概要であり、詳細は原文を参照のこと)

- 自主的な行動計画として設定した数値目標や、将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として京都メカニズムにおける排出クレジットを獲得し、これを排出量削減に充てることを想定した取引や、第三者に販売するために排出クレジットの獲得を図る取引等の会計処理の取扱いを対象としている。(下表には未記載だが、試行排出量取引スキームにおいて排出枠を無償で取得する場合の会計処理も示されている)
- 排出クレジットは、無形の財産的価値があることから会計上は無形固定資産に近いと考えられている。また金融資産には該当しないものと考えられる。

		他者から購入する場合	出資を通じて取得する場合
第三者への販売目的で取得	契約締結時		仕訳なし
	支出時(排出クレジット取得前)	「前渡金」とする。ただし、取得前に売却できる場合には「棚卸資産」とすることができる。	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(明らかに回収可能である場合を除き、評価減の要否の検討を行う)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「棚卸資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、期末における当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価との差額は投機の費用として処理する場合もあり得る)。	
	販売時	「棚卸資産」の販売として処理	
将来の自社使用を見込んで取得	契約締結時		仕訳なし
	支出時(排出クレジット取得前)	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の区分に、当該前渡金を示す適当な科目で計上	個別財務諸表上、金融商品会計基準に従って会計処理し、「投資有価証券」、「関係会社株式」、「(関係会社)出資金」とする
	排出クレジット取得前の期末評価	取得原価による(固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。)	市場価格のない株式に該当する場合、個別財務諸表上、取得原価による(減損処理の適用の検討が必要)
	排出クレジット取得時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の取得として処理	
	排出クレジット取得後の期末評価	取得原価による(減価償却は行わない)。ただし固定資産の減損会計が適用される。減損処理にあたっては、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる。	
	第三者への販売時	「無形固定資産」または「投資その他の資産」の売却として処理	
	自社使用(償却目的による政府保有口座への排出クレジットの移転)時(注)	原則として「販売費及び一般管理費」の区分に適当な科目で計上。売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、「売上原価」又は「製造原価」とする。	

(注)実際に政府保有口座に移転していなくとも移転することが確実と見込まれる場合や第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。

京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて

環境省大臣官房審議官及び経済産業省大臣官房審議官から国税庁課税部長への「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」照会に対し、2009(H21)年2月13日付けで文書回答が出された

☞ 詳細は、<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/bunshokaito/hojin/090219/01.htm#a01>参照

法人税について

☞ 内国法人が、償却を目的としてクレジットを取得(購入)し、当該クレジットを我が国の国別登録簿における同法人の保有口座から政府保有口座に移転する場合には、当該クレジットが政府保有口座に記録された日(当該クレジットの政府保有口座への移転が完了した日)を含む事業年度において、原則として、当該クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄附金として、損金の額に算入する企業ごとに排出削減義務が課された場合の会計処理は扱っていない。

この場合における当該クレジットの価額とは時価をいうこととなり、当該クレジットが政府保有口座に記録された日に近い売買実例等を参考として適正に算定することとなる。ただし、売買実例の把握が容易でないこと等により時価の算定が困難である場合には、当該内国法人の帳簿価額を当該クレジットの価額として取り扱う。

消費税について

☞ 内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となる。一方、内国法人による他の内国法人からのクレジットの有償取得については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。

☞ 内国法人が外国法人にクレジットを有償譲渡する場合には、当該クレジットは消費税法施行令第6条第1項第5号に掲げる資産に準ずるものとして、同令第17条第2項第6号の規定により輸出免税が適用される。

なお、輸出免税が適用されるためには、当該クレジットの譲渡を行った相手方との契約書その他の書類で、消費税法施行規則第5条第1項第4号に掲げる事項が記載されているものを、当該譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、事務所等の所在地に保存する必要がある。

消費税法施行規則第5条第1項第4号に掲げる事項とは、

当該資産の譲渡等を行った事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等 / 当該資産の譲渡等を行った年月日 /

当該資産の譲渡等に係る資産の内容 / 当該資産の譲渡等の対価の額 /

当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等

☞ 内国法人が外国法人からクレジットを有償で取得する場合は国外取引となり、消費税の課税の対象とはならない。したがって、当該内国法人においては、当該クレジットの取得について仕入税額控除することはできない。

参考：排出量取引に関する売買契約書に対する印紙税の取扱い[国税庁][<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/inshi/6369/01.htm>]

☞ 京都メカニズムクレジット等は印紙税法上の無体財産権に該当しないので、1回の売買を行うために作成する契約書は印紙税の課税対象とならない
「京都メカニズムクレジット等」とは、京都メカニズムに基づくものに加え、環境省自主参加型国内排出量取引制度に基づくもの(排出枠等)も含まれる
☞ 契約期間中における京都メカニズムクレジット等の売買を継続して行うために作成される契約書で、売買取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうちの1以上の事項を定める契約書は、契約書1通につき4,000円の印紙税が課される。なお、このような契約書であっても、次のいずれかに該当するものは印紙税は課されない。

取引の当事者の一方または双方が営業者でないもの、又は 契約期間が3か月以内でありかつ更新に関する定めのないもの

第16版(2012年2月)からの主な変更点

頁	該当箇所	変更点
全て	全ての章	改訂された「CDM用語集(バージョン6)」に基づき、関連用語を全般的に更新
19	参考:炭素隔離・貯留(CCS: Carbon dioxide capture and storage)プロジェクト	CMP7における決定を更新
26	標準化ベースラインを設定する際の品質保証やデータの品質管理のためのガイドライン	「標準化ベースラインを設定する際の品質保証やデータの品質管理のためのガイドライン」を追加
90	国別登録簿	日本の移転量を最新の数値に更新